

一般社団法人日本社会福祉学会

2014年度 関東部会研究集会抄録集

大会テーマ

社会福祉学研究と実践の新たな枠組み
ーソーシャルアクションを志向する研究・実践に求められるものー

開催日：2015年3月15日

会場：東洋大学 白山キャンパス

【プログラム】

■■受付 場所 1号館 5階 エレベーターホール■■

■受付開始 9:00～9:30 (1号館 エレベーターホール)

■■自由研究報告 場所 1号館 5階 1507教室他■■

■自由研究報告 9:30～12:00

第1会場 場所 1号館 5階 1507教室

9:30～10:10

- ①【研究報告部門】就労移行支援事業における暫定効果モデルを効果的なプログラムモデルの提案モデルに再構築するための形成評価テーマ
ー効果的な援助要素の改定に焦点を当ててー
日本社会事業大学大学院博士後期課程 方 真雅

10:15～10:55

- ②【研究報告部門】知的障害者支援における支援者の自律性と虐待の関係に関する研究
ー知的障害者入所施設職員の自律性と虐待認識に注目してー
日本社会事業大学大学院博士後期課程 新藤健太

11:00～10:40

- ③【研究報告部門】入所施設における地域生活移行の歴史的考察
ー身体障害者療護施設Aにおける実践ー
首都大学東京大学院博士後期課程 須田真介

■座長：山口麻衣氏

■コメンテーター：志村健一氏

第2会場 場所 1号館 5階 1501教室

9:30～10:10

- ①【研究報告部門】地域包括支援センターにおけるスーパービジョン体制に関する研究
ー地域包括支援センターのセンター長のスーパービジョン体制からの一考察ー
立教大学大学院博士後期課程 大口達也

10:15～10:55

- ②【研究報告部門】多職種協働は業務行動とみなしうるか
ー地域包括支援センターのケアマネジメント支援業務に焦点をあててー
ルーテル学院大学院博士後期課程 岸 千代

11:00～10:40

- ③【研究報告部門】「包括的・継続的ケアマネジメント支援業務」を推進するための地域包括支援センターの主任介護支援専門員の経験年数による役割の違い
ー介護支援専門員のニーズを通してー
日本社会事業大学大学院博士前期課程 出張由起

■座長：黒岩亮子氏

■コメンテーター：小林良二氏

第3会場 場所 1号館 5階 1502教室

9:30～10:10

①【研究報告部門】日本の健全育成概念の検証

ー児童館の位置づけの変遷と保護機能ー
新潟県立大学

植木信一

10:15～10:55

②【研究報告部門】子育て支援センターにおける「初めて来た親子」への有効なアセスメントーAセンターでのプロセス分析からー
植草学園大学

小川 晶

11:00～11:20

③【萌芽的研究報告部門】子どもをめぐる「養護」概念の文献的考察
立教大学大学院後期課程

片岡志保

■座長：月田みづえ氏

■コメンテーター：山本真実氏

第4会場 場所 1号館 5階 1503教室

9:30～10:10

①【研究報告部門】地域若者サポートステーションにおける支援のあり方の検討

ーYouth 概念を中心としてー

上智大学大学院博士前期課程

小山泰明

10:15～10:55

②【研究報告部門】地域における権利擁護としての就労支援のあり方に関する研究

ー実態調査から見た医療・福祉・教育・労働機関の就労支援の現状と課題ー

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

清野 絵

11:00～11:20

③【萌芽的研究報告部門】なぜ福祉サービスは利用者主体なのか？

水戸看護福祉専門学校

渡辺修宏

■座長：賛川信幸氏

■コメンテーター：川原恵子氏

第5会場 場所 1号館 5階 1504教室

9:30～10:10

①【研究報告部門】在宅ケアにおける医療と介護の協働におけるチームワーク認識

ー在宅療養支援診療所と連携するスタッフの考察からー

東洋大学大学院博士後期課程

酒田和久

10:15～10:55

②【研究報告部門】訪問介護職による在宅でがん末期患者を看取る家族への支援

ー人生の物語の中での看取りを支えるー

日本社会事業大学大学院博士前期課程

鈴木真智子

11:00～11:20

③【萌芽的研究報告部門】MSM(Men who have Sex with Men)へのHIV感染予防に関する文献的検討

ー地域を基盤としたHIV感染予防介入の方法構築を目指してー

日本社会事業大学大学院博士後期課程

加藤 慶

■座長：高野龍昭氏

■コメンテーター：藤林慶子氏

第6会場 場所 1号館 5階 1505教室

9:30～10:10

①【研究報告部門】知的障がい者の意思決定支援に関する研究

—Supported Decision Making をめぐる海外の議論から—
東洋大学福祉社会開発研究センター

木口恵美子

10:15～10:55

②【研究報告部門】包括的権利制約を課する後見類型の偏重是正に向けて

—国連障害者権利条約整合化検討に資する事例研究—
介護保険学び舎

越川文雄

11:00～11:20

③【実践報告部門】意思決定支援と ICT の可能性

東洋大学福祉社会開発研究センター

小泉隆文

■座長：原田欣宏氏

■コメンテーター：秋元美世氏

第7会場 場所 1号館 5階 1508教室

9:30～10:10

①【研究報告部門】高齢者虐待悪化防止の協働プロセスの様相

ーケース記録の質的分析を通してー

ルーテル学院大学大学院博士後期課程

乙幡美佐江

10:15～10:55

②【研究報告部門】中国農村部の高齢者に対する村幹部の役割と機能

ー江蘇省A鎮の村幹部へのインタビューからー

東洋大学大学院博士後期課程

茆 海燕

11:00～11:20

③【萌芽的研究報告部門】限定合理的なソーシャルワークの実践

ー行動経済学を援用した対人援助の検討ー

水戸看護福祉専門学校

岩田 健

11:25～11:45

④【実践報告部門】これからの精神保健福祉士の現場実践力の養成に関する一考察

ー何を伝え、どのように授業を展開するべきかー

群馬医療福祉大学

木下一雄

■座長：荒井浩道氏

■コメンテーター：久松信夫氏

■■休憩■■

■■運営委員会■■

■休憩

12:00～13:00

■運営委員会（場所 1号館 6階 1605教室）

12:00～13:00

■■学会奨励賞受賞者記念講演■■ 場所 1号館 5階 1507教室

■記念講演（奨励賞受賞者）

13:00～13:30

（単著書部門）

「在宅高齢者へのソーシャルワーク実践：混合研究法による地域包括支援センターの実践の分析」

講 師 高瀬幸子氏（帝京平成大学大学院）

13:30～14:00

（論文部門）

「知的障害者と共に働く特例子会社の一般従業員の支援実態と困難感」

講 師 上村勇夫氏（日本社会事業大学実習教育研究・研修センター）

■■■基調報告■■■

場所 1号館 5階 1507教室
14:10~15:00

「再考 社会福祉学研究におけるソーシャルアクション」

講師 室田信一氏（首都大学東京）

■■■シンポジウム■■■

場所 1号館 5階 1507教室
15:00~17:00

「社会福祉学研究と実践の新たな枠組み

ーソーシャルアクションを志向する研究・実践に求められるものー」

シンポジスト 室田信一氏（首都大学東京）

シンポジスト 高良麻子氏（東京学芸大学）

シンポジスト 佐久間裕章氏（NPO 法人ふるさとの会理事長）

コメンテーター 森田明美氏（東洋大学）

コーディネーター 高山直樹氏（東洋大学）

■■■総会・関東部会研究大会奨励賞授与式■■■

場所 1号館 5階 1507教室
17:00~17:30

■■■懇親会■■■

場所 4号館 1階 ステラ
18:00~

2014年度日本社会福祉学会関東地域部会研究大会(2015年3月15日)日程表

時間	第1会場 (1507教室)	第2会場 (1501教室)	第3会場 (1502教室)	第4会場 (1503教室)	第5会場 (1504教室)	第6会場 (1505教室)	第7会場 (1508教室)	事務局① (1605教室)	事務局② (1606教室)	事務局③ (1607教室)
8:30										
9:00	開場・受付開始(1号館5階エレベーターホール)									
9:30	座長:山口麻衣氏 コメンテーター:志村健一氏 ①【研究報告】 方真雅氏	座長:黒岩亮子氏 コメンテーター:小林良二氏 ①【研究報告】 大口達也氏	座長:月田みづえ氏 コメンテーター:山本真美氏 ①【研究報告】 植木信一氏	座長:髯川信幸氏 コメンテーター:川原恵子氏 ①【研究報告】 小山泰明氏	座長:高野龍昭 コメンテーター:藤林慶子氏 ①【研究報告】 酒田和久氏	座長:原田欣宏氏 コメンテーター:秋元美世氏 ①【研究報告】 木口恵美子氏	座長:荒井浩道氏 コメンテーター:久松信夫氏 ①【研究報告】 乙幡美佐江氏	大会事務局	奨励賞審査員室 シンポジスト控室	アルバイト控室
10:10										
10:15	②【研究報告】 新藤健太氏	②【研究報告】 岸千代氏	②【研究報告】 小川晶氏	②【研究報告】 清野絵氏	②【研究報告】 鈴木真智子氏	②【研究報告】 越川文雄氏	②【研究報告】 羽海燕氏			
10:55										
11:00	③【研究報告】 須田真介氏	③【研究報告】 出渕由起氏	③【萌芽的研究】 片岡志保氏	③【萌芽的研究】 渡辺修宏氏	③【萌芽的研究】 加藤慶氏	③【実践研究】 小泉隆文氏	③【萌芽の研究】 岩田健氏			
11:20								運営委員会		
11:25										
11:45							④【実践報告】 木下一雄氏			
12:00	休憩									
13:00	【記念講演①】 高瀬幸子氏 【記念講演②】 上村勇夫氏									
14:00	休憩									
14:10	【基調報告】 室田信一氏									
15:00	【シンポジウム】 室田信一氏 高良麻子氏 佐久間浩章氏 森田明美氏 高山直樹氏									
17:00	総会 奨励賞授与式 閉会									
17:30										
18:00	懇親会(ステラ:4号館1階)									

キャンパス案内図



抄 録

第1会場 場所 1号館 5階 1507教室

9:30～10:10

- ①【研究報告部門】就労移行支援事業における暫定効果モデルを効果的なプログラムモデルの提案モデルに再構築するための形成評価テーマ
－効果的な援助要素の改定に焦点を当てて－
日本社会事業大学大学院博士後期課程 方 真雅

10:15～10:55

- ②【研究報告部門】知的障害者支援における支援者の自律性と虐待の関係に関する研究
－知的障害者入所施設職員の自律性と虐待認識に注目して－
日本社会事業大学大学院博士後期課程 新藤健太

11:00～10:40

- ③【研究報告部門】入所施設における地域生活移行の歴史的考察
－身体障害者療護施設Aにおける実践－
首都大学東京大学院博士後期課程 須田真介

■座長：山口麻衣氏

■コメンテーター：志村健一氏

研究報告部門

就労移行支援事業における暫定効果モデルを効果的なプログラムモデルの 提案モデルに再構築するための形成評価 —効果的な援助要素の改訂に焦点を当てて—

○ 日本社会事業大学大学院博士後期課程 方 真雅(8609)

日本社会事業大学 新藤健太(8608)、日本社会事業大学 植村英晴(4001)、日本社会事業大学 大島巖(228)、
長野大学 片山優美子(6862)、日本社会事業大学 益子徹(8294)、埼玉工業大学 巢立佳宏(8434)

〔キーワード〕 プログラム形成評価, 実践家参画型評価, 効果的プログラムモデルの提案モデル

1. 研究目的

厚生労働省は、障害者の一般企業への就労移行を明確に目指した事業として 2006 年に就労移行支援事業を導入した。この事業は、障害者自立支援法（現：障害者総合支援法）の中心的な改革である「就労支援の抜本的強化」を達成するプログラムとして注目された。しかし、導入後、数年が経過しても 4 割弱の事業所が 10%にも満たない就労移行実績（1 年間の就労移行率）であり（42.9%；2012.4¹⁾）、また、就労移行後 6 ヶ月を超える継続的な支援やそれを支えるための保健医療サービス、生活支援システムが確保されておらず、一貫したサービス提供が可能な体制になっていないことなど課題が山積している。

このような状況に対し、私たちはこれまで、プログラム評価の理論と方法論を用いて、日本の社会福祉実践プログラムを、効果的プログラムモデル・EBP に発展させるアプローチ法（CD-TEP 評価アプローチ法²⁾）を用いて、就労移行支援事業において、障害者の一般企業への就労移行やその後の就労継続を効果的に達成し、障害者の生活の質（QOL）を高めるための、暫定効果モデルを構築し、成果を上げてきた。

本研究では、報告者が所属する効果のあがる就労移行支援プログラムのあり方研究会（以下、研究班³⁾）が、これまでに構築してきた、就労移行支援事業における「暫定効果モデル」に基づき、特に、プログラムのモデルを構成する具体的な要素にあたる「効果的な援助要素⁴⁾」に注目し、実践家参画型で再検討を行うことによって、就労移行支援事業の効果的プログラムモデルの提案モデルを構築することを目的とする。

2. 研究の視点および方法

本研究ではまず、研究班が構築してきた「暫定効果モデル」に基づき、2012 年度に 2 回（2012.9, 2012.11）、2013 年度に 1 回（2013.2）、ワークショップ形式の検討会を開催し、就労移行支援事業に携わる約 20 名前後の実践家と協働して、特に、プログラムモデルの「効果的な援助要素」に注目し、「暫定効果モデル」の見直しを行った。その結果、既存の「効果的な援助要素」に加えて、約 70 前後の要素が抽出された。

次に、関東圏の就労移行支援事業所に、1 年間の前方視研究で行う「全国プログラム評価調査」への参加を呼びかけ、調査に参加した 22 箇所の事業所を対象に、ワークショップ形式の検討会で抽出された約 70 前後の要素を加えた「修正版暫定効果モデル」の試行を 2013 年 11 月から 2014 年 11 月にかけて実施した。

1 年間の「全国プログラム評価調査」終了後、改めて、ワークショップ形式の検討会を開催し、「全国プログラム評価調査」に参加した事業所の実践家と協働して、特に、「修正版暫定効果モデル」に加えた約 70 前後の要素に注目し、「暫定効果モデル」を「効果的プログラムモデルの提案モデル」に再構築するために必要な要素の追加、修正を行い、「効果的プログラムモデル」の枠組みを検討した。

3. 倫理的配慮

本研究は、日本社会事業大学社会事業研究所研究倫理委員会の承認を受けて実施した。調査対象者には書面と口頭にて研究の趣旨、匿名性の確保、回答を拒否しても不利益はないこと、データは厳重に保管し、研究目的以外では使用しないことを説明し、同意を得た。尚、本報告に際しては、日本社会福祉学会研究倫理指針に基づき構成した。

4. 研究結果

「修正版暫定効果モデル」を用いた1年間の「全国プログラム評価調査」終了後、実践家の参画を得たワークショップ形式の検討会において、「効果的プログラムモデルの提案モデル」の「効果的な援助要素」について検討した結果、「修正版暫定効果モデル」に加えた約70前後の要素の殆どについて、「効果的プログラムモデルの提案モデル」に追加することが承認された。

一方で、既存の「効果的な援助要素」も含め、「効果的な援助要素が、『プログラムが目指すアウトカム（障害者の就労移行、就労継続、QOLの向上）を達成するための具体的な創意・工夫』とするならば、どの事業所でも当たり前前に実施している要素を『効果的な援助要素』として位置づける意味はあるのか」といった「効果的な援助要素の位置づけ」に関する意見や、「1つ1つの『効果的な援助要素』を実践現場で実践するとき、組織全体として実践することの合意が取れており、対応できる体制が整っている必要がある」といった「効果的な援助要素の実践における配慮」に関する意見、「効果的な援助要素には、内容の記述が分かりづらいものがある」といった「効果的な援助要素の記述」に関する意見など、新たな意見が多く抽出された。

これらの意見から、特に、「効果的な援助要素」の改訂に着目し、「修正版暫定効果モデル」を「効果的プログラムモデルの提案モデル」に再構築した。

5. 考察

本研究の結果から、就労移行支援事業における「効果的プログラムモデルの提案モデル」に必要な「効果的な援助要素」が明らかになるとともに、プログラムを実施する（効果的な援助要素を実践する）うえで必要な配慮事項などが明らかになった。今後、これらを「効果的プログラムモデル実施マニュアル」に書き込み、整理する作業が必要である。また、本研究の結果は、実践家との協働作業のうえで得られた成果であり、実践家参画型効果的プログラムモデル形成評価の研究枠組みから見ても、意義の大きな研究であると考えられる。

i 本研究は「実践家参画型プログラム評価の方法および評価教育法の開発とその有効性の検証（科学研究費補助金基盤研究A：代表 大島巖）」による。

ii 本研究会が構築した「暫定効果モデル」における「効果的な援助要素」は、「A領域；サービス提供組織」、「B領域；プログラム対象者へのサービス提供」、「C領域；利用開始から就労移行支援計画までの援助プロセス」、「D領域；就労移行に向けての援助プロセス」、「E領域；就労継続に必要な援助プロセス」の5領域、23項目、169要素から構成されている。

参考文献：

- 1) 厚生労働省（2012）「就労移行支援事業による一般就労への移行率別の施設割合の推移」
- 2) 大島巖、他（2012）「CD-TEP | 円環的対話評価アプローチ法実施ガイド；平成22年度文部科学省・科学研究費補助金基盤研究（A）プログラム評価理論・方法論を用いた効果的な福祉実践モデル構築へのアプローチ法開発」報告書。（主任研究者：大島巖）<http://cd-tep.com>（2013.4.29取得）

研究報告部門

知的障害者支援における支援者の自律性と虐待の関係に関する研究

—知的障害者入所施設職員の自律性と虐待認識に注目して—

日本社会事業大学大学院博士後期課程 新藤健太(8608)

〔キーワード〕 施設内虐待, 支援者の自律性, 虐待認識

1. 研究目的

知的障害者入所施設における虐待は、以前から注目を集め、施設ごとに虐待防止のための取り組みが実施されてきた。しかし、苦情解決制度が盛んに導入された 2003 年度以降も、知的障害者入所施設における虐待件数の増加は著しいと指摘がありⁱ、現在においても知的障害者施設における虐待事件が散見される状況であることから、より効果的な虐待防止のための対策を立てることが急務であると言える。

一方で、施設内虐待の問題については、度々、支援者の専門性との関係で語られる場面がある。松川（2001ⁱⁱ）は「虐待の発生は施設実践の抱える課題が錯綜したなかで発生しており、単に施設職員個人の問題に帰すのではなく、施設実践総体との関係性で捉えなければならない」とし、虐待が発生する所在を、施設の内的関係や職員個人に依拠することの危険性を危惧しながらも、「施設内虐待という特性を考慮するならば、専門性の問題を積極的に取り上げ、虐待との関連性を追求する姿勢はむしろ重要と考える」とし、我が国の社会福祉専門教育の在り方を見直すという観点からも検討がされるべき課題であると説明している。しかし、職員の専門性と虐待の関係について調査した実証的な研究は見当たらない。そこで、本研究では、職員の専門性と虐待との関連性について実証的な調査と分析から明らかにすることを目的とした。

2. 研究の視点および方法

本研究ではまず、職員の専門性について、菊池ら（1996ⁱⁱⁱ）が「状況の認知力、判断力、実践力」と定義する「自律性」を用いた。質問項目は、菊池らが作成した「看護婦の自律性測定尺度」45 項目を用いた。その際、「患者」を「利用者」に、「看護」を「支援（介護）」に置き換えた。職員の専門性に関する定義に「自律性」を用いた意義や理由に関しては、「虐待を推奨する集団の中では、虐待は正常な行為であると見なされ、求められることがある（Sobsey, D 1994^{iv}）」という指摘がある中で、職員が自分の力で目の前の利用者の状況を判断し、適切な支援を導き出す能力を身に着けることが虐待防止に必要なことと一致していると考えたからである。虐待については、施設職員の虐待に関する認識を調査することとし、質問項目には、宗澤（2008^v）が作成した「成人期障害者の虐待または不適切な行為に関する実態調査」の 24 項目を用いた。調査は、東京都、千葉県、埼玉県の知的障害者入所施設（現；障害者支援施設）で働く 2,697 名を対象に行い、1,829 名から回答を得た（回収率 67.8%）。このうち、分析に使用する項目に回答不備があるものを除いた 1,302 票を有効回答とし、分析した（有効回答率 48.2%）。具体的には、職員の専門性と虐待認識について因子分析を行い、その構造を確認したうえで、職員の専門性を説明変数にし、虐待認識を被説明変数にした重回帰分析を行った。

3. 倫理的配慮

本研究は、日本社会事業大学社会事業研究所研究倫理委員会の承認を受けて実施した。調査対象者には書面と口頭にて研究の趣旨、匿名性の確保、データは厳重に保管し、研究目的以外では使用しないことを説明し、同意を得た。尚、本報告に際しては、日本社会福祉学会研究倫理指針に基づき構成した。

4. 研究結果

重回帰分析の結果は、以下の通りである。

項目	(虐待認識) 利用者の行動制限	(虐待認識) 利用者への直接危害
	β	β
以下、職員の基本属性		
年齢	.202***	.081*
性別（男性ダミー）	-.143***	-.023
支援現場の経験年数（経験年数を月で換算）	.030	-.021
福祉系教育の有無（有ダミー）	-.015	.006
福祉系の保有資格（有ダミー）	.005	-.027
虐待研修の参加（参加ダミー）	.119***	.013
1か月の夜勤回数	.036	.027
1か月の残業時間	.045	.026
以下、職員の専門性		
自律的判断能力（因子の尺度得点）	.110***	.058
認知・判断・実践力（因子の尺度得点）	.197***	.037
自由度調整済決定係数	0.177	0.012
モデルの有意確立	0.000***	0.041*

*p<0.05, **p<0.01, ***p<0.001

職員の虐待認識は、「電話の使用を原則自由にしない」などから構成される「利用者の行動制限」と、「利用者に性的いたづらをする」などから構成される「利用者への直接危害」の2因子が抽出され、職員の専門性は、「様々な決定事項を自分自身で判断できる能力」を重視した「自律的判断能力」と、「状況を正確に認知・判断し、実践できる能力」を重視した「認知・判断・実践力」の2因子が抽出された。職員の基本属性の影響を統制したうえで、職員の専門性を説明変数に、虐待認識を被説明変数にした重回帰分析を行ったところ、「自律的判断能力」、「認知、判断、実践力」共に、この得点が高いほど、「利用者の行動制限」に関する虐待認識の得点が高い傾向が示された。

5. 考察

本研究の結果から、職員の専門性、特に、自身で物事を判断し、具体的な実践を行うことの出来る職員は、利用者の行動を抑制することに関する虐待認識が高いことが明らかになった。今後は、これらの結果を参考に、施設職員への質的な調査を行い、「自律的判断能力」および「認知・判断・実践力」の向上が、どのように職員の虐待認識の向上に貢献するのかというメカニズムについて明らかにし、施設内虐待に関する研究、および、効果的な虐待防止対策の発展に結びつくことが期待される。

ⁱ 重岡修：知的障害者施設において虐待が発生する背景。山口大学学術情報，1，11-25，(2008)。

ⁱⁱ 松川敏道：施設内虐待研究の視角と方法；障害者施設における虐待の発生構造についての包括的研究枠組み。教育福祉研究(7)，27-37，(2001)。

ⁱⁱⁱ 菊池昭江，原田唯司：看護の専門職的自律性の測定に関する一研究。静岡大学教育学部研究報告；人文・社会科学篇，47，241-254，(1996)。

^{iv} Sobsey, D : Violence and Abuse in the Lives of People with Disabilities ; The end of Silent Acceptance. Baltimore, Maryland. Paul H. Brookes Publishing Co, (1994)

^v 宗澤忠雄：成人期障害者の虐待または不適切な対応に関する実態調査。やどかり出版，(2008)。

研究報告部門

入所施設における地域生活移行の歴史的考察

—身体障害者療護施設Aにおける実践—

首都大学東京大学院博士後期課程 須田真介 (8456)

[キーワード] 重度身体障害者、地域移行、身体障害者療護施設

1. 研究目的

本報告では、近年になって注目されるようになった重度身体障害者の入所施設における地域生活移行が、いつからどのようなかたちで行われるようになったのかを歴史的に検討することを目的としている。具体的には、身体障害者療護施設Aにおいて行われた地域生活移行を3期にわけ、それぞれの時期における実情と傾向を記述し、考察する。

2. 研究の視点および方法

重度身体障害者の入所施設における地域生活移行に関する研究として、相馬（2012）がある。また地域生活移行を含めた施設入所者の生活ニーズに関する研究として柗崎・畠山（2011）、柗崎・畠山・人見（2011）、療護施設自治会全国ネット（2007,2012）、全国身体障害者施設協議会（2013）がある。いずれも2006年以降の施設入所者の地域生活移行を含めた生活ニーズに関する調査・研究であり、2000年代以前の重度身体障害者入所施設の地域移行実践について報告した研究は見当たらない。本研究では、インタビューの他、職員組合機関誌、入所者自治会機関誌などの第一次資料をもとにしてA施設における地域生活移行を歴史的な視点から論じる。

3. 倫理的配慮

本報告は「日本社会福祉学会の研究倫理指針」に基づき、個人名・施設名はアルファベットで記載し、特定できないように配慮した。

4. 研究結果

A施設における地域移行の概要

A施設においては、1986年以降29年間で16人の入所者が地域生活に移行している。そのうち10件の移行は1995年から2005年の間におきている。なお1986年以前にも1人が地域生活に移行しているが、今回は詳しいデータが得られなかったことから除外した。

（1）1980年代における個別的取り組み

1980年代に行われた地域移行は1件である。それは職員有志による個別的な取り組みとして行われた。以下、その経緯を述べる。まずこの時期にA施設において行われた活動の一つに「B山を下る会」の活動がある。この会は1981年に職員の有志が入所者の自己実現をサポートすることを目的としてつくられた。具体的には、入所者O氏が夜間中学・高校に通うのをサポートすることを目的としていた。職員有志と多くのボランティアは、学校や教育委員会に働きかけ、O氏が夜間中学・高校へ通うことを支援し、実現する。しかしO氏は施設職員との関係のなかで、一部の職員に対して不信感をいだき、職員に事前予告なく施設を出て地域生活を行う。職員はそれに驚くとともに、自らの支援を見直し、その後の地域生活移行を含めた支援につなげていく。

（２）１９９０年代におけるＣＩＬとの連携による取り組み

A施設においては、１９９０年代から地域のＣＩＬと協力・連携を図りつつ、地域移行を進めて行った。１９９０年代に地域生活を果たした６人のうち、５人がＣＩＬとの連携により地域生活に移行している。またこの時期の地域移行者の特徴として、６人のうち５人が女性であり、施設設立当時の入所者であった。また入所者の入所時の年齢が若く、その一方で入所の期間は平均で２０年以上と長かった。また入所前は他の施設か在宅で生活しており、一人暮らしを経験したことがない人たちであった。障害種別としては、重複障害をもつ人はおらず、全員が脳性まひであった。

（３）２０００年代における自立支援推進委員会による組織的な取り組み

２０００年代に入り、入所者の高齢化、障害の重度化が進み、地域移行が困難になってくる。そこでさらなる取り組みの必要性を感じた職員が、２００２年１０月に自立支援推進委員会を発足させる。

この会は、ＣＩＬと連携し、以下の２つの活動を支援した。一つは出張ピアカウンセリングの活動である。これは月に２回、ＣＩＬのピアカウンセラーが施設を訪問し、入所者のカウンセリングを行う活動である。もうひとつはＩＬプログラムとよばれる活動であり、ＣＩＬのメンバーが月に１回、入所者を街に連れ出したり、施設内で一緒に料理をつくるなどの活動であった。

こうした組織的な活動を経て、２００２年以降、現在まで７人の入所者が地域移行を果たしている。この時期の地域移行者の特徴としては、７人のうち男性が３人で女性が４人であり、入所期間は平均で１３年と、１９９０年代の地域移行者の平均入所期間よりも短い。また１９９０年代までの地域移行者と違い、全員が１９８０年代後半以降に入所していること、障害種別では重複障害が増え、重度化が進んでいることがあげられる。また１９９０年代と比べて、連携するＣＩＬの数が増えたことなどがあげられる。

５．考察

同施設における地域生活移行の歴史を３期にわけて論じてきた。ここからわかることを考察したうえで、最後に現在のＡ施設における地域生活移行の取り組みと課題を述べたい。まずＡ施設における地域生活移行の歴史からわかることを職員の側と入所者の側にわけて考察したい。職員の側においては、１９８０年代の個別的な取り組みから２０００年代の組織的な取り組みへの変化があげられる。１９９０年代はその過渡期であり、ＣＩＬとの連携が図られ、地域とのつながりがつくられ始める時期であったといえる。他方、入所者の側においては、１９９０年代までの地域移行者と２０００年代以降の入所者では、障害の重さに違いがあった。２０００年代になると重複障害をもつ地域移行者が増える。また入所の時期にも違いがみられた。つまり２０００年以降には、施設開設当時の入所者は地域生活へ移行していない。その背景として、入所当時の入所者が高齢化したこと、障害が重度化したことがあげられる。また自ら地域生活を選ばず、施設生活を選びとった者がいることもわかっている。

最後に、現在のＡ施設における地域生活移行の取り組みと課題を述べる。２００２年に自立支援推進委員会がつくられて、現在まで活動を続けている。ただ入所者の高齢化・重度化が進み、地域生活移行にまで結びつかないケースが増えてきている。さらに一度地域生活へ移っても再び施設に戻ってくるケースもみられる。こうしたなか、重度者の地域生活移行をいかに支援するかが課題となっている。

第2会場 場所 1号館 5階 1501教室

9:30～10:10

- ①【研究報告部門】地域包括支援センターにおけるスーパービジョン体制に関する研究
ー地域包括支援センターのセンター長のスーパービジョン体制からの一考察ー
立教大学大学院博士後期課程 大口達也

10:15～10:55

- ②【研究報告部門】多職種協働は業務行動とみなしうるか
ー地域包括支援センターのケアマネジメント支援業務に焦点をあててー
ルーテル学院大学院博士後期課程 岸 千代

11:00～10:40

- ③【研究報告部門】「包括的・継続的ケアマネジメント支援業務」を推進するための地域包括支援センターの主任介護支援専門員の経験年数による役割の違い
ー介護支援専門員のニーズを通してー
日本社会事業大学大学院博士前期課程 出張由起

■座長：黒岩亮子氏

■コメンテーター：小林良二氏

研究報告部門

地域包括支援センターのスーパービジョン体制に関する研究

ー地域包括支援センターのセンター長のスーパービジョン体制からの一考察ー

○ 立教大学大学院コミュニティ福祉学研究科博士後期課程 大口 達也 (7296)

ルーテル学院大学総合人間学研究科社会福祉学専攻博士後期課程 岸 千代 (7619)

[キーワード] 地域包括支援センター、スーパービジョン、ケアマネジメント支援

1. 研究目的

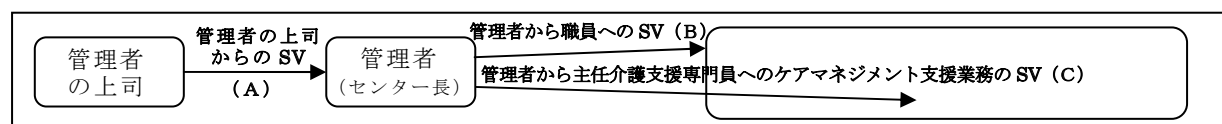
地域包括支援センター（以下、センターと略）の管理者としての「センター長」の配置は、「老老発第1018001号地域包括支援センターの設置運営について（通知）」により「市町村が地域の実情に応じて適切に判断」と規定されており、全国的な配置状況は厚労省の老人保健健康推進等事業等の先行研究においても明らかにされていない。また、都道府県及び専門職団体等の実態調査において「センター長」の「職位」にバラつきがあることが明らかになっており、上述の「実質的な管理者」と「センター長」が乖離している実態がある。さらに、「センター長」のあり方や役割については研修等でも、組織マネジメントを、センターの実質的な管理者が行うことが重要であると言及されていても、先行研究はほとんど行われていない状況にある。

そこで本研究では、センターの管理者の役割について、センターの組織マネジメントのための「スーパービジョン体制」に着目し、管理者を軸としたスーパービジョンのあり方を検証し、センターの管理者としての果たすべき役割及びその支援体制について検討することを目的とした。

2. 研究の視点および方法

先行研究等を踏まえ、本研究ではセンターの「スーパービジョン（以下、SVと略）体制」を、図1のように3つのSVで構成されるという作業定義を立てた。（以下、3つのSVの種別を図表ではA、B、Cと区分して表記する）

図1 作業定義 センターの「スーパービジョン（SV）体制」



また、研究の視点となる「スーパービジョン」の視点について、複数の尺度から Kadusín, A によって作成されたスーパービジョン機能尺度（1984: 日本語版: FUKUYAMA, K. 1999）を採用し、項目の表現修正の上、5件法のリッカートスケールで測定した。この尺度は「管理機能」「教育機能」「支持機能」の3機能で構成されており、本研究では、上述の3つのSVが3機能によって構成されていることを作業仮説とし、Amosを用いた共分散構造分析により「スーパービジョン体制」を検証した。なお、本研究で行った調査概要及び分析対象者は表1に示したとおりである。

表1 調査概要

調査時期	調査対象	回収数(回収率)	分析対象者
2013年3月14日 ～2013年6月4日	東京都内全ての地域包括支援センター 471カ所の主任介護支援専門員及び 管理者	182人 (38.6%)	センターの管理者かつ上司がいる回答者 106人 ※有効回答者のみを分析

3. 倫理的配慮

調査は、東京都社会福祉協議会センター部会とルーテル学院大学大学院社会福祉学研究室「ケアマネジメント研究会」との共同調査であり、本研究は前者の承認を得て、分析・考察したものである。本研究では、調査結果の使用用途の限定や個人が識別されないデータ加工などの倫理的配慮を調査時に明記し、日本社会福祉学会の研究倫理指針に基づく配慮を行った。

4. 研究結果

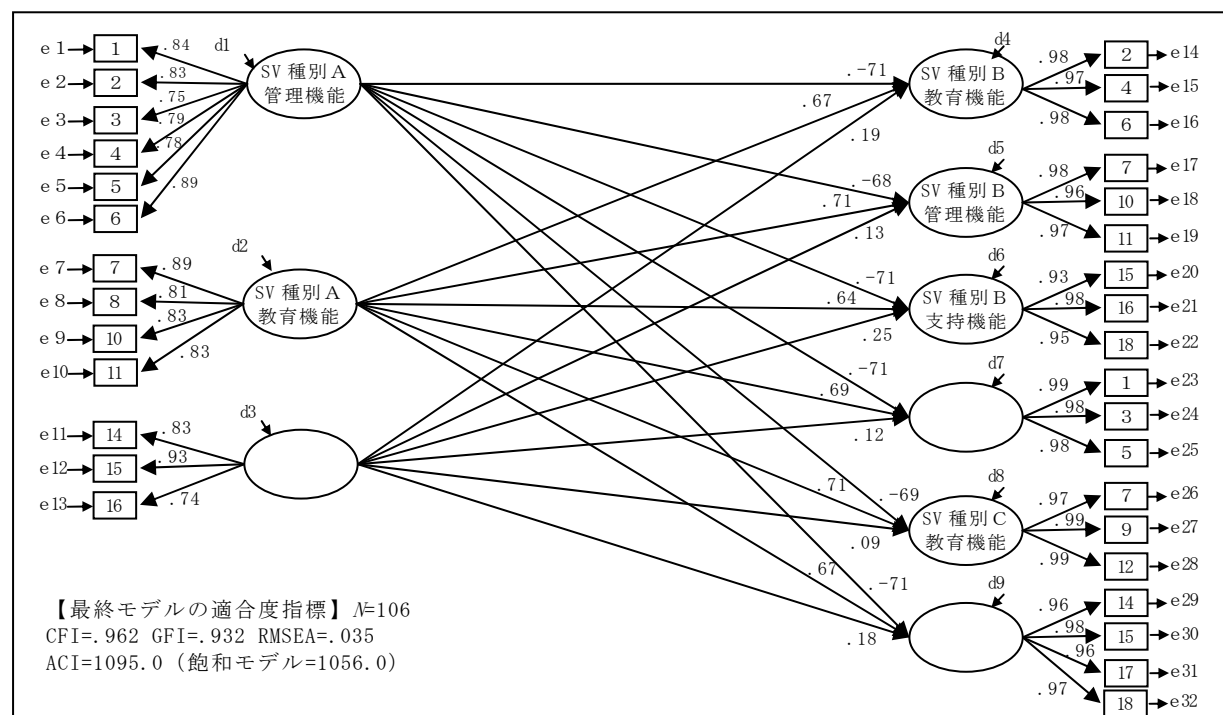
まず、「天井・フロア効果」及び「内的整合性（ α 係数）」を検討（統計ソフト：SPSS18）し、3つのSVを構成するスーパービジョン機能尺度の項目を検討した。（表2）次に、管理、教育、支持の3機能からなる作業仮説の因子構造について複数のモデルを想定し、モデル適合度（CFI、GFI、RMSEA、AIC等）の比較により統計学的な許容水準を満たす最終モデルを選定した。（図2）

表2 各SV種別におけるスーパービジョン機能尺度の項目検討（灰色が確定項目） $N=106$

スーパービジョン機能尺度※ (1984:日本語版:FUKUYAMA, K. 1999)			天井・フロア効果 の検討			内的整合性 (α 係数) の検討		
上司から管理者SV (A) 管理者から職員 (B) 管理者から主任 (C)			A	B	C	A	B	C
1	管理機能	分担する役割を考慮すること	○	×	○	○		○
2		業務の段取りができるように支援すること	○	○	○	○	○	除外
3		仕事の成果を確認すること	○	×	○	○		○
4		仕事に充実感を持てるように支援すること	○	○	×	○	○	
5		業務が遂行できるように支援すること	○	×	○	○		○
6		的確に仕事ができるように支援すること	○	○	×	○	○	
7	教育機能	書類が作成できるように支援をすること	○	○	○	○	○	○
8		業務の内容について助言すること	○	×	×	○		
9		直面している困難な事柄を解決できるように支援すること	○	×	○	除外		○
10		専門的な知識や技術を教えること	○	○	×	○	○	
11		専門家として成長できるように支援すること	○	○	×	○	○	
12		会議等への参加を通して自信をつけさせる支援をすること	○	×	○	除外		○
13	支持機能	コミュニケーションの機会をもつこと	○	×	×	○		
14		サービス事業者等と連携できるように支援すること	○	×	○	除外		○
15		仕事のストレスに耳を傾けること	○	○	○	○	○	○
16		仕事ができるように励ますこと	○	○	×	○	○	
17		立場を尊重すること	×	×	○			○
18		大変さをねぎらうこと	×	○	○		○	○

※ 回答カテゴリー「1. 全くやっていない」「2. あまりやっていない」「3. どちらともいえない」「4. 時々やっている」「5. いつもやっている」

図2 作業仮説の最終モデル「センターのスーパービジョン体制」



5. 考察

最終モデルの「スーパービジョン体制」では、上司による管理者へのSVの管理機能が、管理者が行う全てのSVにおいて負の影響を及ぼし、教育機能が全てのSVにプラスの影響を及ぼしていた。今後は、それらの影響を踏まえた「スーパービジョン体制」の構築が必要になると考える。

研究報告部門

多職種協働は業務行動とみなしうるか ～地域包括支援センターのケアマネジメント支援業務に焦点をあてて～

○ルーテル学院大学総合人間学研究科社会福祉学専攻博士後期課程 岸 千代 (7619)

立教大学大学院コミュニティ福祉学研究科 博士後期課程 大口 達也 (7296)

〔キーワード〕 ケアマネジメント支援、多職種協働、地域包括支援センター

1. 研究目的

地域包括支援センター（以下、センターと略）の活動には「協働性」の視点が求められているが、特にケアマネジャーが多機関、多職種と協働して利用者を支援する際に、そのケアマネジメント実践に不具合が生じた場合、センターは「協働性」の視点でケアマネジメント支援を行いその質を担保することが規定されている。しかし、センター内の主任介護支援専門員、社会福祉士、看護師等の3職種の協働はうまく稼働しているとは言いがたく、ケアマネジメントの質の低下を招いていることもあり、その協働性のコンテキストについては具体的に示す必要が生じている。

また、センターが中心となり医療・保健・福祉が協働し地域包括ケアシステムを構築することがセンターの業務として期待されているが、協働が職員個人のテクニックだとみなされ、個人のネットワークや力量に依るところが大きく、センター全体が協働体制の機能不全を起こしていると言わざるを得ない。

本研究では、協働を業務行動とみなすことの意義について、センターの包括的・継続的ケアマネジメント支援業務に焦点をあて、センター内の3職種協働の視点から検証し、その方策について述べたい。

2. 研究の視点および方法

本研究では、多職種協働の視点について福山の協働の観点から分析することとし、福山の業務行動のチェックリストを多職種協働の視点を測るスケールとして、5件法のリッカートスケールで測定した。

福山の業務行動チェックリストの構造をもとに、「自律性の明示」「専門性の明示」「リスク管理」の因子からなり、「専門性の明示」は「援助方針の明示」と「妥当性の明示」の2因子をもち、「リスク管理」は「援助効果と限界の予測」と「相互補完」の因子をもち、「相互補完」は「専門的知識の相互補完」と「課題達成の相互補完」の2因子をもつ2次元モデルとなり、「専門性の明示」が「リスク管理」に影響を及ぼすという作業仮説をたてた。

分析は、変数の天井・フロア効果を SPSS による記述統計により分析し、作業仮説の因子構造を AMOS による確証的因子分析において分析した。分析には、郵送法で実施した調査において、該当設問に完全回答し、かつ職場人数が2名以上の回答者を対象とした（表1参照）。

表1 調査概要

調査時期	調査対象	回収数 (回収率)	分析対象者
2013年3月14日 ～2013年6月4日	東京都内全ての地域包括支援センター 471カ所の主任介護支援専門員	182人 (38.6%)	センターの主任介護支援専門員 職場人数2人以上の有効回答139人

3. 倫理的配慮

本研究の調査は、東京都社会福祉協議会センター分会において、ルーテル学院大学大学院社会福祉学研究室「ケアマネジメント研究会」との共同調査の承認を得て、2012年6月のルーテル学院大学研究倫理委員会で審査され承認されたものである。調査票の送付時には、倫理的配慮として、調査結果を研究に使用（論文や学会発表等にて報告する予定）することと、統計データだけを使用し、個人が特定されることはないことを明記し、日本社会福祉学会の「研究倫理指針」に基づく配慮を行った。

4. 研究結果

記述統計（統計ソフト：SPSS18）の結果、業務行動チェックリストの項目の内、「各職種が困難だと思っている事柄を確認し合うこと」に天井効果が確認された。（表2）

表2 業務行動チェックリストの記述統計

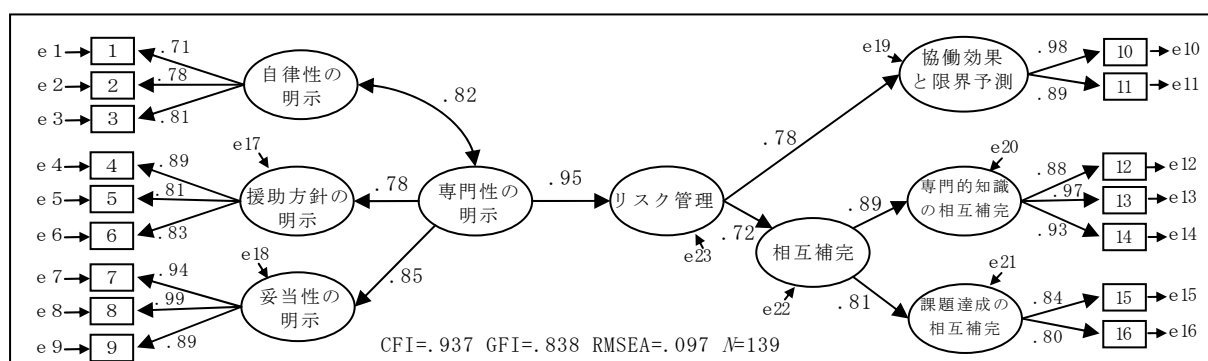
N=139

項目※	最小	最大	平均	SD	平均 -SD	平均 +SD
1 各職種の立場を明示すること	1	5	3.91	1.05	2.86	4.96
2 各職種の責任の範囲を明示すること	1	5	3.47	1.04	2.43	4.51
3 職種間でそれぞれの役割を分担し合うこと	2	5	4.09	0.90	3.11	4.98
4 3職種の各専門性を活用し援助目的や援助計画を立てること	1	5	3.44	1.06	2.37	4.50
5 3職種の各専門性を活用し援助期間の決定すること	1	5	3.09	1.17	1.92	4.27
6 3職種の各専門性を活用し援助内容を明確にすること	1	5	3.65	1.05	2.60	4.70
7 メンバーは各自の専門領域の理論を活用して援助すること	1	5	3.87	0.91	2.96	4.78
8 メンバーは各自の専門領域の援助技術を活用して援助すること	1	5	3.96	0.92	3.04	4.87
9 メンバーは各自の専門領域の情報を活用して援助すること	2	5	4.01	0.84	3.17	4.85
10 援助効果については各自の専門領域からの予測を提示すること	1	5	3.71	0.99	2.73	4.70
11 支援の限界については各自の専門領域から予測して提示すること	1	5	3.66	0.95	2.71	4.61
12 専門領域の理論の不足を点検し合うこと	1	5	3.16	1.16	2.00	4.32
13 専門領域の援助技術の不足を点検し合うこと	1	5	3.24	1.18	2.06	4.41
14 専門領域の情報の不足を点検し合うこと	1	5	3.30	1.14	2.16	4.44
15 各職種が困難だと思っている事柄を確認し合うこと	1	5	4.01	1.01	3.01	5.02
16 各職種が負担に感じていることを確認し合うこと	1	5	3.82	1.02	2.80	4.84
17 各職種の不満をキャッチし合うこと	1	5	3.37	1.04	2.33	4.42

※ 回答カテゴリー「1.全くやっていない」「2.あまりやっていない」「3.どちらともいえない」「4.時々やっている」「5.いつもやっている」

天井効果が確認された項目を分析から除外し、作業仮説の因子構造を確認的因子分析（統計ソフト：AMOS22、推定方法：最尤法）で分析した。モデル適合度は CFI、GFI、RMSEA 指標を用いたところ、概ね統計学的な許容水準を満たす結果が得られた。（図1）

図1 作業仮説の確認的因子分析



5. 考察

センターの包括的・継続的ケアマネジメント支援のために専門家が協働するとは、組織として自律性と専門性を明示しリスク管理を行うことであり、それは、協働の効果と限界を予測し組織として策を練ること、互いに補完することであると考えられる。協働を業務行動とみなすためには、それぞれの専門家が専門的な視点とリスク管理の観点から協働を業務行動と捉えていくことが重要である。

本研究の限界として、本研究では協働を包括的・継続的ケアマネジメント支援に限定しているため、センターの他の業務についても検証していきたい。

6. 参考文献

- 一般社団法人長寿社会開発センター(2012)『地域包括支援センター運営マニュアル 2012』44.
 福山和女(2005)「カンファレンス協働-医療・保健・福祉における専門家のために-」97.

研究報告部門

「包括的・継続的ケアマネジメント支援業務」を推進するための 地域包括支援センターの主任介護支援専門員の経験年数による役割の違い —介護支援専門員のニーズを通して—

日本社会事業大学大学院社会福祉学研究科博士前期課程 出張 由起

日本社会事業大学教授 菊池 いづみ (6466)

[キーワード] 地域包括支援センター, 主任介護支援専門員, 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

1. 研究目的

2000年の介護保険法の施行に伴って介護支援専門員（以下、CM）制度が開始した。しかしCMの受験資格は多様であり、未整備な研修体系が容認されてきたため、業務水準のばらつきやケアマネジメントに関する教育は未だ不十分といえ、その資質向上が介護保険創設時から今日に至るまでの課題となっている。

2006年の介護保険法改正によって創設された地域包括支援センター（以下、包括センター）に主任介護支援専門員（以下、主任CM）が配置され、その役割の一つに個々のCMへのサポートが挙げられている。しかし包括センターは、介護予防業務に忙殺され、包括的支援事業の役割を果たせていないのが実状である。中でも「包括的・継続的ケアマネジメント支援業務」を行う主任CMに求められる役割である「指導、助言」等に対するCMからの評価が高くないことが明らかにされており、主任CM自身も力量不足を認識している等課題が山積している。

こうした背景もあり、2014年6月に厚生労働省においてCMの研修体系が見直された。これまでの研修はその企画や実施が手さぐり状態であるうえに画一的で、研修内容とCMが求めていること(業務)との乖離が生じており、研修体系が有効に機能していないといわれてきた。そのため、研修体系の見直しだけでCMの質、力量が確保できるとは考え難く、実践で身につけられるスキルを現場の主任CMが支援していく必要があると考えられる。

主任CM制度が導入されて10年目に入ろうとしている現在、主任CMもまたCMに対してどのように支援をしていけばよいか未だ模索中であることが多い。CMは、基礎資格や経験年数の違いによるスキルの差が指摘されているが、主任CMにおいては、経験年数に着目したCM支援に関する先行研究はほとんどされていない。

本研究では、包括センターの主任CMが行う「包括的・継続的ケアマネジメント支援業務」を推進するための条件をCMのニーズから捉え、主任CMの役割を経験年数の違いから明らかにすることを目的とする。

2. 研究の視点および方法

日本では、ケアマネジメントを担うCMは介護保険制度に位置付けられ、給付管理業務を優先しなければならない構造となっている。しかし本来ケアマネジメント理論に基づく支援は、CMが目指す理想の形であり、適切なケアマネジメントが行えるよう支援することこそが包括センターの主任CMの役割として期待されていることである。本研究ではこの点に着目し、主任CMの役割をCMのニーズとして捉え、「包括的・継続的ケアマネジメント支援業務」が推進されるような条件を探ることを目的とした。

調査は、CMを対象とし、都道府県単位の研修において、質問紙による集合調査を実施した。調査枠組みとして「地域包括支援センター業務マニュアル」に示されている包括的・継続的ケアマネジメント支援業務の内容と、業務実態の調査報告を照合し、①ケアプラン作成のプロセス支援、②サービス担当者会議の開催支援、③支援困難事例の解決支援、④社会資源・ネットワークの構築の支援、⑤医療との連携支援を5つの支援課題として抽出した。この5つの支援課題のそれぞれに具体的な業務内容を細分化したものを加え、質問項目として設定した。また、調査対象者の基本属性と最も関わりのある包括センターの主任CMの基本属性と関係性についてたずねた。

回収数は801名、有効回答数は764名であり、分析は、支援の対象でない包括センターに勤務するものを除く725

名分を対象とした。先述した5つの支援課題の各下位項目①12項目、②8項目、③9項目、④10項目、⑤8項目をそれぞれ1つの尺度とするために、①から⑤の各下位項目の合計得点を算出し、cronbachの信頼性分析を行った結果、 α 係数は、①0.965、②0.949、③0.949、④0.962、⑤0.975と高い値を示したため、分析に採用した。相関分析は、支援を「受けたことがある」者のみを対象とし、主任CMとしての経験年数を「5年未満」と「5年以上」に分けて、Spearmanの順位相関分析を用いた。

3. 倫理的配慮

調査の依頼先である研修実施機関と調査対象者に対して、調査の目的、方法、倫理的配慮などを文書で配布し、匿名性の配慮を伝えることと、密封できる封筒での回収を依頼した。調査にあたっては日本社会事業大学社会事業研究所研究倫理委員会の認証を得た。また日本社会福祉学会の研究倫理指針に基づいた配慮をした。

4. 研究結果

ケアプラン作成のプロセス支援では、経験年数5年以上の主任CMによる支援が、役に立ったと感じている人ほど事業所での「職位が低い」CMであった($p=.256$, $P<.01$)。役職にない場合、事業所内に管理者である他のCMが配置され、相談できる環境にあるが、管理者が必ずしもスーパーバイズができるCMであるとは限らないため、スキルを持った経験年数の高い主任CMの支援が効果的であったのではないかと考えられる。

サービス担当者会議の開催支援では、経験5年未満の主任CMによる支援がより役に立ったと感じているのは「主任CMがCMの事業所への訪問頻度」が高いCMであった($p=.208$, $P<.01$)。業務過重により多忙や不在が多い現状にあるCMに対して、その所属する事業所への訪問を躊躇する主任CMは少なくない。経験の短い主任CMは、訪問頻度を増やすことで、担当者会議への同席を求めやすい関係が作られていることがうかがえた。

支援困難事例の解決支援では、経験年数によらず主任CMによる支援が、より役に立ったと感じているのは「包括センターとの連携」「他の居宅介護支援事業所（以下、居宅）のCMと連携」ができているCMであった。この支援は、CMに最も周知され、役割期待がされていることから包括センターの役割として再認識できる結果であり、今後一層の取り組みが望まれる。一方で、居宅のCMの業務と経験知が逆転していく現象もあり、この支援には居宅のCMの協力が不可欠であることもわかった。

社会資源・ネットワークの構築の支援では、経験年数によらず主任CMによる支援を、より役に立ったと感じているのは「他の居宅のCMと連携」ができているCMであり、中でも経験5年以上の主任CMによる支援は最も高い係数を示す結果であった。CM同士の情報交換は地域資源の把握に最も有効な手段のひとつであり、その交流の橋渡し役が主任CMに求められている。中でも経験の長い主任CMは、時間をかけて形成されたネットワークにより、地域で活動している居宅CMが持つ多大な情報力を活用した支援が可能であることが示唆された。

医療との連携支援では、5年未満の主任CMによる支援が役に立ったと感じている人ほど「地域サービスの情報提供」ができているCMであった($p=.239$, $P<.01$)。医療においては、医療依存度の高い在宅ケアや終末期ケアの増加が見込まれており、特に経験の短い主任CMはCMが利用者の持つ医療ニーズに対応できるような情報提供の支援に力を入れていることが窺い知れた。その他の詳細は、発表当日に報告する。

5. 考察

5つの支援課題の中でも特に医療との連携は、CMが自信のない業務とされ、主任CMもその支援に自信がないことが明らかにされている。本研究では医療との連携支援において、経験年数の短い主任CMから受けた支援とCMの自己評価の高さに関連が多くみられたことは、新たな知見といえる。すなわち必ずしも経験年数の長い主任CMがCMに対して効果的な支援を実施しているとは限らず、経験年数によってそれぞれの取り組みが効果的な支援に繋がっていると示唆された。以上のことから、「包括的・継続的ケアマネジメント支援業務」を推進するための条件をCMのニーズから捉え、主任CMの役割を経験年数の違いから明らかにすることができた。

第3会場 場所 1号館 5階 1502教室

9:30～10:10

①【研究報告部門】日本の健全育成概念の検証

ー児童館の位置づけの変遷と保護機能ー
新潟県立大学

植木信一

10:15～10:55

②【研究報告部門】子育て支援センターにおける「初めて来た親子」への有効なアセスメント
ーAセンターでのプロセス分析からー
植草学園大学

小川 晶

11:00～11:20

③【萌芽的研究報告部門】子どもをめぐる「養護」概念の文献的考察
立教大学大学院後期課程

片岡志保

■座長：月田みづえ氏

■コメンテーター：山本真実氏

研究報告部門

日本の健全育成概念の検証

－児童館の位置づけの変遷と保護機能－

新潟県立大学 植木 信一（2922）

〔キーワード〕 健全育成、児童館、保護機能

1. 研究目的

児童福祉法における健全育成は、すべての子どもを対象とする一般児童対策であることを前提としている。一方で、日本の健全育成は、その時々々の国の意志に対応してその概念が変化してきた可能性がある。したがって、日本の健全育成概念を明らかにするためには、一般児童対策としての健全育成という概念の枠組みを再検討することが不可欠であると判断した。とくに、国の介入により一般児童対策であるはずの健全育成概念に変化がみられる、1960年代以降に焦点を当てることによって、日本の健全育成に内在する機能を明らかにすることを研究の目的とする。

健全育成の取り組みが、国の介入によってどのようにコントロールされ、日本の健全育成に対してどのような機能を果たしてきたのかなど、その展開過程を分析することは、日本の健全育成概念を知るうえで価値があると考えられる。

2. 研究の視点および方法

研究の視点

児童福祉法における健全育成とは、「これまで児童政策を一貫して支配してきた要保護の児童のみを問題とする思想に終止符をうち、それをこえて次代の社会の担い手たる児童の健全な育成、全児童の福祉の積極的増進を基本精神とする児童についての根本的総合的法律であり、わが国にかつて例をみない画期的な社会立法である。」（児童福祉法規研究会 1999：10）とされていることから、児童福祉における健全育成とは、戦後日本の新たな価値として認識されていることがわかる。そして、これらの児童福祉法に規定する健全育成について、「公の機関の任務についての観念はさらに進歩し、国家はすべての児童の健全な育成に積極的な力を注ぐ責任があるとされるようになった。」（児童福祉法規研究会 1999：46）とし、健全育成とは、すべての児童を対象とする国の介入であることを明確にしている。また、児童福祉法においては、「児童厚生施設本来の意味は、児童福祉法の『すべて児童はひとしくその生活を保障され、又心身ともに健やかに生れ、育成されねばならない』ことを原理として、その目的のために考慮せられる、方法と手段である。」（厚生省児童局 1948：277）と解釈されている。つまり、児童福祉法制定時における健全育成概念は、児童館における健全育成の展開であったと判断することができる。

ところが、日本の児童館の現状をみると、1996（平成8）年は、児童館の49.1%で放課後児童クラブを実施しており、2011年（平成23）年においても、54.9%で実施している（財団法人児童健全育成推進財団 2013：39）。現状ではおおむね半数の児童館が放課後児童クラブとして利用されていることがわかる。また、児童館で実施する放課後児童クラブの登録人数についても維持傾向にある。つまり、児童館における健全育成の現状においては、一般児童対策の実態のみならず、留守家庭児童対策のような、対象を限定した選別主義的な実態との関連性を無視できないと考えられるのである。

このように、これまでの日本の健全育成を分析しようとする場合、一般児童対策としての位置付けだけでは、健全育成の実態を十分に説明することができないと判断することができ、日本の健全育成概念を検証することが必要であると判断した。

研究の方法

本研究においては、日本の健全育成に内在する機能を解明するために、まず、健全育成の場として捉えられてきた児童館における健全育成の歴史的な時期区分を整理した。さらに、整理した時期区分のうち、一般児童対策による健全育成に変化が認められる1960年代以降に焦点をあて、関係者へのインタビュー調査を検証した。日本の健全育成施策に当時からかわつてきた旧厚生省元健全育成担当官 A 氏および、児童館の国庫補助制度の創設過程に直接関与してきた旧全国児童館連合会元役員 B 氏に対して実施したインタビュー内容を整理してコーディングした（抽出コード< >、カテゴリー[]）。

このように歴史的な時期区分を整理したうえで、さらに、インタビュー調査の結果を照らし合わせて検証するという分析手法は、既存資料の整理だけでは知りえない実態分析のために有効であると判断した。

先行研究

日本の健全育成が、どのような機能を有していたのかなどは十分に明らかにされてきたとはいえない。それは、戦後日本の健全育成が、一般児童対策を展開する場としての児童館を完備することであったため、児童館を中心とする一般児童対策としての健全育成以外は、研究対象になりにくかったからであると考えられるからである。

児童福祉法における児童福祉の理念であるはず健全育成は、国の意志と実態とが乖離した概念のままであった可能性がある。ところが、これまでの日本の健全育成においては、異論が出ていたにもかかわらず、健全育成そのものに関する十分な議論がされてこなかった現状において、このような矛盾をかかえたまま、位置付けられてきたのである。つまり、健全育成概念については、国の介入による一般児童対策としての健全育成の考え方と、実態としての健全育成との間に概念の違いが存在していたと考えられ、日本の健全育成概念そのものが複雑で混同としたものであったことが想定されるのである。

3. 倫理的配慮

日本社会福祉学会研究倫理指針に基づき、対象者の匿名性や名誉・プライバシーについて配慮した。また、あらかじめ所属の新潟県立大学倫理委員会に研究計画書の審査を申請し、承認の判定を得て研究を実施した。

4. 研究結果

児童館における健全育成の時期区分

(1) I期(1947～1962年)：非行対策から一般児童対策へ

児童館の整備によって児童の資質向上を図るための一般児童対策がとられることになる。この時期は、厚生省児童家庭局の設置にともない、家庭児童相談室設置や母子福祉法制定、日本総合愛育研究所設置などが家庭対策として進められるが、児童館は政策に含まれていない。

(2) II期(1963～1973年)：留守家庭児童対策の追加

社会的な背景によって、その後の放課後児童クラブを児童館で行う方針が定着していくことになるのである。この時期において、これまで一般児童対策としての健全育成とされていたものに、留守家庭児童対策が追加され、選別主義的な健全育成の実態が露呈していくことになる。

(3) III期(1974～1993年)：家庭対策

健全育成による一般児童対策は、あくまで児童館において実施されることになっていたため、社会情勢の変化にともなう家庭対策の強化策についても、地域の児童館にその期待が寄せられた。つまり、児童館における健全育成は、家庭対策に取り込まれながら進められていくことになるのである。

(4) IV期(1994～2011年)：少子化対策の追加

国レベルによる少子化対策は、健全育成施策を一般児童対策の対象である地域のすべての子育て家庭から、子育て支援を必要とする家庭へとそのターゲットを変容させることになる。これにともない、児童館にも子育て支援機能が追加され、本来普遍主義であるはずの健全育成から、選別主義的要素の強い健全育成へと変容していく。

インタビュー調査による健全育成概念の検証

児童館は、[予防機能としての健全育成]を果たす<一般児童対策>として位置付けられていたものが、<児童館の国庫補助>の導入にともない、[保護機能としての健全育成]をも有しなければならなかった。結果的に、それまで進まなかった<児童館の量的拡充>は実現するが、一方で、<一般児童対策>を果たすための健全育成は十分に進展しなかった。そのような背景にともない、健全育成が、<児童館による留守家庭児童対策>を含みながら、本来果たすべき<児童館の量的拡充>をも展開させなければならない機能的必然性から、[予防機能としての健全育成]と、[保護機能としての健全育成]という2つの健全育成概念の枠組みが成立したのである。

5. 考察

児童館における健全育成のプロセスを見てくると、国による介入に影響を受けながら、健全育成概念を変容させてきたことを確認することができる。そのため、戦後からスタートした健全育成は、児童館における一般児童対策だけでは順調に展開できなかったことがわかる。児童館は、国庫補助制度の導入を契機に一般児童対策の展開を図るはずが、実際には、留守家庭児童対策としての保護機能が展開されることになった。日本の健全育成は、一般児童対策としての健全育成を保ちながらも、保護機能を追加・拡大しながら進められてきたのである。

日本の健全育成は、これまで予防機能を果たすための一般児童対策であると言われてきたが、実際は、保護機能とのバランスを保とうとしながら健全育成を徹底しようとする、日本の健全育成に内在する機能の実態がわかってきた。

日本の健全育成の展開には保護機能の展開が必要だったのである。戦後の児童福祉法の理念を具現化しながら、児童の健全育成を展開する場としては、児童館は最適の場であったと考えられる。しかし、児童館は、国の介入によって国の意志を実現するための施策の場として活用され、健全育成の実態は、保護機能から脱することができなかった。つまり、日本の健全育成は、一般児童対策だけでは健全育成概念を形成することができなかったのである。

研究報告部門

子育て支援センターにおける「初めて来た親子」への有効なアセスメント ー Aセンターでのプロセス分析からー

植草学園大学 小川晶 (8049)

[キーワード] 子育て支援センター、アセスメント、「初めて来た親子」

1. 研究目的

本研究の目的は、子育て支援センターに「初めて来た親子」に対するアセスメントの有効な方法を明らかにすることである。

本研究で扱うAセンターはA市の子育て支援の実践の場としてだけでなく、子育て支援事業のイニシアチブをとる役割を有している。「初めて来た親子」への初回のかかわりは、その後の支援の可能性を広げる重要なチャンスとなるが、支援者は支援に有効な情報を得ていないことが多い。したがって、「初めて来た親子」への有効なアセスメントの方法を明らかにすることは、多様な課題を持つ子育て家庭を継続的に支援するために必要な示唆をもたらすと考えられる。

2. 研究の視点および方法

2.1 研究の視点

本研究が対象としている「初めて来た親子」は、「初めて来た」後に約一年間以上の経過を観察し、5回以上の来所がある親子である。「初めて来た」時のかかわりの有効性は、その後の継続的な来所というエビデンスによって一定の評価が得られていると考える。また、今回対象としている親子は、子育てにおいて何らかの課題があり、その課題がAセンターの支援者のかかわりによって改善したケースとする。課題の改善とは、子どもへの不適切な養育態度が軽減したり、親自身が持つ課題が改善された結果、子どもへの不適切な養育態度の改善がもたらされたりすることを指す。なお、その課題の改善の困難さの程度は、Aセンターに自ら来所できることから、一定度の改善の可能性を有している課題ということになる。

2.2 方法

調査は、Aセンターに訪れた親子3組と支援している保育士（以下、支援者）を研究の対象とし、「初めて来た」時から約一年間の参与観察と半構造化インタビューを以下のように実施した。

- ・参与観察：月に1～2回程度、主に午前中の3時間程度
- ・インタビュー：親とAセンター支援者に対して個別に半構造化インタビュー（90分×2回程度）

分析は、「複線径路・等至性モデル（TEM）」（サトウ 2009）を用いて以下の手順でおこなった。

- ① 逐語録化されたインタビューデータを、文意のまとまりごとに切片化し、55枚のカードが作成された。
- ② これらのカードを時系列に沿って配列し、「始点」と「終点」を設定した。
- ③ 配列されたカードを分類し、ラベルを付してラベル同士を結ぶことでネットワーク化を試みた。
- ④ 親子の変容プロセスにおいて「EFP：等至点」「BFP：分岐点」「OPP：必須通過点」「SD：社会的方向付け」「SG：社会的ガイダンス」など、ポイントとなる点を見出し、支援プロセスにどう関係しているのかについて検討した。また、第Ⅰ期から第Ⅳ期に時期区分した。
- ⑤ TEM図として完成させ、支援者のアセスメントの有効性について考察した。

3. 倫理的配慮

日本社会福祉学会の研究倫理指針に基づき、調査協力者へは確実に説明を行い文書での同意を得た後に協力者への心身の影響に配慮してインタビューを実施した。また、情報の扱いには十分に注意を払い、個人が特定されないよう匿名化のもと分析を進めた。なお、本研究実施に際しては東洋大学大学院福祉社会デザイン研究科研究等倫理委員会の審査の結果、承認の判定を受けた。

4. 研究結果

4.1 親と子への意図的なかわり方

支援者は、親と子ども、それぞれにかかわりながら、「居心地の良い」空間や物を見出している。子どもにかかわりながら、親と共有できる子育てにまつわる感情を探し出している。また、親とかかわりながら子どもが好きな遊びや興味を示すおもちゃなどを探し出し、子どもが安心して過ごし夢中で遊ぶ様子を示しながら、親が子どもみながら支援者と話ができるようなかわり方をしている。親子と支援者とが一つの空間にありながら、何層ものかわりが存在していることがわかった。

4.2 支援に有効な実態把握の方法

「初めて来た親子」についての情報を支援者は、以下（Table 4.2）のように把握していることがわかった。

Table 4.2

把握の対象	把握するポイント			
親の実態	メイク	服装	自己開示の程度	荷物
子どもの実態	発達	身体	成長	支援者への反応
親子関係の実態	親のかかわり方	子どもの反応	愛着行動様式	

また、TEM図により実態の把握には親と子どもそれぞれに対するラポールの形成が前提となり、さらに、実態の把握が進むに伴いラポールが強化されていることがわかった。さらに、親や子どもの望ましくない姿が見受けられても、そのことは取り上げずに望ましくないことを親が把握していることを親と一緒に確認したり、望ましくない姿による子育ての大変さに共感したりすることを積み重ねていくことが、ラポールの形成と実態把握に有効であることが明らかになった。

5. 考察

「初めて来た親子」へのアセスメントは、支援の緊急性や内容の検討のために実態把握が急がれる。しかし、「初めて来た親子」を継続的に支援することを可能にするのは、わずかな時間のラポールの形成である。また、ラポールの形成を迅速に実現するのにも対象者の実態把握は必須である。

親と子ども、それぞれにかかわり、そのかわりを親子と支援者として共有しながら過ごす時間が、ラポールの形成と実態把握とを相乗させ、有効なアセスメントとなる。「初めて来た親子」が「また来たい」と思うアセスメントは、支援者による実態把握が親にとって「わかってもらえた感じ」や「理解してくれた満足感」であり、「支えてくれそうな予感」を生じさせ、「また来たい」と思わせていると考えられる。支援者が親の状況を共有することが、親自らの選択によってなされるようにラポールを形成すること、そして支援センターで共に過ごす時間が親子の状況を共有するプロセスとなることが、有効なアセスメントといえるであろう。

文献 サトウタツヤ 2009 『TEM ではじめる質的研究—時間とプロセスを扱う研究をめざして』 誠信書房

子どもをめぐる「養護」概念の文献的考察

立教大学大学院後期課程，日本福祉大学 片岡 志保（7485）

〔キーワード〕 養護，養育，家庭養護

1. 研究目的

2012 年 10 月にとりまとめられた『児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進のために』において，小規模化の意義は次のように述べられている。「施設の小規模化は，施設運営指針で社会的養護の原理として掲げた『家庭的養護と個別化』を行うもので、『あたりまえの生活』を保障するものである」。『施設運営指針』をたどると，「できるだけ家庭あるいは家庭的な環境で養育する『家庭的養護』とある。これは「家庭的養護」の内容について明示しているとは言えない。また，「養護」は「養育保護」（松崎 1948）であることを踏まえれば，なぜ「家庭あるいは家庭的な環境で養護する」（下線筆者）としないのか疑問が残る。このような点から，「養護」概念を整理し「家庭的養護」を考究するきっかけとしたいと考えた。本研究は，社会的養護において根幹を成す「養護」概念の変遷を明らかにすることを目的とする。

2. 研究の視点および方法

本研究は，動機にかかわって「養護」と「養育」の関係性に注目し「養護」概念を分析した文献研究である。対象とした文献は 102 件である。これらは NDL-OPAC において 1947～2014 年を期間とし，「養護原理」あるいは「社会的養護」をキーワードとして一定の条件を加えて抽出した。

3. 倫理的配慮

日本社会福祉学会研究倫理指針の規定に従った。とくに「引用」について留意した。

4. 研究結果

「養護」概念に新しい視点が加わったと判断した時期を変わり目として区分した。

①1947～74 年：対象文献は 6 タイトルである。孤児に対して使われていた「養育」に代わって，『「養護」を児童福祉の中で，もっとも正統的でしかも最も新しい概念としてとらえる新しい概念でとらえる』（寺本 1968）ことを主張するなどしている。②1975～90 年：対象文献は 13 タイトルである。「養護」を区分する文献が目立つようになる。「広義の養護」と「狭義の養護」，あるいは加えて「最も狭義の養護」があることを指摘している。区分の仕方にかかわらず「養護」概念は「養育」を含んでいると言える。③1991～2000 年：対象文献は 16 タイトルである。「養護」に「養育」を含み，概念を説明している。「実践活動」，「実践的概念」，「活動と制度」などの用語による説明が登場するなど，これまでに増して「養護」の内容や特質について考究しようとしていることが読み取れる。④2001～10 年：対象文献は 40 タイトルである。「家庭において保護者が子どもに対して行う行為」を「養育」と表現し，「養護」と区別する文献が多くなる。「養護」・「養育」が行われている状態，あるいは総体について，これまでのように「家庭養護」としている文献と，「養護」は「養育」よりも狭い範囲で使われるとして，「家庭養育」に置き換えている文献がある。⑤2010～14 年：対象文献は 27 タイトルである。「養護」を家庭や保護者に代わるものとしてとらえる文献が増え「家庭養育」を用いる文献が増えている。他方，「家庭養護」とする文献もある。

5. 考察

「養護」概念の特質として 2 点を挙げた。①「養護」の区分や，「養護」と「養育」の区別は「場」と「子どもと大人の関係」を基準としているということ，②「養護」は目的概念と実体概念があり，実体概念は政策と実践に分けてとらえることができるということ。

「養護」概念の変遷について次のように考察した。法制定時，特定の子どもを対象とした営みについて「養育」に代えて「養護」を用いた。「養護」を「積極的に」位置づけようと，法制定後間断なく家庭における保護者の行為を含めて説明されてきた。それらは「養護」を「養育」より広い概念として位置づけていた。2000 年以降，『「養護」は「養育」より狭い範囲で使われる』（山縣 2005）という概念が登場する。「養護」は「家庭や保護者に代わるもの」という意味を伴い，「家庭養護」に代えて「家庭養育」という用語が用いられることが多くなった。厚生労働省が里親等を「家庭養護」と定義したことを考えれば，さらにこのような用法が多くなることが予測される。

今後は，概念の特質や変遷を踏まえ，現在の「養護」概念を定義づけることにつなげたい。

引用文献 松崎芳伸（1948）『児童福祉法』日本社会事業協会。／寺本喜一（1968）「児童福祉の基礎理論」斎藤謙・杉本一義『養護原理 新版』川島書店，1-13。／山縣文治（2005）「児童養護の基礎概念」山縣文治・林 浩康『よくわかる養護原理』ミネルヴァ書房，2-19。

第4会場 場所 1号館 5階 1503教室

9:30～10:10

①【研究報告部門】地域若者サポートステーションにおける支援のあり方の検討

ーYouth 概念を中心としてー

上智大学大学院博士前期課程

小山泰明

10:15～10:55

②【研究報告部門】地域における権利擁護としての就労支援のあり方に関する研究

ー実態調査から見た医療・福祉・教育・労働機関の就労支援の現状と課題ー

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

清野 絵

11:00～11:20

③【萌芽的研究報告部門】なぜ福祉サービスは利用者主体なのか？

水戸看護福祉専門学校

渡辺修宏

■座長：賛川信幸氏

■コメンテーター：川原恵子氏

研究報告部門

地域若者サポートステーションにおける支援のあり方の検討 —Youth 概念を中心として—

上智大学大学院 博士前期課程 総合人間科学研究科 社会福祉学専攻 2 年 小山泰明(8689)
青年期支援、地域若者サポートステーション、自立支援

1. 研究目的

本稿の目的は、「地域若者サポートステーション」(以下、サポステ)における「青年期」への支援のあり方を検討することである。2003 年の「若者自立・挑戦プラン」以降、わが国における若者支援は急速に発展しつつある。しかし、同プランは、基本的には本人の「意識」や「能力」開発に関する政策であり、「やる気のある若年層」(児美川 2010: 20)にのみ対象を絞り込んだ就労支援策の展開であった。さらに、「若者」という用語は政策においても、学术界においても明確に定義されることなくこれまで曖昧に使用されてきた。そこで、本稿では、「自己と社会の関係性」(self and society)の時期であると定義されている kenistom (=1977) の「青年期」(youth)の概念を採用する。そして、「青年期」(youth)の人々に対して、現在サポステで行われているような、就労支援に偏った支援ではなく、サポステ利用者に求められている支援のあり方を検討する。サポステに注目する理由は、「自己と社会の関係性」に困難を抱えている者は、「働くことに困難をかかえている」可能性が高く、サポステの利用者の多くが「青年期」の人々であると考えられる点と、就労支援のみ焦点を絞った政策から脱却することのできる可能性を秘めていると考えたからである。

2. 研究の視点および方法

就労支援を事業目的としながらも、青年の居場所作りにも力を入れているサポステにおいて、サポステ利用者の抱えている困難や特徴を明らかにするために参与観察を実施した。さらに、参与観察から得られた仮説を検討するために、積極的に体験プログラムを実施していると思われるサポステを「若者自立支援中央センター」の管理しているデータベースから抽出し、20 か所にインタビュー依頼を行った。そのうち協力を得られた 6 か所のサポステにインタビュー調査を実施した。インタビュー目的は、職場体験や就労体験、地域ボランティアなどの体験プログラムが、参与観察から明らかになったサポステの「青年期」の特徴である、「関係性の不足」や「社会経験の不足」への支援として有効であるかを明らかにすることである。インタビューはすべて録音し、逐語録を作成し分析を行った。調査期間は、参与観察が 2014 年 3 月から 11 月であり、基本的に週 2 日実施した。インタビュー調査は、2014 年 8 月から 2014 年 10 月までで、それぞれ 1 時間半ほどの半構造化されたインタビューである。

3. 倫理的配慮

研究は、日本社会福祉学会の「研究倫理指針」に基づき行った。調査概要やデータの活用方法について、口頭と文章を使い説明し、インタビュー調査に関しては録音の許可を取った上で、「研究への参加・協同意見書」に署名をもらい実施した。データはすべて個人や団体が特定されない形で処理し分析を行った。参与観察では、利用者と直接的に関わりを持たない観察者に徹することは利用者に不信感を与えないと考えたため、学生ボランティアという形で参加した。

4. 研究結果

参与観察から明らかになったサポステを利用している「青年期」の特徴は、「関係性の不足」と「社会経験の不足」である。両者は完全に区分できるというよりは、相互に重なり合っており、関係性が不足しているために、多様な社会経験を得る機会を失っている者もいれば、社会経験が不足しているがために、多種多様な人と触れ合うことを怖れている者も確認された。「関係性の不足」とは、「友人関係の不足」、「話す相手の不足」、「心配してくれる人の不足」などの人だけに限定されるものではなく、学校や病院などの「組織との関係性の不足」も含んでいる。「関係性の不足」は、「認められる」、「受け入れられる」という関係の不足であるため、「関係性の不足」している青年は、自己有用感や自信を得ることも難しい。組織との関係性の不足は、必要な情報を得られず不利な状況に置かれてしまう可能性を高める。「社会経験の不足」とは、単なる労働市場における被雇用者としての経験の不足という意味だけではなく、多様な他者と共同で何かを行うという経験の不足であり、他者と関わる喜びを経験する不足である。そのため、「社会経験の不足」している青年は、集団への参加動機が低下する傾向が認められた。

次に、参与観察の結果から、「関係性の不足」や「社会経験の不足」しているサポステの青年に対しては、地域ボランティアや就労体験といった体験プログラムを通した「はたらく」体験が必要ではないかという仮説を立て、就労体験や地域ボランティアを積極的に行っていると思われるサポステにインタビュー調査を実施した。

「はたらく」体験とは、商品化された労働力を賃金によって換算するという意味での「労働」と、人の役に立つ行いや、役割を担う行動である「はたらき」を併せた概念である。「はたらき」は、「必ずしも賃金を得ることを目的とする仕事ではなく、人や環境にとって様々な役割が果たせ、役に立つということ」(析本 2009: 108)と定義されている。「関係性の不足」や「社会経験の不足」への支援は、相談事業だけでは成り立たず、体験プログラムを通して何かの役に立っているという経験や、他人に必要とされるという関係、「労働」の対価として賃金を得る経験などが重要なのではないかと考えている。

インタビュー先は、どこも体験プログラムを実施していたが、その内容や規模などはバラバラであった。共通

する点として、体験プログラムを通して「仲間とつながり」、互いを認め合ったり、サポステとはまったく関係のない外部の人と「つながり」、感謝され、何かの役に立っているという実感を得ることは、利用者に自信を与えているということであった。さらに、自尊心が低く、狭い価値観に偏っている人が、体験プログラムを通して様々な人や仕事と出会うことにより、経験が積み重ねられ、新たな自分に気づくという経験も多く確認された。このようなことから、「関係性の不足」と「社会経験の不足」への支援として「体験プログラム」は有効であり、「関係性」と「社会経験」から自信や自己有用感を得ることは、結果的に社会参加へ（必ずしも正社員被雇用者になるという意味ではなく）の推進力となっているということが明らかになった。

さらに、調査の中で得られた重要な知見としては、地域のニーズや課題に対して、青年が貢献できる部分が多にあるということである。これは、「青年期への支援が地域の活性化につながる」ということであり、具体的には、体験プログラムで独居高齢者の家に御用聞きにいき、家の片づけや家具の配置変えなどを青年が行うことによって、青年たちは自信を身につけ、高齢者にとっても1人では行うことが出来ない家具の移動などを行ってもらえるという相互援助の関係が成り立っていた。また、商店街の課題として放置自転車が多いという問題があったサポステでは、青年が体験プログラムの一環として巡回を行い、地域の問題の解決を図っていた。

5. 考察

2012年の「地域若者サポートステーション事業の今後のあり方に関する検討会」以降サポステは、就労支援機関としての性格をより一層強めてきたが、相談援助を中心とした履歴書の書き方や、就職面接の練習といった就職活動支援だけを行うのであれば、サポステ事業以前より開始されていた「若年者のためのワンストップサービスセンター」（通称ジョブカフェ）や、近年では職業紹介と直結した就職活動支援を行う「わかものハローワーク」などが存在している。青年期の問題を表面的に捉え、就職活動支援という「経済的自立」に特化した支援を行うだけでは、「若者自立・挑戦プラン」に対する児美川の指摘のように、「やる気のある若者」（児美川 2010：20）に対しては有効かもしれないが、「関係性の不足」や「社会経験の不足」している青年に対する支援としては効果が不十分である。

自立概念については、2004年の「生活保護制度の在り方に関する専門委員会報告書」の中で、「経済的自立」だけではなく「日常生活的自立」や「社会生活的自立」なども含める必要性がすでに指摘されている。青年期に対する支援も「経済的自立」に偏ることなく、日常生活的、社会生活的自立支援が必要である。「日常生活的自立」をしていない人は、自身の生活を主体的に管理出来ていないということであり、これは例えば、時間の管理やスケジュールの管理といった生活を主体的に営むという「社会経験の不足」の状態である。「社会生活的自立」をしていない人は、社会に関心がなく、集団活動に興味を示さず、社会的つながりが希薄な人などであり、これは「関係性の不足」の状態である。よって、就職活動支援だけではなく、体験プログラムを通した「関係性の不足」と、「社会経験の不足」への支援を行うことは、「日常生活的自立」や「社会生活的自立」への支援にもなる。これらの支援は、「自己と社会の関係性」に対する支援であるともいえ、まさに「青年期」（「自己と社会の関係性」の時期）に対する支援なのである。

つまり、サポステを利用している青年には、相談支援に基づく就職活動支援だけを行うのではなく、体験プログラムを通して、「青年期」の人々をエンパワメントする支援が必要だということである。そして、そのような青年をエンパワメントするためには地域の力が必要なのである。なぜなら、就労体験や地域ボランティアと言った体験プログラムを通して、地域住民に感謝され、集団での役割を実感し、受け入れられるという経験は、青年に自信や自尊心を与え、それがエンパワメントにつながるからである。

それと同時に、青年が地域の中で活動することは、地域のニーズや課題の解決に寄与する。調査で明らかになった具体例は、町の清掃や独居高齢者などの手伝いであったが、これは、青年というマンパワーを使って地域の問題を解決したということである。「青年期」の課題を社会やコミュニティによって集合的に解決すると同時に、青年の地域参加が別の市民のエンパワメントにつながるという相互援助の関係になっているのである。

サポステの青年に必要とされている支援を、「青年期の地域の中でのエンパワメント促進である」と捉えると、正規雇用就くための就労支援だけでは、「青年期」への支援が成り立たないことがより明確になる。なぜなら、就労支援は経済的なエンパワメントにはなっても、他の多くの領域（文化的、心理的、社会的領域）では依然としてディスエンパワメントな状態の可能性が高いからである。労働市場だけに限らずコミュニティのなかでの「はたらき」も含めた支援を行うことが、サポステの青年には必要なのである。

以上の考察から本稿の結論は、2点である。1点目は、「青年期」への支援は、就労支援を目的とした就職活動支援だけでは不十分であり、「関係性の不足」と「社会経験の不足」に対する支援も必要であること。2点目は、「関係性の不足」と「社会関係の不足」への支援には体験プログラムが有効であり、そのためには地域の力が不可欠だということである。研究の限界は、研究対象がサポステを利用している「青年」に限定されていることである。Keniston（＝1977）のyouthの概念は限定的なものではなく、youth全体に対する概念である。そのため今後は、サポステ利用者だけでなく、より包括的な「青年期」への支援方法を検討していく必要がある。

6. 引用文献

keniston, Kenneth (1971) Youth and dissent: the rise a new opposition., Harcourt brace Jovanovich Inc. (= 1977, 高田昭彦・高田素子・草津攻訳『青年の異議申し立て』現代社会科学善書.)

児美川孝一郎 (2010)『若者自立・挑戦プラン』移行の若者支援策の動向と課題』『日本労働研究雑誌』52(9), 17-26.

栃本一三郎 (2009)「地方と都市は違う」松谷明彦編『人口流動の地方再生学』日本経済新聞社, 105 - 115.

研究報告部門

地域における権利擁護としての就労支援のあり方に関する研究 —実態調査から見た医療・福祉・教育・労働機関の就労支援の現状と課題—

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 清野 絵 (8651)

〔キーワード〕 就労支援、地域連携、権利擁護

1. 研究目的

近年、障害者施策の充実等を背景に障害者の就労希望や就労可能性が拡大している¹。また、今後も2018年の精神障害者の雇用義務化等を受けて障害者雇用数は上昇していくことが予測される。そのため、医療・福祉・教育・労働機関における障害者の一般就労への移行支援や、企業支援がより重要となってくると考えられる。しかしながら、就労支援について科学的根拠のある実践は少ない²。また、近年の障害者施策の充実は、障害者の働く権利を保障する手段となっている一方で、国の経済的要因を背景にした雇用施策の側面も大きい。そのため、社会福祉の立場から権利擁護としての就労支援のあり方を検討することは意義があると考えられる。そこで、本研究では関係機関の効果的・就労支援および権利擁護としての就労支援のあり方について検討するため、障害者職業センター（以下、地域センター）から見た地域の医療・福祉・教育・労働機関の就労支援の現状と課題を明らかにすることを目的とする。

2. 研究の視点および方法

本研究では就労支援を障害者の雇用を通じた社会参加、地域生活、自立を支援する権利擁護の一つの手段として捉え、地域の就労支援のあり方について社会福祉の枠組みから論じることとする。そのために、就労支援の専門機関である地域センターの助言・援助業務から関係機関の就労支援の現状と課題を探索的に調査し、その結果について権利擁護との関連も含めて考察する。また、分析の際には質的分析と量的分析を併用することで、回答の自由記述からより有益な情報を得るとともに、結果の妥当性を高めることとした。

調査は全国52ヶ所にある地域センターのうち平成23年度の助言・援助業務の実施実機関数が多かった上位26ヶ所の機関³を対象とし、メールで自由記述式の調査票を送付、回収した。回答者は地域関係機関への助言・援助業務を主に担当する障害者職業カウンセラー14名（平均勤務年数18.3±5.4年、不明2名）であった。調査実施期間は、平成26年10月から平成26年11月であった。本報告で使用する調査項目は、最近1年間の地域の関係機関への助言・援助業務について、①代表的支援ニーズ、②支援ニーズがあった機関種別、③支援ニーズへの助言・援助の具体的内容、④助言・援助の成果、⑤助言・援助の課題とした。

3. 倫理的配慮

本調査は、日本社会福祉学会研究倫理指針を遵守し、調査にあたっては匿名性と人権等に十分な配慮を行った。

4. 研究結果

(1) 基礎統計量

14ヶ所の地域センターからの回答について、代表的支援ニーズ数は平均6.6±1.8、支援ニーズがある機関種別数は平均13.0±6.4、支援ニーズへの助言・援助の内容数は平均6.8±2.2、助言・援助の成果数は平均4.9±2.2、助言・援助の課題数は平均0.6±1.3であった。また代表的支援ニーズの合計記述数は医療分野が2、福祉分野が21、教育分野が2、労働分野が16、複数分野が45であった。複数分野については今回の分析からは除外した。

(2) KJ法による質的分析

自由記述の内容についてKJ法のカテゴリ化の方法を用いて項目ごとにコード化、カテゴリ化を行った。生成したカテゴリについては妥当性を高めるため職業リハビリテーションを専門とする研究協力者1名と協議し必要に応じて修正を行った。各分野への助言・援助についてカテゴリ化の結果を表1に示す。

(3) テキストマイニングによる量的分析

自由記述のデータについて、テキストマイニングソフトであるKH Coder (Ver2.32; 2014)⁴を用いて形態素解析とコード化、頻度分析を行った。形態素解析は、文章を意味がとれる最少単位である形態素に分解し、品詞を判別する処理でありコード化を補助する。また、頻度分析はコード化された形態素の出現頻度を調べることでデータの特徴を把握できるようにする。結果を表2に示す。

5. 考察

本研究は地域センターの関係機関への助言・援助業務から、間接的に関係機関の就労支援の現状と課題を把握するための探索的調査である。KJ法による記述の整理では、全体として支援方法の助言や伝達といった就労支援の人材育成や職業評価等の支援の実施のニーズがあること、それらを援助することで、支援方法の普及や関係機関のサービス向上等に繋がっていることが示唆された。次にテキストマイニングによる分析では、全体として助言、情報提供、ケース会議等の支援方法の助言や伝達、職業評価の支援の実施等のニーズがあること、それを援

表1 KJ法による地域センターの助言・援助の自由記述の整理の結果

分野	代表的支援ニーズ	機関種別	助言・援助の内容	成果	課題
医療	①移行支援(1)、②復職支援(1)	①病院(5)、②病院(1)、リハ(1)	①地域センターの説明(1)、企業への説明(1)、②復職支援(1)	①地域センター利用(1)、②復職(1)	記載なし
福祉	①支援への助言・援助(7)、②支援方法の伝達(6)、③支援実施(2)、④連携会議への参加(1)	①移行(5)、自立支援協議会(2)、A型(1)、②移行(6)、A型(1)、③移行(2)、④自立支援協議会(1)	①ツール提供等(3)、訪問・同席・ケース会議等による助言(6)、②就労支援の研修、訪問による助言、支援方法の情報・資料提供(1)、研修や実習(1)、協同支援による伝達(2)、支援への同席、事例検討、③ツール提供等(2)、職業評価(1)、準備支援(2)、④講師派遣(1)、助言(2)	①サービス向上(3)、連携促進(1)、②サービス向上(5)、支援者の意欲の向上等(2)、連携促進(1)、③サービス向上(1)、地域センター利用(1)、④連携促進(1)	①新しいツールの必要性(1)、内部連携不足(1)、人材不足(1)、②変化がない(1)、③支援の考え方の違い(1)
教育	①支援方法の伝達(2)、②学校への助言(2)、③社会的不適応状態への支援実施(1)	①専門(1)、普通(1)、新卒ハロー(1)、②特別(1)、普通(1)、③普通(1)、新卒ハロー(1)	①リハについての講義(1)、②就労支援の基礎知識の提供(1)、進路への助言(2)、③職業相談(1)、障害者支援方法の情報提供(1)、障害受容の支援(1)	①支援方法の普及(1)、②支援の選択肢の提供(1)、③支援方法の指針が持た(1)	記載なし
労働	①支援への助言や支援方法の伝達(8)、②連携会議等への参加(4)、③企業支援(2)、④ジョブコーチ支援(1)、⑤ジョブサポーターの養成(1)、⑥情報提供(1)	①就業(7)、ハロー(2)、②就業(4)、ハロー(1)、③就業(2)、④ハロー(1)、就業(1)、⑤就業(1)、⑥就業(1)	①支援方法の伝達(2)、ツール提供(1)、支援実習(2)、支援への助言(7)、職業評価等(1)、講座の情報提供(1)、②支援への助言(2)、講義(1)、③協同支援(1)、企業への研修やマニュアル提供(1)、④アセスメントとジョブコーチ支援、⑤ジョブサポーター研修(1)、⑥ホームページの紹介(1)	①サービス向上(2)、連携促進(1)、②地域センター利用(1)、③支援方法の普及(1)	①遠隔地で来所が困難(1)、助言が主観的(1)、③支援を受ける資料作成に手間がかかる(1)

※括弧内は記述数。機関種別は下記のように略した。リハビリセンター=リハ、就労移行支援事業所=移行、就労継続A型事業所=A型、特別支援学校=特別、新卒ハローワーク=新卒ハロー、ハローワーク=ハロー、障害者就業・生活支援センター=就業、専門学校=専門、普通高校・大学=普通。

表2 テキストマイニングによる地域センターの助言・援助の自由記述の整理の結果

分野	代表的支援ニーズ	助言・援助の内容	成果	課題
医療	ステップアップ(1)、復職支援(1)、高次脳機能(1)	職業準備(2)、復職(2)、ケース会議(1)、職業評価(1)	職場復帰(1)、繋がる(1)、相談(1)、評価(1)	記載なし
福祉	具体的(2)、情報提供(2)、職業評価(2)、定着支援(2)	助言(6)、方法(6)、実施(5)、アセスメント(4)、事業(4)、就労支援(4)、情報提供(3)、会議(3)、研修(3)、視点(3)、進め方(3)、相談(3)、ケース会議(2)、ワークサンプル募張版(2)、職業評価(2)	効果的(3)、定着支援(3)、機関(3)、アンケート結果(2)、事業所(2)、利用者(2)、就労支援(2)、ストレス(2)、継続(2)、日誌(2)、共有(1)	課題(3)、共有(1)
教育	学校(2)、指導(2)、助言(2)、精神障害(1)、知的障害(1)、発達障害(1)	助言(2)、ケース相談(1)、基礎知識(1)、障害者雇用(1)、職業準備支援(1)、職業評価(1)	相談(3)、支援者(2)、支援(2)、一般校(1)、困難性(1)、卒業後(1)	記載なし
労働	会議(3)、出席(3)、企業(2)、就業・生活支援センター(2)、支援(2)、助言(2)、連携(2)	助言(5)、研修(3)、支援(3)、情報提供(3)、職業準備支援(3)、方法(3)、ケース(2)、課題(2)、関係(2)、事業所(2)、講座(2)	支援(6)、ニーズ(2)、機関(2)、就職(2)、技術移転(2)、連携(2)	遠隔地(1)、資料作成(1)、来所頻度(1)、主観的(1)

※括弧内は出現頻度。

助することで相談、支援、機関に繋がっていることが示唆された。また、医療分野の復職支援、福祉分野の作業プログラムの提供等のように、各分野の課題には機関の目的や業務と関連した特徴があることが示唆された。また、関係機関は職業相談、職業評価、準備支援、定着支援等の就労支援の様々な場面と関わり、また多くの知識、技術支援を必要としていた。そのことは、就労支援が量的拡大をしていると同時に、支援サービスの提供や質にまだ課題があることが示唆された。また質的分析、量的分析ともに支援方法の伝達、支援の実施等のニーズが示唆され、結果について一定の妥当性が得られたものと考えられる。

次に権利擁護の視点から見ると、労働分野の地域センターにおける就労支援は就労意志がある障害者への働く権利の保障としての支援であり、そのための様々な就労支援の技法やツールが提供、実施されていることがわかる。これは、地域センターの根拠法や属性から当然の結果といえる。一方、福祉分野における就労支援は、障害者の自己実現や生活の質の向上を目的とする生活支援の一部であり、社会参加や自立のための権利擁護の手段の一つとして実施される⁵。その前提には、就労も含んだ生活や人生についての本人の意志決定があり、そのための自信や意欲の回復等を含めた意志決定支援も必要となる。また、障害者が職業生活を継続するには、医療、生活、就労の一体的で継続的な支援が必要であり、そのためには関係機関の連携が重要である。そのような連携の促進には、各機関がお互いの就労支援の目的の相違点について共通理解をすることが効果的であろう。本研究の限界として、調査対象に偏りがあること、また間接的な実態調査であることが挙げられる。今後、関係機関への実態調査や、支援効果についての統計解析といった具体的検討を行うことが必要である。

¹障害者福祉は2006年『障害者の雇用の促進等に関する法律』の改正、2006年一部施行の『障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（現、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）』、2014年施行の『障害者の雇用の促進等に関する法律』の改正等がある。2014年の雇用障害者数、実雇用率は過去最高を更新している（厚生労働省、2012）。

²就労支援の科学的根拠のある実践としては、米国における医療分野の個別就労支援プログラムがある（Becker et al, 2003）。

³独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構：資料シリーズNo. 77 地域の障害者就労支援の実態に関する調査研究—都道府県単位の指標を中心として—、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、2013

⁴樋口耕一：KH Coder 2.x リファレンス・マニュアル、2014

⁵就労支援と権利擁護については、下記を参考とした。①朝日雅也：知的障害者が地域で暮らす権利保障と社会福祉の支援、社会福祉研究、2014、②御前由美子：ソーシャルワークによる精神障害者の就労支援、明石書店、2011

なぜ福祉サービスは利用者主体なのか？

水戸看護福祉専門学校 渡辺 修宏 (6034)

〔キーワード〕 利用者主体, 福祉サービス, 福祉サービスの理念

1. 研究目的

利用者主体の福祉サービスは、福祉サービスを利用する者の主体性を尊重し、その者の自己決定や自己実現を目指す援助である。このような考え方は、対人援助の基本的な理念であるといえる。しかし、この理念の通りに利用者の意向や希望の実現を目指すのならば、例えば、利用者が示す徘徊や弄便を「彼らの意向」と認めることが利用者主体の福祉サービスになるのだろうか。自傷や他害、希死念慮を、「利用者の希望」と尊重することができるのだろうか。また、麻痺や欠損によって損なわれた利用者の身体機能の充足を彼らが望む時、我々（医療従事者ではない）援助者はその実現をどこまで目指せるのだろうか。肥満や疾病などによって医療的に食事制限が求められる利用者が「好きなものを食べたい」と希望した時、我々援助者はどのように食事提供をすべきなのだろうか。

このように、利用者主体の福祉サービスの実践を目指す時、そのための援助方法が常に明確になるわけではない。また、そもそもそこで利用者が求める何かを実現することが利用者主体の福祉サービスといえるのかどうか、簡単に答えを出すことはできない。これは、福祉サービスの理念の問題といえる。そこで本研究は、福祉サービスの理念が利用者主体であるべきかどうかを検討する。また、もしその結果が利用者主体であるべきならば、または利用者主体を目指すとするならば、それをどのように実現すべきかについて検討する。

2. 研究の視点および方法

利用者主体の福祉サービスは、利用者の意向や希望に対して、なぜ援助するのか、という理由と、どのように援助するのか、という方法の、2つの視点によって構成される。本研究は、以上の2つの視点に基づいて、福祉サービスが利用者主体であるべきかどうか、また、もし利用者主体の福祉サービスを目指すのならば、どのようにそれを実現させられるのかを検討する。そのために、利用者主体の福祉サービスがどのような背景で生まれたのかという歴史の変遷を踏まえ、利用者主体の福祉サービスにかかわる思想と理論を具体的な事例を用いて整理する。

3. 倫理的配慮

本研究は、日本社会福祉学会研究倫理委員会規定を遵守して行われた。なお、引用文献等は紙面の都合上、当日資料に記載する。

4. 研究結果

検討の結果、利用者主体の福祉サービスは、倫理的、医療的、法的、物理的な事由によって、利用者の意向や希望の実現を際限なく目指す援助であるとはいえず、また、仮に利用者の意向や希望の実現を目指そうとしても、それに対応する援助方法が必ずしも具体的になるとは限らないということがわかった。したがって、利用者主体の福祉サービスは、限定的な理念であり、限定的な実践であると結論付けられる。

しかし、福祉サービスの理念としての利用者主体を否定する必然性は見当たらない。したがって、利用者主体の福祉サービスをどのように捉えるかが問題となる。換言すれば、どのような利用者の意向や希望であれば援助者は尊重することができるか、また、そのような意向や希望に応えるための援助方法はどのように明らかになるのかという問題である。そして、利用者主体の福祉サービスは、利用者と援助者が同じ視点に基づいて捉えられるものでなくてはならないだろう。

第5会場 場所 1号館 5階 1504教室

9:30～10:10

- ①【研究報告部門】在宅ケアにおける医療と介護の協働におけるチームワーク認識

ー在宅療養支援診療所と連携するスタッフの考察からー

東洋大学大学院博士後期課程

酒田和久

10:15～10:55

- ②【研究報告部門】訪問介護職による在宅でがん末期患者を看取る家族への支援

ー人生の物語の中での看取りを支えるー

日本社会事業大学大学院博士前期課程

鈴木真智子

11:00～11:20

- ③【萌芽的研究報告部門】MSM(Men who have Sex with Men)へのHIV感染予防に関する文献的検討

ー地域を基盤としたHIV感染予防介入の方法構築を目指してー

日本社会事業大学大学院博士後期課程

加藤 慶

■座長：高野龍昭氏

■コメンテーター：藤林慶子氏

研究報告部門

在宅ケアにおける医療と介護の協働におけるチームワーク認識

在宅療養支援診療所と連携するスタッフの考察から

東洋大学大学院博士後期課程 3 年 酒田 和久 (8035)

キーワード 多職種連携、在宅ケア、チームワーク

1. 目的

この研究は、在宅ケアで連携している在宅療養支援診療所の医師・訪問看護師・ケアマネジャー・ヘルパー等に対して半構造化したインタビュー調査を行い、質的研究法により、在宅でのケアを提供する上での協働の問題を明らかにするのが目的である。

2. 研究の視点及び方法

在宅ケアにおける多職種連携の問題を明確にするためにケア提供者のチームワークへの認識を分析概念として用いている。各専門職への半構造化したインタビュー調査と再調査を行い、逐語録を作成し継続的比較法によるコード化とカテゴリー化をおこなった。

3. 倫理的配慮

調査対象者へは、文書での説明を行い、承諾書への署名捺印を求め、調査対象者が特定されないよう配慮を行った。なお、当該事業所と東洋大学福祉社会デザイン研究科の倫理委員会による承諾を受け、日本社会福祉学会の「研究倫理指針」に基づき、調査研究を進めた。

4. 結果

在宅ケアにおけるデータの継続的な比較法による分析の結果、次のようなカテゴリーを生成した。1) 医師の協働の認識の概要として【オープンなチームワーク認識】【生活を支える医師の役割】【多職種との不可欠な相互依存】【クローズなチームワークの認識】2) 訪問看護師の協働の認識の概要として【多職種との相互依存】【オープンなチームワーク認識】【クローズなチームワーク認識】3) ケアマネジャーの協働の認識の概要として【オープンなチームワーク認識】【医療と介護のつなぎ役】【チームが基本でも未使用】4) ヘルパーの協働の認識の概要として【オープンなチームワーク認識】【多職種による安定とポジショニング】【ヘルパーのキャリア意識】である。さらに、在宅ケアにおいての協働は、チームワークを受け入れケアを提供する者とケアの提供は、チームワークによらないとする者、なおかつ、同一の者にも、ある状況においては、チームワークを肯定し受入れ、また、ある状況では、否定し、閉ざされた認識を有していた。このような協働にたいして、肯定的なチームワークを受け入れる認識を「オープンなチームワークの認識」またチームワークにたいして否定的な受け入れない認識にたいして、「クローズなチームワークの認識」としてカテゴライズした。さらに、チームないしチームワークの用語は、多職種間での使用は行われない関係性を「アンビバレントなチームワークの

認識」とし、在宅ケアにおける協働の問題の関係性の分析概念として使用している。

5. 考察

在宅療養診療所の要件は、「医療サービスと介護サービスとの連携を担当する介護支援専門員等と連携していること」（診療報酬第9-1-ク）とされ、一部の指導料を除き医療保険の診療報酬によっている。また、医師の指示のよりケアを提供する訪問看護師は、疾病等により介護保険のみでなく医療保険との併用による報酬が規定されている。さらに、医師や訪問看護師は、生命や健康等の判断により、他の職種に対する優先的な立場にある。

一方、ケアマネジャーやヘルパーは、介護保険制度による報酬制度に規定され、研修や制度教育によるチームアプローチがとしての役割が強調されている。これは、介護保険制度の運用としてケアマネジャーに役割をチームマネジメントをとして定めたものである。さらに、ケアマネジャーの研修においても、チームアプローチが用いられているが、定義を共有できない他職種とは、このチームの用語は用いられない。また、ヘルパーの働き方が事業所単位のチームとしての働き方があり、事業所を基本とした他の職種とチームワークによるケアの提供をしているとの認識がある。また、医療者等の職種との協働により安定や安心感につながる働くポジションとなるなど、他の職種との関係から利用者に対するケアの内容が定まる傾向を有している。

このようなそれぞれの働き方から、医師・訪問看護師・ケアマネジャー・ヘルパー（介護福祉士）のチームワークによってよいケアができるとするチームワークを受け入れる開かれたオープンなチームワークの認識を有している。一方、医師と訪問看護師には、在宅ケアの協働はチームワークによらないとする閉ざされたクローズなチームワークの認識の存在が認められた。

さらにチームの用語は、同じ事業所で働くスタッフの間以外、他の事業所の職種との関係での使用は少数であると推測される。この二つのチームワークの認識と名称の不使用なアンビバレントな関係は、オープンなチームワーク認識とクローズなチームワーク認識が併存するケア提供の関係性によると考えられた。このオープンな認識とクローズな認識が併存するのは、他の職種による相互の依存関係を必要としながらも、それぞれの制度に基づき主体的にケアを提供する関係があり、さらに、チームワークに不可欠な合意形成の不足があるからと考えられる。また、在宅ケアの提供者は、利用者へのよいケアの提供は、チームワークによるという認識をもつ一方、在宅医師の参加が難しい担当者会議のように不定期的な場であるために、ケアに対する合意を形成する場の保障が不十分である。一方、実際のケア提供の現場では、チームワークの定義がそれぞれのケア提供者にゆだねられ、統一した定義は存在していない。ケアの提供者は、それぞれの考えに従い、この用語を用いている。従って、チームワークの用語の使用は、共通の理解が成立するメンバー間の利用にとどまると考えられた。

研究報告部門

訪問介護職による在宅でがん末期患者を看取る家族への支援 人生の物語の中での看取りを支える

日本社会事業大学大学院博士前期課程2年 鈴木 真智子

日本社会事業大学 大嶋 巖 (228)

〔キーワード〕 在宅看取り 家族への支援 訪問介護職

1. 研究の背景と目的

日本では、地域包括ケアシステムによる在宅での看取りの推進、がん対策基本法の制定（2006年）により、がん患者の在宅療養の推進が図られている。在宅で看取りをする場合、患者・家族の意思や介護力が重要とされる。介護中の家族は、在宅介護であるゆえ多様な困難を抱え、それが在宅介護継続の断念や看取り後の心残りにつながる。がん患者遺族は、非がん患者遺族に比べ看取り時の心残りや悲嘆感情が強く（秋山ら：2009）、心残りを抱えているものほど精神的に不健康で、悲嘆が強い傾向がある（坂口ら：2008）ことが明らかになっている。このことから、松島ら（2001）は、死別後の遺族の悲嘆反応には終末期のあり方が重要な意味をもつとして、遺族ケアは療養中から始められることが望ましいと述べている。これまでのがん患者家族への支援の検討は、訪問看護師等医療側からのものが多くを占めている。しかし、家族の介護力の低下や在宅という生活の場での看取りを推進していくためには、訪問介護の必要性は高い。

訪問介護職にとっては、家族も支援の対象とされており、患者・家族にとって身近な専門職である訪問介護職による家族への支援のあり方を検討することは意義あることと考える。しかし、訪問介護職による家族への支援の現状は十分に明らかになっておらず、がん末期患者の看取りや家族への対応について等の訪問介護職の質的問題も指摘されている。そこで、本研究では、訪問介護職による在宅でがん末期患者を看取る家族への支援の現状を明らかにしたうえで、家族の希望する看取りの実現と看取り後の心残りの軽減に寄与する訪問介護職の支援のあり方を検討することを目的とした。

2. 用語の操作的定義

がん末期：治癒を目指した治療に反応せず、進行性かつ治癒困難又は治癒不能と考えられる状態。概ね余命6ヶ月程度とする。

家族：法的な親族だけでなく、友人や恋人など患者を支える主たる介護者。インフォーマルな人々。

3. 研究の視点および方法

方法論の選択：複雑かつ多様性のある看取り場面での家族への支援について、訪問介護職の語りの記述から明らかにすることができると考え、本研究では、特定の領域についてデータから理論を生成する質的研究法であるグラウンデッド・セオリー・アプローチを方法論として用いた。

対象：首都圏にある訪問介護事業所に所属し、がん末期患者の在宅での看取りにかかわったことのある、訪問介護職とした。がん患者の看取りに取り組んでいる訪問介護事業所に調査協力を依頼。承諾を得られた事業所の管理者と研究者が協議し、選定した。対象者の選定においては、理論的サンプリングの手法を用いた。

インタビューデータを継続的に比較分析した中で、新たな知見が出てこない段階で理論的飽和に達したとし、19名の段階でデータ収集を打ち切った。

データ収集：対象者には、趣意書を用いて本研究の趣旨を書面と口頭で説明、同意を得られたものに対して半構

造化面接を実施した。半構造的なインタビューガイドを用いて、「家族をどのようにとらえているか」、「がん末期患者家族の抱える困難」、「がん末期患者家族特有の支援の難しさ」、「具体的な支援内容と心がけていること」、「看取り後の家族とのかかわりの有無」等について尋ねた。また、インタビューの冒頭では、対象者の基本属性を尋ねた。面接内容は、対象者の同意の上、ICレコーダーに録音、逐語録を作成した。

4. 倫理的配慮

本研究は日本社会事業大学社会事業研究所研究倫理審査委員会の承認(13-0902)を得て実施した。対象者には書面と口頭にて研究の目的、方法、協力の任意性、データ管理、結果の公表、研究者の氏名・連絡について説明、書面を用いて同意を得た。日本社会福祉学会研究倫理方針に基づき、倫理的配慮を行った。

5. 結果

がん末期患者の在宅での看取りにかかわったことのある訪問介護職 19 名に対し面接調査を実施した。面接時間は、51～138 分（平均 85 分）、対象者の年齢は、31～65 歳（平均 49.6 歳）、介護職としての経験年数は、3～24 年（平均 11.6 年）であった。《 》は、コアカテゴリを、< >は、カテゴリを表す。

分析の結果、訪問介護職による家族への支援は、《家族への支援の出発点》、《在宅介護の土台づくり》、《看取りを支える》、《看取り後》の 4 段階に大別された。次に、各段階における《家族にとっての看取り》というコアカテゴリが抽出された。支援の開始から看取り後までの時間の経過にそって、支援の段階と《家族にとっての看取り》が並行して進行していくものである。

訪問介護職は、《家族への支援の出発点》で、家族を支援の対象としてとらえ、まずは、日常生活の安定を図るために、《在宅介護の土台づくり》をする、次に限られた時間である《看取りを支える》、そしてサービス終了後となる《看取り後》の家族との関わりという段階を進んでいた。訪問介護職が行う支援は、家族の看取り後を見据えた継続した視点で、家族が看取り後に<できることをしたと思える>ことに向かって展開され、それぞれの家族の看取りを実現するために、看取りの過程を伴走するものだった。

6. 考察

訪問介護職の本来の業務である、患者の生活の安定という目的にそって、患者・家族を家庭という単位で支援していることが明らかになった。また、支援の根底には、生活支援という訪問介護職の専門性が流れていた。患者・家族の生活の安定を支え、それぞれの家族を尊重し、最期まで家族らしく過ごせる環境をつくっていくことが訪問介護職の支援のあり方として示唆された。

尚、本研究は日本社会事業大学大学院社会福祉学研究科博士前期課程修士論文として作成したものを、一部、加筆・修正したものである。

【引用文献】

秋山明子、沼田久美子、三上洋：在宅医療専門機関を利用した末期がん患者の在宅終末期医療の特徴と介護者（遺族）による評価。緩和ケア，19（3）：278-282（2009）

坂口幸弘、池永昌之、田村恵子ほか：ホスピスで家族を亡くした遺族の心残りに関する探索的検討。死の臨床，31（1）：74-81（2008）

松島たつ子、赤林朗、西立野研二：ホスピス緩和ケアにおける遺族ケアー遺族ケアについての意識調査と今後の展望一。心身医，41（6）：430-437（2001）

萌芽的研究報告部門

MSM (Men who have Sex with Men) への HIV 感染予防に関する文献的検討 -地域を基盤とした HIV 感染予防介入の方法構築を目指して-

日本社会事業大学大学院博士後期課程 1 年 加藤 慶

日本社会事業大学 北島 英治 (2123)

[キーワード] MSM, HIV, 予防介入

1. 研究目的

本研究は、MSM (Men who have Sex with Men) への HIV 感染予防に関する先行研究の分析により、地域を基盤とした予防介入方法構築のための示唆を得ることを目的に実施するものである。

2. 研究の視点および方法

研究方法は (1) CiNii (国立情報学研究所) を用いて、社会福祉、同性愛、MSM を検索語として、日本の社会福祉学領域における男性同性愛・MSM の研究動向を確認する。対象は査読論文に限定した。 (2) その上で、MSM への HIV 感染予防に関する調査研究の動向と研究成果を確認するため、CiNii、医学中央雑誌 (以下、医中誌)、Social Work Abstracts を用いた。CiNii と医中誌では、検索語として「HIV, MSM, 予防」による AND 検索を行い、さらに査読論文に限定した。また、日本以外の国における調査研究分析に主眼をおいたものを除いた。Social Work Abstracts は、検索語として「HIV, MSM, prevention」を用いた AND 検索を行い、さらに査読論文のみに限定した。検索期間は、1996 年から 2014 年までの 5 年間とした。そのうえで、それぞれより重複論文を除外した。

3. 倫理的配慮

本研究は文献研究である。配慮を要するデータは扱っていない。研究に当たっては、日本社会福祉学会の研究倫理指針に従って、文献やデータの著作権を最大限に尊重して取り扱った。

4. 研究結果

(1) 日本の社会福祉学領域における男性同性愛の研究動向について、まず査読論文に限定せずに検索した結果、6 件が検索されたが、うち 4 件は同一論文であると判断し 3 件とした。うち、査読論文に限定した結果、2 件であった。 (2) MSM への HIV 感染予防に関する調査研究について、CiNii では、6 件が検索され、さらに査読論文に限定した結果、2 件が検索された。医中誌では 13 件が検索された。そのうち、日本以外の国における調査分析に主眼をおいた研究を除き、9 件を分析対象とした。Social Work Abstracts では 7 件が検索された。検索された結果より、それぞれ重複論文を除いた結果、CiNii は 2 件、医中誌は 7 件、Social Work Abstracts は 7 件であった。

5. 考察

日本の社会福祉学における男性同性愛・MSM に関する検討は、いまだ萌芽的な段階にある。MSM への HIV 感染予防研究については、社会的・文化的要因に注目した研究によって占められている。とくに、MSM が HIV 感染リスクの高い性行動を行うに至る要因の検討や、性行動調査、HIV 検査受診の障壁を低くするための研究があり、また、アルコールや薬物使用、メンタルヘルスと HIV 感染の関係性があり、より継続した形で今後も予防介入研究が行われていく必要性が指摘されていた。日本における予防行動の促進に向けた統計的検討は、2013 年頃よりみられるようになっている。MSM が HIV 感染リスクの高い性行動を行う要因について、質的・量的に調査されたものであり、予防行動を阻害する要因の検討がなされていた。

第6会場 場所 1号館 5階 1505教室

9:30～10:10

①【研究報告部門】知的障がい者の意思決定支援に関する研究

—Supported Decision Making をめぐる海外の議論から—
東洋大学福祉社会開発研究センター

木口恵美子

10:15～10:55

②【研究報告部門】包括的権利制約を課する後見類型の偏重是正に向けて
—国連障害者権利条約整合化検討に資する事例研究—
介護保険学び舎

越川文雄

11:00～11:20

③【実践報告部門】意思決定支援と ICT の可能性

東洋大学福祉社会開発研究センター

小泉隆文

■座長：原田欣宏氏

■コメンテーター：秋元美世氏

研究報告部門

知的障がい者の意思決定支援に関する研究 —Supported Decision Making をめぐる海外の議論から—

東洋大学福祉社会開発研究センター 研究支援者 木口恵美子（6371）

〔キーワード〕 意思決定，知的障がい，支援

1. 研究目的

平成 18 年（2006 年）に国連の「障害者の権利に関する条約（以下障害者の権利条約）」が採択されて以降，国内外で「Supported Decision Making 以下 SDM」をめぐる議論が盛んになっている。

日本でも，2011 年に改正された障害者基本法第 23 条で、国や地方公共団体に対して、障害者や家族などへの相談業務や、成年後見制度などの制度の利用の際に意思決定に配慮する義務を定め、2013 年から施行された障害者総合支援法では、指定障害者福祉サービス事業者や指定相談事業所等に対して、障害者等の意思決定の支援に配慮することを責務として定めるなど、「意思決定の支援」という文言が盛り込まれるようになった。

しかし、日本の法制度に現れた「意思決定支援」は、現在の成年後見制度を前提としていることや、施設等関係者によって支援する側に焦点が当てられ、既存のサービスの枠の中で矮小化して考えられ、権利条約の原則に反していると思われる点も多く、権利条約に即して考える必要があると思われる。

以上のような問題意識から、あらためて SDM の本質や方向性を考えるため障害者の権利条約前後に現れた海外の SDM の議論の検討を行うこととする。

2. 研究の視点および方法

本研究では SDM の考え方を①権利，②支援，③関係性，④地域生活の 4 つのアプローチから捉え、時間的な経過と広がりの中で確認することとする。時間的な経過については、障害者の権利条約以前・以降の SDM について、1992 年に出されたカナダの C.A.C.L（Canadian Association for Community Living）の報告書，カナダの成年後見制度に現れた SDM，2014 年に C.A.C.L の副代表が行ったプレゼンテーション資料等をもとに検討する。

広がりに関しては、権利条約発効以降、権利条約と矛盾しない法制度の策定に積極的に取り組んでいる、イギリス、オーストラリア、アメリカの取り組みを確認し、SDM の方向性について考察を行う。

3. 倫理的配慮

文献に基づく研究を行うにあたっての引用等の扱いについて、日本社会福祉学会の研究倫理指針及び日本社会学会投稿要領を遵守する。

4. 研究結果

SDM は 1991 年 4 月に知的に障害を持つ人の当事者団体であるピープルファースト・オブ・カナダが決議した、個人の権利を奪う後見人制度を法律は認めるべきではないという主張に基づいて結成された、C.A.C.L 特別委員会によって検討が始まった。そして、障害者の権利条約策定過程で、特別委員会が作成した「後見制度に関する代替策についてのレポート」の提言をもとに SDM が提案されたのである。

報告書は、従来の他者から干渉されずに権利行使を行うことを前提に認められてきた自己決定の権利は、相互依存的な関係の下でも正当で意義があるという新たな思考枠組を提供し、そのようなプロセスを法的に認めるべきだと主張する。

その後、1990 年前半からカナダのいくつかの州の成年後見法にも SDM の考え方が導入されるようになった。その表れ方は州によって異なるものの、社会的権利擁護の仕組みの重要性や、権利擁護者の自律を育む役割が認識されたことが評価される一方で、SDM は、結局は新しいパターンリズムでしかないのではないかという指摘がなされている。

近年の C.A.C.L. の近年の議論では、個人の望みや希望を計画の中心に据えることや、支援や手助けに焦点を当てることなどが強調されている。支援者は本人が決めた人、本人が信頼する人、仲間などが想定され、支援の内容は通訳やコミュニケーションの支援、簡単な言葉や形式などを含む。

各国の取り組みを確認すると、カナダマニトバ州では 1996 年から SDM を理念とする個人予算によるパーソナルアシスタント事業を開始しており、運営事業所により SDM の理念の進展があり、決定をプロセスとして捉え、決定に至るプロセスを支援すること等が強調されている。

オーストラリアでは、2010 年から 2 年間 Office of the Public Advocate（南オーストラリア権利擁護組織）が「The supported Decision Making Project」を通して、代行決定制度の代替として SDM の試行事業を行い、国内で進行中の障害者制度改革の、セルフディレクテッド・ファンド（個人資金）において重要な役割を示すという見解を示している。

アメリカでは、2012 年に知的・発達障害協会等が、代行決定から SDM への移行を検討することとした。2013 年に「ジェニーハッチ ジャスティス プロジェクト」が起こり、自由を制限する後見人は不要とする本人の訴えが勝訴し、SDM の進展に向けて動いている。

5. 考察

第一に、SDM の思考枠組は、障害者の権利条約以前に知的障がい者の分野で提案されていたことが分かった。

第二に、SDM の実現に向けては、単に法律を改正するだけではなく、「支援」に焦点を当てることが強調されている。また、SDM を代行決定の名前を変えただけのものにしないためにも、具体的な「支援」の「手段」、「ツール」、「方法」のみならず、支援を提供する「仕組み」そのものの進展が必要である。

第三に、SDM は関係性を重視することから、地域での自立した生活と社会的孤立の防止及び社会参加の両方にアプローチが可能であろう。

参考文献

- ・ CACL 特別委員会（1992）「後見制度に関する代替策についてのレポート」
日本語訳は、<http://nagano.dee.cc/cacl.pdf> で参照可
- ・ Gordon M. Robert. (2000). “The Emergence of Assisted (Supported) Decision-Making in the Canadian Law of Adult Guardianship and Substitute Decision-Making.” *International Journal of Law and Psychiatry*, Vol. 23, No. 1, 61–77.
- ・ 木口恵美子（2014）「知的障害者の自己決定支援」（簡井書房）

研究報告部門

包括的権利制約を課する後見類型の偏重是正に向けて

—国連障害者権利条約整合化検討に資する事例研究—

介護保険学び舎 越川 文雄（8427）

〔キーワード〕 権利制約極小化、アセスメント、福祉分野からの発信力強化

1 研究目的

国際的には権利制約を課す法定後見制度をラストリゾートとしてその利用を極小化しようとする取組みが主流になっている。後見制度普及が進んだドイツでは原則権利制約を伴わず、裁判所が範囲を限定して同意権留保を指示した場合に限り取消可能である。この件数は全世話件数の5%程度に過ぎず、権利制約件数は日本より少なくなっている。しかも同意権留保の多くは我が国の後見事務対象外の医療同意、居所指定が占めている。わが国は、補助、保佐、後見3類型のうち包括的権利制約を課す後見類型が80%を越し、3類型併せてもほぼ100%が権利制約を課している。

我が国は昨年初頭国連障害者権利条約を批准したが、現行制度は同条約12条に反しているとの声が国内外から出ている。特に後見類型は本人を見えざる檻に閉じ込めるに等しい制度である。現状のままこの利用拡大を図れば、かつて欧米先進国において閉鎖・転換の方向が明確になっているにも拘らず、病床増に拍車をかけ世界に類のない病床数を抱えることになった精神病院作りの過ちを再度繰り返すことになる。

こうした理由から国連障害者権利条約批准を機に現行制度の抜本的見直しをすべきと考えるが、後見類型偏重是正はそれ以前の問題として緊急対処すべきである。この問題を事例検討することにより、来るべき制度見直しに向けての社会福祉分野からの発信力強化について考察を試みる。

2 研究の視点および方法

（1）研究の視点

制度抜本改革に当たっては、医療同意、居所指定、日常金銭管理等の在り方についても議論さるべきである。併せ、検討対象を狭義の後見制度に留めず日常生活自立支援事業等の意思決定支援システムさらには福祉信託等をも含めた広義の後見制度を対象とし、本人中心としたトータルな視点に立った検討をすべきである。こうした視点に立って本事例研究を行う。

（2）研究の方法

個人的経験を通して入手した我が国の実態とともに国内文献、インターネットや日本成年後見法学会等への参加により得られた国内外情報により次の各項目につき整理を行い、事例研究を行った。①権利条約整合化の議論、欧米の事態との比較②後見類型偏重の実態、その原因③その結果顕在化した問題、今後発生が予想される問題

3 倫理的配慮

上述の研究の方法により研究を進めた。本研究の実施、成果発表に当たっては「日本社会福祉学会研究倫理指針」を遵守すべく最大限の注意を行った。

4 研究結果

実態：審判を受けた成年被後見人の中には立法時の担当官が示した具体像（①完全な植物人間状態②家族の名前、居場所が分からない③日常の買物不能）から大きく外れた補助、保佐類型相当の方が多く0見受けられる。この現象については「後見類型は財産管理、安全という意味で運用において広くとらえている」との発言が国会議事録に残されており、当然として受け止められている。

東大政策ビジョン研究センター調査報告によると認知症については要介護度の平均が2.5程度であり、知的障害の方がA=1、B=2として平均1.7という状態である。実感としては認知症の場合、要介護1（認知症自立度Ⅲ以

上の人は殆どいないと云われる)の人がかなり後見類型の審判を受けており、知的の手帳所有者は自動的に後見にするとともにいわれており、他類型相当の方が後見類型になっている例が多い。

原因：専門家の考察としては①能力判定に問題がある②手続き上必要な本人同意が得られない場合、保佐相当の人を後見対象としている③居所指定権が無いにも拘らず、実質的に悪用する④家族等からの経済的虐待対応上必要等が挙げられている。

①については、後見類型申立てに必要な医師の診断書、鑑定書作成の効率化、コスト削減等を図るため作成手引書が提示されているが、そこに記載された判定の目安についての記述に問題がある等の指摘がなされている。特に医療専門家からは医療面での問題指摘とともに判定に不可避な情報を家族等に依存せざるを得ないことによる弊害等の問題指摘がなされている。しかし、こうした実務面の問題よりも②③④のような制度にからむ問題が大きいように推察される。

対策：後見審判の取消しについて規定している民法 10 条は「原因が消滅したときは・・・後見開始の審判を取消さなければならない」と規定している。立法担当官は保佐の審判取消しの 14 条解説部分において「関係者がその事務を適切に行うことで本人の精神の状況の変化に適切に対応する必要があるが、家裁としても、保佐人等からの報告等により本人の精神の状況が変化していることが窺われるときは、保佐人等に報告を求めたり、家裁調査官に事実調査を行わせる等の対応をすることが適当」との解説をしており、後見についても同様な対応を求めていると考えられる。法務省委託の成年後見制度研究会報告書（2010）においても「後見人等は類型変更申立てを積極的にすべし」と述べている。

後見類型変更についての提案が東京社会福祉士会「身上監護ハンドブック 2013」で行われており、そのためのアセスメント様式を例示している。これを後見人等が地域包括ケアの異業種専門職の協力を得て実施するとすれば、より効果的かつ適切な判断材料を得ることが可能であろう。こうしたアセスメントの実施ルールを後見人の行動指針として明示して身上監護義務の一環と位置付け実施させることも可能だと考える。

更に後見審判の際、家裁が本人、後見人候補者等に対し身上監護義務としてこのアセスメント実施を説明し、本人了解を得るという手順を踏めば、後見偏重是正が進展するであろう。

なお、2013 年 1 月に施行された家事事件手続法により、本人による後見人等に対する解任請求手続き等が明確化され、後見類型見直しを怠ると本人から解任申立てが行われる事態を招来する可能性も考えられる。

5 考察

以上後見類型偏重是正についての考察を行ったが、実績に関するデータベースが殆ど整備されておらず偏重の実態、発生原因等については専門家の推論等に頼らざるをえなかった。

ドイツでは制度改善に向けて実績分析等が政府により進められてきており、障害者権利条約批准を機に整合化のための検討も組織立って進められている。

我が国においても抜本的な制度見直しをするためには、制度問題の検討だけでなく実績データベース構築といった面での社会福祉分野からの発信が必要である。しかし、これまでそうした発信が余り活発でなかったように見受けられる。今後こうした面での**社会福祉分野からの発信力を強化**することを切に期待したい。

参考文献

小林昭彦他「新成年後見制度の解説」きんざい、2003

成年後見制度研究会「成年後見制度の現状の分析と課題の検討」、民事法務協会、2010

東京大学政策ビジョン研究センター「成年後見の実務的・理論的体系化に関する研究報告」（厚労省補助）2011

東京社会福祉士会「社会福祉士がつくる身上監護ハンドブック」民事法研究会、2013

金子修「逐条解説・家事事件手続法」商事法務、2013

実践報告部門

意思決定支援と ICT の可能性

東洋大学福祉社会開発研究センター／社会福祉法人森の会○小泉隆文(8068)

東洋大学福祉社会開発研究センター／独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 清野 絵(8651)

東洋大学福祉社会開発研究センター／東洋大学大学院福祉社会デザイン研究科 宮竹孝弥(8254)

東洋大学社会学部 志村健一(2388)

東洋大学社会学部 高山直樹(2314)

〔キーワード〕 障がい者支援、ICT、意思決定支援

1・研究目的

わが国は 2014 年に障害者権利条約を批准した。この批准にともない、国や地方公共団体、福祉サービス事業所は、障がい者の意思決定の支援に配慮することが必要となり、新たな支援方法を構築する段階にきているといえる。近年では、タブレットや携帯電話といった、いわゆる ICT を活用した支援が注目されている。

ICT を活用した支援は、特に、特別支援学校において知的障がい児への学習支援のツールとして広まってきている。しかしながら、特別支援学校の生徒の多くが卒業後に通うこととなる障がい者支援施設では、ICT を活用した支援はほとんど行われていないというのが実情である。

以上の点をふまえて、本報告では知的障がい者に対して実際に ICT を活用した支援を行い、その可能性を探ることにある。

2. 研究の視点および方法

知的障がい者の支援施設において、ICT を活用した支援を実践した。機器はタブレット (iPad mini) を使用した。また、障がい児・者の支援として実際に活用されているアプリ (SimpleMind+、トーキングエイド) を用いた実践と、一般的な画像を用いた実践の 3 つの事例を示し、検討した。

3. 倫理的配慮

日本社会福祉学会の研究倫理指針に基づき、倫理的配慮を行った。調査対象の方々には、結果を研究以外には使用しない、個人が特定できないようにする旨について十分に説明し承諾を得た。

4. 研究結果

本報告で明らかになった点は次の 4 点である。

- ①軽度障害者であると ICT などの機器に対して興味が強い場合が多いため導入しやすい。
- ②ICT ツール自体がきっかけとなり、その後の本人の気持ちの表出の機会となる場合がある。
- ③当事者自身の気持ちの整理と、支援者側の課題の整理ができ、焦点を当てた支援を考えることができる。
- ④ICT を活用して耳からだけではなく目で見える情報を発信することで、理解を重層的にできる。

5. 考察

自分の意思や気持ちを言葉で他人に伝えることが得意ではない利用者に対して、支援者がいかにして彼らの奥底にあるものを引き出せるかが、支援方法を考える上でも重要なこととなる。利用者本人に的を絞ったピンポイントとなる具体的な支援を行っていくには、ICT の活用はかなり有効であると感じた。今後は、生活に関わるものや日中活動である作業に関わるものだけではなく、就労支援への ICT の活用についての検討も必要であろう。

第7会場 場所 1号館 5階 1508教室

9:30～10:10

①【研究報告部門】高齢者虐待悪化防止の協働プロセスの様相

ーケース記録の質的分析を通してー

ルーテル学院大学大学院博士後期課程

乙幡美佐江

10:15～10:55

②【研究報告部門】中国農村部の高齢者に対する村幹部の役割と機能

ー江蘇省A鎮の村幹部へのインタビューからー

東洋大学大学院博士後期課程

茆 海燕

11:00～11:20

③【萌芽的研究報告部門】限定合理的なソーシャルワークの実践

ー行動経済学を援用した対人援助の検討ー

水戸看護福祉専門学校

岩田 健

11:25～11:45

④【実践報告部門】これからの精神保健福祉士の現場実践力の養成に関する一考察

ー何を伝え、どのように授業を展開するべきかー

群馬医療福祉大学

木下一雄

■座長：荒井浩道氏

■コメンテーター：久松信夫氏

高齢者虐待防止の協働プロセスの様相 ーケース記録の質的分析を通してー

ルーテル学院大学大学院博士後期課程 3 年 乙幡 美佐江 (8138)

〔キーワード〕 高齢者虐待、質的内容分析法、予防

1. 研究目的

高齢者虐待は、世界的な事象 (global phenomenon) である。WHO は、「高齢者虐待は、信頼が期待されるべき関係の中で起こり、高齢者に危害や苦痛を与えることである。虐待は、一回の場合でも、繰り返される場合でも、あるいは不適切な行為 (lack of appropriate action) も該当する」と定義づけ、先進諸国における発生率は、「高齢者人口の 1~10%」とし、「4~6% が重大な虐待を受けている」としている¹⁾。

本研究は、日本でも深刻さを増す高齢者虐待を、より効果的に予防する方策を探索するため、Caplan (=1970) の予防概念²⁾を援用し、高齢者虐待防止法³⁾の要と規定されている地域包括支援センターに焦点をあて、被虐待者・養護者・関係者等による虐待悪化防止の協働プロセスの様相を、ストレングスの視点³⁾を用いて明らかにすることを目的とする。

2. 研究の視点および方法

本研究は、質的調査であり、調査対象を、A 県 B 市の C 委託型地域包括支援センターにおいて、ある 1 年間に高齢者虐待(疑い)として扱われた 14 事例の 18 種類の記録とした。これらの記録を Schreier (2012) の質的内容分析法⁴⁾の手順を援用し分析した。手順 1: データの選択は、事例ごとに、18 種類の記録を時系列に整理し、基本情報などを表にまとめ、被虐待者、養護者、その他親族、関係者の動きを短文にて並列に図にし、発見前、発見から通報、通報から虐待の解消、解消後の 4 つの期間に分けて要約した。手順 2: コーディングフレームを構築する上で、二つのコーディングフレームを作成した。第 1 コーディングフレームとして、高齢者虐待防止法の下での関係者の動きを分析するため、高齢者虐待防止法と厚労省マニュアルから枠組みを作成した。第 2 コーディングフレームとして、被虐待者と養護者のストレングスを分析するため、福山(2005)の「人の理解の 6 側面」⁵⁾を援用し、コーディング規則を作成した。手順 3: 14 事例から抽出した 1 事例を第 1 と第 2 コーディングフレームに当てはめた。手順 4: 第 1・第 2 コーディングフレームを共に、コーダー 1 名と修正した。手順 5: 第 1・第 2 コーディングフレームを用いてメイン分析を行い、事例ごとに一致率を出した。手順 6: 14 事例の分析を概観し、3 つのコードに大別した。第 1 コードは、被虐待者、養護者、その他親族が発見・通報から関わった 6 事例、第 2 コードは、近隣などのインフォーマルな社会資源が発見・通報から関わった 3 事例、第 3 コードが、フォーマルな社会資源が発見・通報から関わった 5 事例とした。

3. 倫理的配慮

本研究における質的研究は、ルーテル学院大学研究倫理委員会及び調査対象機関により承認を得ている。日本社会福祉学会の研究倫理指針に基づき、個人情報の保護と人権尊重に留意し慎重な配慮を行った。

4. 研究結果

14 事例の分析の結果、高齢者虐待状況の悪化防止行為には、被虐待者、養護者、関係者等の協働プロセスに、6 つの様相がみられた。

第 1 様相: 被虐待者の 8 つのストレングスが影響していた。特に、被虐待者が、「自ら SOS を他者に発信し続けること」が虐待防止の要素であったが、養護者との分離後などに「新しい環境との折り合いをつけ適応」し、「養護者を気に掛けること」のストレングスが特徴的であった。第 2 様相: 養護者の 9 つのストレングスが影響していた。特に、「信頼している人物が存在 (今関係が遮断していても、今後関係を回復できる可能性を有する)」し、被虐待者との分離時などに、「自立に向けて被虐待者との対峙や折り合いをつける」などのストレングスがみられた。第 3 様相: 養護者以外の親族の 8 つのストレングスが影響していた。特に、被虐待者の定期的な安否確認や SOS を即キャッチするための「独自のネットワークを構築」し、「家族・親族会議の開催」で虐待の解消を図るなどのストレングスがみられた。第 4 様相: 近隣などのインフォーマルな社会資源の 6 つのストレングスが影響していた。特に、「逃げ込み先や食事などの提供」や、時間や実際の養護者の言葉をメモするなど「事実確認への協

力」などがみられた。第5様相：虐待対応主管課と包括以外の関係者の10のストレングスが影響していた。特に、通報前からの不適切な状況への介入として「被虐待者や養護者の行動変容を図り」、「適切な業務の遂行」に加え、「関係機関の協力（業務範囲外の場合有）」などがみられた。

第6様相：虐待対応主管課と包括の法の下での5つの適切な虐待対応が影響していた。特に、「市町村マニュアルを策定」し、「職員の異動・退職、組織編制の影響」を最小限にするために、他機関の補完体制がとられた事象が存在していた。

5. 考察

1) 被虐待者・養護者・親族の役割遂行と虐待の悪化防止との関係

被虐待者や養護者が、当事者として現在おかれている状況についてSOSを発信する役割の遂行が、親族等が常日頃の関係から、そのSOSを受信する役割を遂行させ、親族独自のネットワークを構築するなどの介入に波及し、虐待の悪化が防止へのプロセスを歩んだ事例がみられた。このような影響性はこれまでの先行研究にはみられなかった事象である。被虐待者や養護者、親族は虐待の主たる悪化防止体制のメンバーとして捉えていなかったと考えられる。

2) インフォーマルな社会資源と虐待の悪化防止との関係

近隣などのインフォーマルな社会資源の介入として、本人の安全の確保などが通報前からなされていたことで、虐待対応機関による介入がスムーズに開始された事例がみられた。このような影響性は、近隣などは、高齢者支援としてインフォーマルな社会資源として捉えられているが、虐待防止体制から考えて、その体制の一員としての活動としては必ずしも考慮に入れられていないのが現状である。

3-1) 通報前の関係機関の働きと虐待の悪化防止との関係

介護保険事業所などの関係機関が通報前から痣などを発見し、虐待の早期発見に努め介入を開始していたことで、法の下での虐待対応機関による介入がスムーズに開始された事例がみられた。この関係機関の介入は、従来では、通報の遅れとしてみななされていた。今回の事例でも同じ現象がみられたが、関係機関が介入し続けたことにより、関係機関による介入が虐待の悪化防止の効果を出していた。

3-2) 通報後の関係機関の働きと虐待の悪化防止との関係

通報後の虐待対応機関による介入体制の機能不全がみられたにもかかわらず、虐待が解消された事例がみられた。これは、関係機関の適切な業務遂行及びあるいは業務を越えての補い行為と、適切な権限行使など行政の体制が稼働したことによると考えられる。

分析に記録を用いた利点は、地域包括支援センターは、介護保険法上、被虐待者や養護者等からの情報開示請求に対応するべく、時系列で業務をタイムリーに記載することとなっており、プロセスの分析が可能にし得ると考える。

本研究における質的調査の限界として、記録は、記録者の知識と判断によって取捨選択され正確性に欠け得るものであるが、分析した14事例は、ある特定された地域の体制を反映しているものであり、虐待事象の悪化防止プロセスを詳細に追うことができたという点で意義があると考えられる。

注) 高齢者虐待防止法：高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

参考文献：

- 1) 筆者訳 http://www.who.int/ageing/projects/elder_abuse/en/, 2015.2.3 アクセス
- 2) Gerald Caplan(1964)Principles of preventive psychiatry basic books, Inc., New York.(=1970,新福尚武監訳「予防精神医学」朝倉書店)
- 3) Saleebey, D(2008)The Strength Perspective in Social Work Practice, 5th ed, Ally & Bacon.(=2008, C・A・ラップ・R・J・ゴスチャ, 田中英樹監訳「ストレングスモデルー精神障害者のためのケースマネジメント第2版」金剛出版)
- 4) Margrit Schreier(2012)Qualitative Content Analysis in Practice, SAGE Publication Inc.
- 5) 福山和女監修(2005)「カンファレンス・協働ー医療・保健・福祉の専門家のためにー」(有)F Kグループ

研究報告部門

中国農村部の高齢者に対する村幹部の役割と機能

—江蘇省 A 鎮の村幹部へのインタビューから—

東洋大学大学院博士後期課程 3 年 茆 海燕 (008736)

キーワード：高齢者 村幹部 役割・機能

1. 研究目的

中国社会科学院 (2013)「中国高齢事業発展報告」によれば、2012 年末全国の総人口は 13.54 億人、60 歳以上の高齢者人口は 1.94 億人で総人口に占める割合は 14.3%である。このうち農村部高齢者の人口は 1.12 億人で農村総人口の占める割合は 17%である。中国農村部の高齢化は深刻であり、高齢者の約 60%が農村在住であるが、中国の農村部における高齢者福祉サービスはまだ十分に展開されていない。社会保障制度は近年展開されたばかりであり、保障の水準が低く高齢者の日常的な生活を維持することができていない。出稼ぎの流動人口の増加や核家族化の深刻化に伴い、家族扶養の機能は弱まっており、農村部の高齢者に対する社会的扶養、社区サービスが求められている。村民委員会は中国農村部の行政組織の末端である鎮の下に置かれている自治組織である。村民委員会のリーダーであり、「郷村政治の習慣に従い、村レベルの正式組織で職務を担当している者」と定義される村幹部による高齢者への支援は、社会的扶養や社区サービスの重要な部分であると考えられる。

本研究では村幹部がもつ高齢者の生活への意識、それに対する支援内容、支援の困難性および今後の期待を把握する。これらを踏まえ、支援実態からみた村幹部の役割・機能を考察することを目的とする。

2. 研究の視点および方法

徐 (1997) は村民選挙の事例に基づき、村幹部の「政府の代理人」と「村の当家人」という二重役割を分析した。孫 (2009)、郭ら (2011) は量的調査により村幹部の二重役割を実証的に検証した。

村幹部の自治機能と行政への協力機能に関する研究では、行政への協力機能については学者の議論が一致しているが、自治機能の捉え方は異なっている。例えば、羅 (2001) は自治機能が管理機能と教育機能、サービス提供機能を含むことを指摘している。

したがって、本研究では、村幹部が地域の高齢者に対する支援の実態を把握することで、支援の実態からみた村幹部の機能・役割を考察する。また、先行研究の中であまり用いられなかったインタビューを用いて実施する。

2013 年 8～9 月にかけて、中国の江蘇省 A 鎮における 6 名の村幹部（書記 2 名、主任 3 名、会計 1 名）を対象とし、1 時間程度の半構造化インタビューを実施した。

3. 倫理的配慮

本研究は、日本社会福祉学会の研究倫理指針に基づき、所属大学大学院の倫理審査委員会の承認を受けた後に実施した。

4. 研究結果

本研究は、1967 年地理学者・文化人類学者である川喜田二郎が提唱した KJ 法を参考にしながら分析を行った。分析の手順は、語る内容を中国語で逐語化し、日本語に翻訳する。その後、コーディングを行い、60 個の<コード>、23 個の<サブカテゴリー>、9 個の【カテゴリー】が形成された。カテゴリー間の関係性を整理した。

村幹部は高齢者の日常生活について 2 つの課題を見出している。<息子の多い家庭の扶養><特定の高齢者扶養><「空巢老人」の扶養><子女からの暴力><住宅土地の紛争>などの<家庭紛争>が起こっており、<法律・社会の目>は<家庭紛争>を見守っている。<社会保障制度の不備><村との葛藤><近隣との葛藤>などの【社会的問題】が生じている。

これらの課題について村幹部は、《家庭紛争への調停》《日常生活への支援》という【家庭への支援内容】および、《社会保障制度への対応》《土地紛争への調停》《環境・組織の整備》《近隣間の紛争への調停》という【社会的問題への支援内容】を行っている。支援において【老党員の補助的な役割】が村幹部を補助している。

支援後、村幹部は【家庭紛争調停の困難】と、《財源・人材・権限の困難》《村レベルの社会保障の実施困難》《土地調停の困難》《サービスの不利用》《税費徴収の困難》という【社会的問題への支援の困難】を感じている。一方で支援後、村幹部は村民からの《支持・感謝》《村幹部の自覚・満足》という【村幹部の自覚・満足】も感じている。【村幹部の自覚・満足】は【家庭への支援内容】と【社会的問題への支援内容】を増幅させている。

今後、高齢者により良いサービスを提供するため、村幹部は《法律の具体化・改正》《高齢者の自立》《施設・経済環境の整備》などを長期目標として【良い高齢者生活】を期待している。

【家庭紛争調停の困難】は【家庭への支援内容】を阻害し、【社会的問題への支援の困難】は【社会的問題への支援内容】を阻害している。【家庭紛争調停の困難】は【家庭紛争】を起こし、【社会的問題への支援の困難】は【社会的問題】を起こす。

5. 考察

調査により村幹部の高齢者への支援実態が明らかになった。結果から村幹部には連結者、調停者、支援者、代弁者、創設者、情報提供者、連携者、行政協力者などの役割が見られた。

連結者、情報提供者、行政協力者の役割は《社会保障制度への対応》に見られる。連結者とは、高齢者がサービスを利用できるように働きかけ、高齢者と制度・サービスの間の橋渡しをするものである。情報提供者とは、高齢者に関する法律や制度を説明・宣伝するものである。行政協力者とは、行政機関の委託業務を行い、実施の結果などを行政に報告するものである。

代弁者の役割は《社会保障制度への対応》《土地紛争への調停》に見られる。代弁者とは、村民の権利を守るため、制度を利用させることや行政との交渉を行うものである。調停者の役割は《家庭紛争への調停》《土地紛争への調停》《近隣間の紛争への調停》に見られる。調停者とは、村民に関わる紛争を調停するものである。＜調停の6段階＞において村幹部には連携者の役割も見られる。連携者とは問題を解決するため、住民、他の村幹部、鎮の機関、裁判所等と連携を取るものである。

支援者の役割は《日常生活への支援》＜社会救済サービスの提供＞＜村医療サービスの実施＞＜功績のある高齢者への慰問＞に見られる。支援者とは、地域での高齢者の日常的生活課題に対する支援を行い、サービスを提供するものである。ただし、実際には村幹部の支援者としての役割は弱い。創設者の役割は《環境・組織の整備》に見られる。創設者とは、高齢者のために基盤整備、高齢者向けの組織や活動を用意するものである。

本研究は数名の村幹部を対象とするインタビューを行ったものであるため、研究の成果を一般化することができない。村幹部の全員を対象とする量的調査の実施を今後の課題としたい。

6. 引用・参考文献

郭 斌・寧 澤達 (2011)「村幹部役割の代理比重の実証的分析—陝西省 M 県 104 名村幹部のアンケート調査から—」『農村経済』3, 120 - 122.

川喜田 二郎 (1986)『KJ 法：渾沌をして語らしめる』中央公論社.

羅 秀蘭 (2001)「村民委員会の機能に関する研究」『湖南公安高等専門学校学報』13 (5), 15 - 18.

孫 秀林 (2009)「村の民主・村幹部の役割及び行為モデル」『社会』29 (1), 66 - 88.

徐 勇 (1997)「村幹部の二重の役割—代理人と当家人」『二十一世紀』8, 151 - 158.

中国国家统计局 (2013)「2013 年国民経済と社会発展の統計公報」
(http://www.stats.gov.cn/tjsj/zxfb/201402/t20140224_514970.html, 2014. 11. 1)

萌芽的研究報告部門

限定合理的なソーシャルワークの実践

行動経済学を援用した対人援助の検討

水戸看護福祉専門学校 岩田 健 (6037)

〔キーワード〕 対人援助，行動経済学，限定合理性

1. 研究目的

本研究は、合理的・効率的な福祉サービスの提供にあたり、新たな視座からの方法論の可能性を示すものである。援助者と福祉サービス利用者(以下、対象者)の間では、さまざまな理由から曖昧な判断基準をもとにした援助量が設定されている可能性がある。対象者にとって、適切な援助量を設定し、さらに援助者と対象者の双方が合理的に、またはそれに準ずるかたちで合意形成し得る方法論が求められている。これが、本研究における動機および目的である。

2. 研究の視点および方法

本研究は、適切な援助量の査定を行うソーシャルワークの援助過程において、対象者の問題を解決するための思考と、そのための科学的方法について論ずるものである。援助というかたちの無いものの、量や頻度を決定する根拠として、アセスメントがある。しかし、日常生活に何らかの支障がある対象者は、その生活問題は多岐にわたるうえ、何より対象者自身が自分の生活問題を認識していない場合も想定される。援助者もまた対象者の思いに左右され、感情や直感を頼りにおよそ科学的思考とはいえない状況に陥ることもある。本研究では、援助実践で求められる科学的思考について、行動経済学をもとに、合理的な対人援助活動について論理を展開する。経済学が前提とする『合理的経済人』の理論では、現実の人間の行動を説明することに限界がある。これは行動経済学が示す、感情や直感などさまざまな要素に左右される人間の非合理性によるところに大きい。本研究では、行動経済学の視点を援助者と対象者によるソーシャルワーク場面に援用し、限定合理的な関与について検証を試みる。

3. 倫理的配慮

本研究は、日本社会福祉学会の研究倫理指針に基づくものである。さらに、日本社会福祉学会機関誌の投稿要領および執筆要領を遵守するものとする。

4. 研究結果

人間はさまざまな行動において、デフォルト(初期設定)に大きく影響されること、関与する側(援助者)は関与される側(対象者)に対し選択の余地を残しながら良き方向へ導くことが可能であること、が示唆できた。不確実性下での意思決定では、適切な援助量の設定や援助が必要な期間、また援助の終結を想定した設定が困難な対人援助において、新たな知見を見出せると思われる。

5. 考察

本研究において、行動経済学における意思決定理論を対人援助の方法に一部援用し、理論研究を展開した。本来、社会福祉そのものが学際的性格を強く有しているため、本研究のように他の学問領域を援用することも十分可能である。しかし本来は、ソーシャルワークは実践の学問であるため、実践によって効果測定を行うものである。換言すれば、それが今後の研究課題であるといえる。

実践報告部門

これからの精神保健福祉士の現場実践力の養成に関する一考察

－何を伝え、どのように授業を展開するべきか－

群馬医療福祉大学 社会福祉学部社会福祉学科 木下 一雄 (8808)

〔キーワード〕 精神保健福祉、相談援助技術、現場実践力

1. 研究の目的

現在の精神保健福祉士を含めたソーシャルワーカー養成校での教育内容が知識偏重主義で国家試験に合格するための知識を勉強すること中心になっており、精神保健福祉士の養成教育そのものが国家資格を取得することが目的化していくことに非常に危機感を覚えていた。

養成校の数ばかり増え続けるものの、大学で国家試験の合格するためだけのカリキュラム中心で勉強し、コミュニケーション能力や想像力、人権意識、共感性等が十分養われず、実践力を兼ね備えた専門職としての能力を身に付けさせることができないのであろうかとの思いより調査研究を始めた。

2. 研究の視点および方法

平成 24 年 3 月から平成 26 年 3 月まで、専門学校で教員として教えてきた社会人経験を経た実習生と社会人経験のない実習生合計 23 名に対してアンケート調査を実施した。そして、現在所属している大学で実習指導している通学課程の 15 名の実習生と、通信教育課程で学んでいた社会人実習生 16 名と比較検討し、社会人経験がない大学生と社会人経験がある学生について、多様な角度から検証していった。

3. 倫理的配慮

倫理的配慮として、日本社会福祉学会の研究倫理指針に基づいて実施した。配布時にアンケート調査の主旨と倫理について口頭にて説明し、結果等については、研究以外の目的には使用しないことを伝え、同意を得る。説明時には、調査協力は任意であり、調査協力は拒否することも可能であり、アンケート調査後においてもいつでもやめることができ、そのことによる弊害がないことを約束する。

4. 研究結果

アンケート調査や半構造化面接による聞き取り調査等のデータを分析した結果から、通信教育課程における社会人経験を経た実習生と社会人経験のない実習生の比較では、社会人経験があることが精神保健福祉士としての実習姿勢や能力形成に対する素養や高いという傾向が示されたのである。

しかし、一概に社会人実習生であることが資質や能力の高さを示すことではないということも明らかになった。通信課程での社会人実習生と現在実習指導をしている 3・4 年生の通学実習生とのアンケート調査において、実施したアンケートの項目のポイント数値がほぼ同一であった。社会人実習でなくても、ある一定の状況下において、実習教育や方法を考慮し、演習や実習指導を詳細に分析し、関わることにより、社会人との能力差を埋めることが可能ということを研究によって証明することができた。

5. 考察

丁寧に、グループワークを丹念に行い、時間をかけてきめ細かい実習指導を行っていくことにより、社会人実習生でなくても、ある一定の状況下において、実習教育や方法を考慮し、演習や実習指導を詳細に分析し、関わることにより、社会人経験を持っている実習生との能力差を埋めることができるのである。つまり、授業の指導方法によって現役の学生であっても社会人実習生よりも能力向上をすることができるとわかった。この結果は、これから先の実習指導担当教員としての実習教育の可能性にもつながり、社会人実習生に対抗し、現役学生が社会経験をを超えてソーシャルワーク実践能力を身に付けることが出来る教育方法の構築にもつながっていくのである。

■学会奨励賞受賞者記念講演■

(単著書部門)

「在宅高齢者へのソーシャルワーク実践：混合研究法による地域包括支援センターの実践の分析」

講 師 高瀬幸子氏（帝京平成大学大学院）

場所 1号館 5階 1507教室

13：00～13：30

在宅高齢者への ソーシャルワーク実践 —混合研究方法による地域包括支援 センターの実践の分析—

帝京平成大学大学院
臨床心理学研究科
講師 高瀬幸子

研究の動機

- MSWとしての経験から
「とても大切なこと」に関わっている実感
他職種に説明できないもどかしさ
- 実践の言語化
- 実践と理論が乖離しているわけではないこと
を示したい
- 実践と理論をつなげる研究

2

目的

地域包括支援センターの高齢者ソーシャルワークにおける個別援助において、高齢者がもつ問題とそれに対応するソーシャルワークの機能を、ソーシャルワーク理論に基づいて実証的に明らかにする

3

文献研究1 高齢者SW

- 高齢者SWではエコロジカル視点が積極的に取り入れられてきた。(Lee 1989; Greene 1986, 2000, 2008)
- 我が国では、高齢化に伴い、理論より制度の整備が先行
- 高齢者SWの拠点として地域包括支援センター設置
- エコロジカル視点は地域包括支援センターの理論的基盤ともなっている(日本社会福祉士会, 2006, 2012)

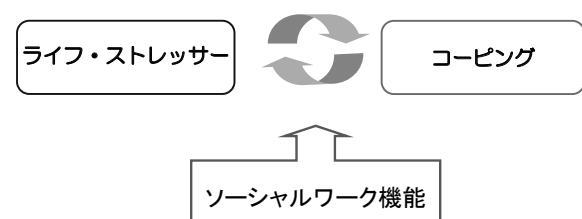
4

文献研究2 エコロジカル視点

- エコロジカル視点では、人と環境の相互作用をコーピングとストレスの概念で説明 (Gitterman&Germain 2008)
- 実証研究が乏しい
現象の複雑さを理解するための理論であり、効果を量的に測定することに適していない。
ただし、理論の有用性を示す研究は必要であり、それには質的研究が適している (Meyer, 1988)

5

文献研究3 エコロジカル視点に基づく概念枠組み



6

方法論1 混合研究法

- 量的研究と質的研究を組み合わせる
- 安易な混合ではなく、明確なデザインをもって戦略的に進める (Teddie&Tashakkori,2003)
- SW分野では1990年代より見られる



本研究：順次的変化的戦略

7

方法論2 量的研究と質的研究の類型

量的研究：実験研究
調査研究

質的研究：ナラティブ
現象学
グラウンデッド・セオリー
エスノグラフィ
事例分析

(Creswell,2007)

8

方法論3 具体的な流れ



①量的研究

コーピング尺度を用いた調査研究
高齢者のコーピングの類型化(コーピングタイプ)

②質的研究

地域包括支援センターの事例分析
ストレッサー・コーピング・SW機能の全体を分析
分析は①のコーピングタイプに基づいて行う

9

方法論4 倫理的配慮

- 調査への協力は任意であることを説明し、同意を得られた方だけに協力していただいた。とくに、事例分析においては同意書に署名をもらった。
- 守秘を約束した。
- 答えたくない質問には答えなくて良いこと、いつでも調査を中断できることを説明した。
- 事例の分析に際しては、個人名・地名・年月日は伏せ、その他の固有名詞は当該サービスや機関をさす一般名詞に変更した。

10

量的研究1 方法

調査対象者:65歳以上のひとり暮らし高齢者
(選挙人名簿から系統抽出法により抽出)

調査地域:東京都A区

調査の時期:2007年9 - 11月

調査方法:訪問面接法

有効回答:1391名 (有効回答率47.9%)
このうち分析に用いる変数に欠損のない1274名を分析対象とした

分析方法:因子分析・クラスター分析・判別分析

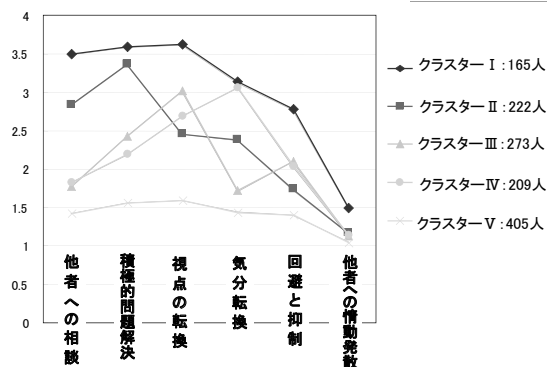
変数の測定:コーピング特性簡易尺度(影山ら,2004)
18項目について4件法で回答するコーピングの測定尺度

11

量的研究2 因子分析の結果

	現点の 得点	他者への 得点	積極的 問題解決	気分転換	他者への 得点	問題と 対処
その出来事の良い面だけを考える	.945	-.028	-.047	.019	.045	-.049
これも自分にはよい経験だと思うようにする	.796	-.015	.094	.032	.003	-.051
「何とかなる」と希望をもつ	.711	.029	-.042	-.050	-.032	.196
関係者と話し合い、問題の解決を図る	-.034	.922	.007	-.005	-.064	-.032
その問題に詳しい人に問い合わせる	-.004	.751	.049	.019	.043	-.028
信頼できる人に解決策を相談する	.019	.704	.028	-.048	.012	.030
過去でよい経験が思い出せるように考える	.013	.273	-.110	.065	.177	.168
今までの体験を参考に考える	-.046	-.056	.893	-.019	-.008	.085
原因を調べ解決しようとする	-.009	.054	.744	.014	.021	-.027
今できることは何かを冷静に考えてみる	.072	.097	.672	.026	.003	-.032
趣味や娯楽で気をまぎらわす	-.083	-.080	-.032	.915	-.004	.021
何か気持ちが落ち着くことをする	.072	.064	.033	.686	-.044	.042
旅行・外出など活動的なことをして気分転換する	.076	.037	.033	.576	.037	-.102
関係のない人に当たり散らす	.032	-.057	.036	-.019	.796	-.043
自分をそのような状況に追いやってた人を責める	.044	-.042	-.009	-.010	.734	-.039
いつか事態が変わるだろうと思ってつらいときが過ぎ去るのを待つ	.135	.008	.019	.025	.058	.759
どうしていいかわからないので何もしないでまんする	-.013	.024	.033	-.054	.008	.755
問題を乗り越えたい人、友達に話を聞いてみる	-.147	-.003	-.007	.045	.373	.378

量的研究3 クラスター分析の結果



量的研究4 クラスターの命名

- クラスター I : 高コーピングタイプ
- クラスター II : 積極的問題解決タイプ
- クラスター III : 視点転換タイプ
- クラスター IV : 気分転換タイプ
- クラスター V : 低コーピングタイプ

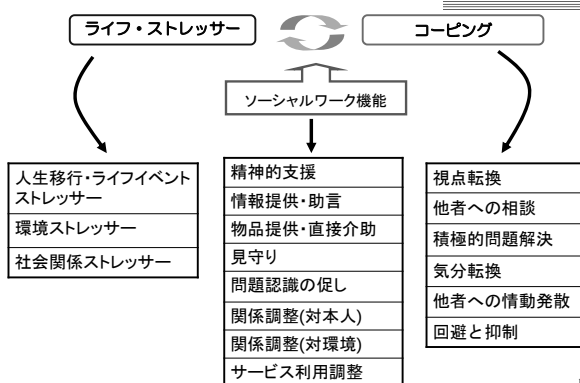
量的研究5 判別分析の結果

- ・クラスター分析で明らかになった5つのコーピングタイプに分類するための判別式を明らかにした
- ・質的研究における事例の高齢者にもコーピング尺度への回答を求める
- ・その回答結果を判別式に代入することにより、各事例の該当するコーピングタイプを明らかにできる

質的研究1 方法

協力を得たSWr: 東京都・神奈川県の地域包括支援センター6ヶ所に所属する社会福祉士7人
 調査の時期: 2008年11月～2009年10月
 対象とした事例: 1人暮らし高齢者の22事例
 …社会福祉士に抽出を依頼
 すべて援助継続中
 女性18人・男性4人
 年齢は66歳～94歳

質的研究2 分析枠組み



質的研究3 データ収集の手順

- ① ケース記録の文書分析
 - ↓
 - ② SWrへのインタビュー
 - ↓
 - ③ 高齢者へのインタビュー
 - ↓
 - ④ SWrへのインタビュー
- 分析枠組みに従って2名でコーディングを実施。
 データ収集と分析は並行して行った。
 分析の過程でコード表の修正を行った。

質的研究4 交互作用とSW機能の分析

量的研究と質的研究の統合

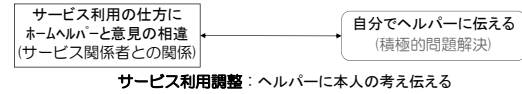
高齢者へのインタビューにおいてコーピング尺度を使用
↓
その回答結果を量的研究で得た判別式に代入
↓
各高齢者が該当するコーピングタイプを特定

コーピングタイプ	該当事例数
積極的問題解決タイプ	7事例
気分転換タイプ	4事例
視点転換タイプ	4事例
高コーピングタイプ	4事例
低コーピングタイプ	3事例

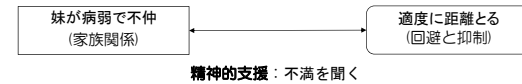
19

質的研究5 積極的問題解決タイプ

・シンプルな交互作用



・「回避と抑制」コーピングが機能している

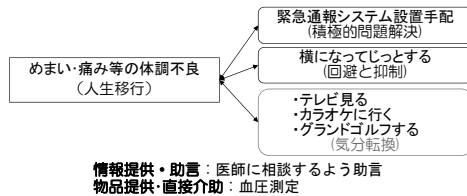


・SWrの関わりは側面的な支援が中心

20

質的研究6 気分転換タイプ

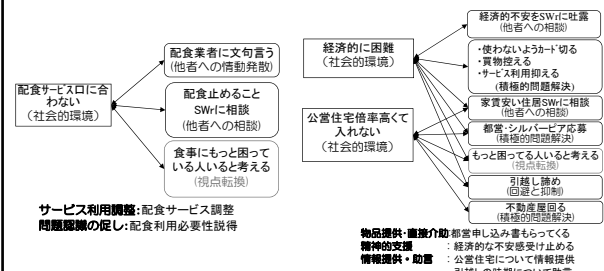
- ・複数の気分転換コーピングを同時併用
- ・ストレスを悪化させることはないが直接解決にもつながりにくい
- ・SWrはコーピングをとっていない領域にアプローチする必要がある
- ・将来的に気分転換コーピングをとれなくなったときのことを視野に入れた支援が必要



21

質的研究7 視点転換タイプ

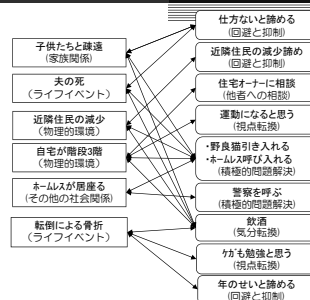
- ・高齢者自身がストレスの捉え方を変える
- ・視点転換コーピングは交互作用を変える鍵となりうる



22

質的研究8 高コーピングタイプ

- ・多種類のコーピングを併用。
- ・交互作用の複雑化がみられ、コーピングのレパートリーは多いほどよいわけではない。
- ・ストレスとコーピングの交互作用の見極めが重要

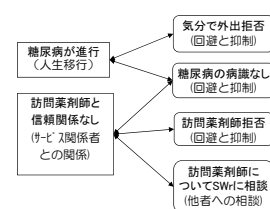


23

質的研究9 低コーピングタイプ

・実際には「回避と抑制」コーピングを多用

- ・アウトリーチが重要
→ 包括センターの支援が有効



24

理論的考察

- エコロジカル視点の概念により事例を把握できた
- コーピングの概念化が不十分
→意識化されていないことも含める必要性
- SWrはコーピングの強化・修正とストレスの軽減・解消に働きかけていた
→人と環境の両方に関わる専門職
- ストレスとコーピングの関連を見極める
→交互作用の把握でありSWの専門性

25

実践的考察

- 心身機能低下に限らないストレスを幅広く捉える
- 「今ここで」に限らない長期的な観点からストレスを捉える
- コーピングの把握方法が課題
→尺度の回答とSWrの語る印象は概ね一致
- コーピングタイプごとの特徴は固定的に考えるべきものではない

26

方法論的考察

- 混合研究法
量的研究…コーピングタイプという全体的特徴の把握
質的研究…個別の具体的な交互作用の把握
→クライアントの属する社会集団の特性と、個性を同時に捉える対象理解が求められるSWの研究に適している。
- 判別分析によって量的研究と質的研究を統合する混合研究法の一つの方法の提示
- エコロジカル視点の「交互作用」を実証的に捉えた意義

27

研究の限界と課題

- 対象が限定的であること
量的研究:A区のための調査研究
質的研究:インタビューに応じられる高齢者のみの事例研究
- 援助過程における変化を把握する必要性
- ストレス、コーピングの把握方法の検討
ストレス:SWが関わっていないものとの比較
コーピング:無意識にしていることも含める必要
- 家族援助、地域援助にも視野を広げる必要性

28

■学会奨励賞受賞者記念講演■

(論文部門)

「知的障害者と共に働く特例子会社の一般従業員の支援実態と困難感」

講 師 上村勇夫氏（日本社会事業大学実習教育研究・研修センター）

場所 1号館 5階 1507教室

13:30～14:00

『知的障害者とともに働く特例子会社の一般従業員の支援実態と困難感』

上村 勇夫

本研究の背景と目的

障害者の就労意欲の高まりや、企業のCSR（社会的責任）意識の高まりの中で、障害者雇用は着実に進展しており、また特例子会社も近年の障害者雇用の促進に少なからず貢献している。筆者は特例子会社で勤務する中で、知的障害のある従業員とともに働きサポートをする役割を担っている障害のない従業員（以下、先行研究に倣い「一般従業員」と記す。）による支援のあり方とその困難感に着目してきた。彼らは事業を推進しつつ、障害のある従業員の作業に関する支援、環境調整のみならず、職場外の生活における問題も調整しなければならないこともあり、企業の論理と福祉的な論理のジレンマの中でどのように関わっていいのかといった悩みや、どこまで関わっていいのかといった迷いなどを抱えつつ試行錯誤をしている。知的障害者が継続して働き続けるためには、特に「職場内の人間関係」に関する環境整備の必要性が高いとされていることから、職場でともに働く一般従業員の役割が重要になってくる。

関連した先行研究に、ナチュラルサポートに関する研究が存在するが、いずれの研究もサンプル数が少なく、かつ比較的成功している事例を調査対象としている。しかし「好ましくない経験」として支援行動の抑制要因になりうる、支援上の困難感に着目することなく理想的な実践を論ずるだけでは議論は十分とはいえない。

そこで本研究は、知的障害者が雇用されている特例子会社の一般従業員の支援の実態、および支援する際の困難感の構造を明らかにすることを目的とした。さらにそれを踏まえて困難感の軽減策を検討した。

調査および分析方法

首都圏にある知的障害者を雇用している特例子会社11社の一般従業員61人を対象に質問紙調査を実施した。質問事項は①基本属性（就業形態、障害者雇用関連の資格、性別、年齢、勤続年数等）、②障害のある従業員への支援についての役割認識および支援経験、③知的障害のある従業員とともに働く際の困難感である。②は『平成21年版障害者職業生活相談員資格認定講習・障害者雇用推進者講習テキスト』を参考にして26項目の支援事項を抽出し、各項目について「自分の役割だと思うか」を「はい」「いいえ」で、「支援経験の有無」について「あり」「なし」で回答を求めた。本支援事項は作業や職場生活に関する直接支援についてだけでなく、職場の環境設定や生活面にも関わる対応なども含まれている。③は障害のある従業員とともに働き、関わる際に「困っていること、悩んでいること」を最大3点自由記述形式で回答を求めた。

困難感に関する自由記述の分析については、質的データ分析法を参考にした。まず文脈に注意しながら意味のまとまりごとにコードを付け、さらに類似のコードをまとめてより抽象的・概念的なコードを割り当てた。そのうえで、困難感とその他の要素（基本属性や26項目の支援事項など）も含めた「事例—コードマトリックス」を作成し、継続的比較法により困難感の構造を分析した。また支援項目と困難感の対応を明らかにするために、26

の支援項目を「職場内支援」「生活支援（職場外支援）」さらに両者に跨る「コミュニケーション支援・対人関係支援」に分類して、それに対応する困難感カテゴリーを整理した。

結果および考察

11 社の特徴として、障害のある従業員数の割合が高い点、重度障害者が多い点、事業内容がサービス業である点、チームを組み一般従業員が指導的な立場になっている点が挙げられる。調査対象者は平均年齢が高く、勤続年数 2 年未満が 4 割を占めている。26 項目の支援事項については、職場内支援の項目と比較して職場外の生活支援については役割認識・支援経験ともに少ない。しかし、困難感のコメントにおいては生活問題への対応の困難感が見られたことから、生活面の問題が職場にも影響を与える中、試行錯誤で支援をしている現実が推測できる。困難感の大カテゴリーは①障害特性（コミュニケーション能力・判断能力の制限や、固執性の高さや柔軟な思考の欠如）への対応の困難感、②生活問題への対応の困難感、③考えをそろえる困難感となった。

障害特性への対応の困難感（対人関係を良好に保つことや注意をする難しさ）はあらゆる属性で見られ、障害者雇用の現場においては信頼関係を重視したきめ細やかな個別対応を導入していく必要性が示唆された。また知的障害の特性が一因である【改善の效果が出ない】【対応がわからない・できない】といった困難感については、ジョブコーチ等の有資格者からこのような困難感が比較的に見られなかった点からも、資格取得をはじめとする教育の機会の有効性が推測できる。さらに【成長や改善の可能性の見極めが難しい】という困難感については、障害特性や成長可能性をアセスメントするという専門性の高い技術が要求されるので、支援機関と協働の上で評価を進めることも有効であろう。

生活問題への対応の困難感が見られる原因は、基本的に「労働に関する問題」と「生活に関する問題」とを切り離すことができないからであろう。生活の問題に対処していくには、企業だけでは限界があり支援機関との協働が必要となってくる。しかし支援機関との連携の困難感も見られることから、今後知的障害者の労働と生活を統合的に支えるための企業と福祉の連携体制の構築が課題となっていることが示唆された。

考えをそろえる困難感は一般従業員同士のチームワークの強化が課題となる。指導方法について管理職が非管理職の是正をしたいと考える一方で、非管理職側からは上司が理解してくれないといった不満が見られた。さらにチームワークを支える基盤として重要である職場内のコミュニケーションに関する困難感も多数見られ、立場や経験によって意見の相違が見られる。まずはコミュニケーションの重要性を改めて見直し、それぞれの考え方を尊重しつつ職場内コミュニケーションの活性化をめざす姿勢が重要であると考えられる。適正な役割配分もチームの運営においては重要な要素であるが、【役割の迷い】も見られた。どのような立場の人が、どこまで関わるのか、会社の方針で役割の適正化を図ることが有効であろう。基本的にチームで業務に取り組んでおり、かつ生活問題への対応も含めた様々な問題が生じる職場であることを鑑みると、チームワークの強化は重要な課題である。

つまり困難感の軽減策として、①信頼関係および個別性の重視、②支援機関との協働、③資格の取得など教育の推進、④チームワークの強化を提示した。特にチームワークの強化は今までの先行研究では見られなかったポイントである。

本論文に対する自己批判的考察

本賞に伴いいただいた講評において、社会福祉学研究において未だ蓄積の少ない障害者雇用の課題に着目した先鞭性と、着眼点を障害者本人ではなく一般従業員に置いた開発性を評価いただいた。「実践的な一定の有用性が期待される」とのコメントも含め、実際に企業に身を置く中で感じてきた仮説を研究論文として形にしてきた私としては、上記のような点を評価していただきましたことは何よりも励みになった。

また一方で、以下のような課題もご指摘いただいた。

- ① 困難感という言葉の使い方。
- ② 困難感の背景にある制度的背景との関連。
- ③ 得られた知見は予測の範囲を超えるものではない。
- ④ 細分化されたテーマの論文の社会福祉学研究における位置。

本発表においては、本論文の内容に触れつつ、上記の課題に関連した自己批判的な考察を試み、さらに特に④についてその後執筆した博士論文も取り上げつつ、本研究の社会福祉学研究における位置について考察していきたい。

まず①については論文の作成において終始悩んだ点である。本研究では障害者雇用の現場で一般従業員が抱えている困難感、すなわちどのように関わっているのか、どこまで関わっているのかといった悩みや迷いの実態を探索的に明らかにすることを目的とした。そのうえで先行研究のレビューをしたところそのような意味合いに合致する適切な用語や尺度は見つからず、そこで本研究においては困難感の定義を『障害のある従業員とともに働き、関わる際に「困っていること、悩んでいること」』と操作的に設定した。質問紙における困難感の質問方法としては、上記の定義を提示しつつ、自由記述回答形式で最大3点選んでもらい回答を求めた。質的・探索的な調査においては調査側が枠を厳密に作りすぎず、調査協力者側がある程度幅を持って解釈でき、かつ問いかけ内容が理解できるような用語の選択が必要と考えたが、きわめて主観的な用語であることは否めず、今後尺度化等も含めた概念の精緻化やより適切な研究上の用語の選択も必要であると考えている。

②「困難感の背景にある制度的背景との関連」については本論文においては紙幅の関係もあり省かざるを得なかった。引き続き関連したテーマで取り組んだ博士論文においては、特に知的障害者の就労継続のために必要な労働と生活を統合的に支えるシステムの必要性と制度的な不備・課題を指摘し、そのしわ寄せとして職場で生じている困難感をサポートする支援モデルを提起した。

③「得られた知見は予測の範囲を超えるものではない」という点については、本論文等で生成した仮説を確かめるべく、今後仮説検証型の研究に着手していきたい。

最後に④「細分化されたテーマの論文の社会福祉学研究における位置」について考察するために、大橋謙策先生がお示しいただいた「社会福祉学の性格と構造」（次頁の図）の枠組みを援用する。本論文の主目的は一般従業員による支援の実態とその困難感の構造を明らかにすることであり、これについては「分析科学」として位置づけられるだろう。併せて困難感の軽減策を提言している点は「設計科学」の性格も有するが、明らかに前者の比重が大きいと言える。「社会福祉学の性格と構造」に照らし合わせて考えると、本論文において決定的に欠けている点は「分析科学」「設計科学」の方向性を規定する「目的・価値・

哲学」の検討および設定であると考えられる。

上記の反省を踏まえ、博士論文においては労働哲学や生活構造、さらにはこれからの社会システムについて先行研究を踏まえ検証した。その結果、研究の基本的なスタンスとして「人間本位の労働」を目的に据え、労働のみならず生活も統合的に支えあう視点を「目的・価値・哲学」として設定するに至った。そして「設計科学」においては職場内の一般従業員によるソーシャルサポート機能と外部支援機関等によるソーシャルワーク機能の協働による就労継続に有効な支援モデルを提示することにつながっていくこととなる。

無論「実践・臨床科学」としての社会への貢献も重要なことであり、今後実際の障害者雇用の場において、本研究で導き出したこれらの知見を実践・検証していく必要がある。本研究にご協力いただいた方々への感謝を原動力に、よりインパクトのある研究をめざし今後も実践的研究者として研鑽を重ねていきたい。



図 社会福祉学の性格と構造

以上

■基調報告■

「再考 社会福祉学研究におけるソーシャルアクション」

講 師 室田信一氏（首都大学東京）

場所 1号館 5階 1507教室

14:10～15:00

再考 社会福祉学研究におけるソーシャルアクション

首都大学東京 室田信一

1. 自分の実践と研究について

- ・コミュニティ・オーガナイザーとしての経験
- ・博士論文研究
- ・コミュニティソーシャルワーカーとしての経験と研究
- ・NPO 法人コミュニティ・オーガナイズ・ジャパンの設立

2. 近年の社会福祉研究／教育におけるソーシャルアクションの扱われ方

雑誌『ソーシャルアクション』創刊号（CLC）

「生活困窮者支援特集」
巻頭言
「支援する／される」関係を超えた地域づくり（事例1 藤里町社会福祉協議会）
インタビュー：新たな生活困窮者支援制度
寄稿：無縁社会その後
鼎談：地域福祉はどうあるべきか
誌上シンポジウム：ワーキングプアと地域福祉
豊中市が取り組むパーソナル・サポート・モデル事業（事例2 大阪府豊中市）
ディスカッション：居場所と働き場所をつくる 就労支援、社会的事業、社会的企業、そして中間的就労
事業所紹介1：社会福祉法人生活クラブ風の村（千葉県）
事業所紹介2：特定非営利活動法人共同連（愛知県）
事業所紹介3：ワーカーズ・コレクティブ ネットワーク ジャパン（東京都）
ワーカーズコープはずっと社会的企業だった①
櫛部武俊のリレートーク：私は最後までケースワーカーの味方仲間を大切にすること
ケースワークの役割
今後に向けて

『地域福祉の理論と方法』中央法規

まちづくりとソーシャルアクション
「福祉でまちづくり」実践についてソーシャルアクション型の活動として展開している二つの組織を取り上げる。
① NPO 法人地域生活支援ネットワークサロン

「ネットワークサロン事業は地域住民を単なる支援の受け手としてとらえるのではなく、住民が主体となり新しい市民社会を展望し、その実現に自然体で取り組むことを運営の核においている点に特徴がある。まちづくりから新しい社会創設に向けた明確なソーシャルアクションをビジョンとして描き実行している点で注目できる。」

② べてるの家

「この集団の実践は、精神障害を体験した人々を中心に様々な障害のある人々が当事者として事業を運営し、自分たちの力でまちづくりに取り組むというソーシャルアクションに独自性と普遍的な意義をみることができる。」

出典：小林 2014：234-236

『相談援助の基盤と専門職』中央法規

『社会福祉援助技術論Ⅰ』全国社会福祉協議会

地域を基盤としたソーシャルワークの8つの機能

ソーシャルアクション

「クライアントの声を代弁する形でのソーシャルアクションの展開。住民の参画と協働による地域福祉計画の策定。新しい社会資源の開発と制度の見直し。ソーシャルインクルージョンの推進。」

出典：岩間 2008：38

『ソーシャルワーク研究』（相川書房）

「生活困窮者支援制度とソーシャルアクションの接点」

地域を基盤としたソーシャルワークにおけるソーシャルアクションプロセス

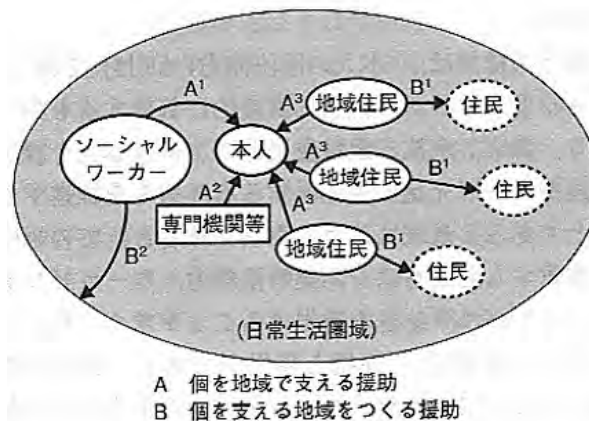


図 1 個と地域の一体的支援

出典：岩間 2014：12

表 1 地域を基盤としたソーシャルワークにおけるソーシャルアクションプロセス

段階	機能	代弁の方向性	概要
1	広範な個別ニーズの把握	判断能力が不十分な人等については、当初から代弁機能の遂行が必要となる場合がある	地域生活上の広範な個別ニーズの把握。緊急度の高い事例や支援困難事例のみならず、予防的観点から支援を要する事例や潜在的ニーズ等も対象。判断能力が不十分な人等については、当初から代弁機能の遂行が必要となる場合がある。アウトリーチによる事例へのアプローチが不可欠。
2	気づきの促進	本人の思いやニーズを地域住民に向けて代弁する。	「個を地域で支える援助」において、本人と地域住民の両者の気づきを促進する機能。本人の思いやニーズを地域住民に向けて代弁する機能を内包。援助者が本人と向き合いながら、本人の主体性を喚起し、ニーズを意識化することが基本要件。本人にかかわる地域住民の気づきをさらに促進。
3	分かち合いの促進	気づきのあった地域住民の思いをさらに近隣の関係者に向けて代弁する。	「個を支える地域をつくる援助」において、地域住民同士間で気づきの分かち合いを図る機能。気づきのあった地域住民の思いをさらに近隣の住民等に広げて代弁する機能を内包。制度・サービス等の社会資源や支援内容・体制等について、さらに近隣の住民等に向けた代弁機能の推進。
4	共有の拡大と検証	本人を含む地域住民の分かち合いの内容を広域で共有できるように代弁する	前段階での本人を含む地域住民の分かち合いの内容を広域でさらに共有し、具体的な変革に向けて検証する機能。本人や地域住民の分かち合いの内容を代弁機能によって行政や援助専門職、住民代表者等に伝えるという機能の内包。媒介機能の遂行による実現に向けたすり合わせ作業。
5	変革と創造	関与してきた本人や地域住民に成果を還元していく際にそのことがもつ意味を代弁する。	前段階での検証結果をふまえ、本人を取り巻く生活環境や制度・サービス等の社会資源の変革、新たな仕組みや社会資源の創造に向けた取り組み、関与してきた本人や地域住民に成果を還元していく際、代弁することによって、自分たちの思いや気づきが具現化したことを伝えていく。

出典：岩間 2014：13

→ジェネラリスト・ソーシャルワークの影響を受けて、ソーシャルアクションの定義

が変化してきている。

3. 過去の社会福祉研究／教育におけるソーシャルアクションの位置付け

◆アメリカ

- ・ 「ケースワーク（小売的方法）」と「社会改良（卸売的方法）」の対立
- ・ 大恐慌の結果としての失業や貧困に対するソーシャルアクションの必要性
- ・ ソーシャルワークの内側と外側（Dunham 1970：6）
 - ・ ソーシャルワーカーによる実践＝「実践（practice）」
 - ・ ソーシャルワーカー以外による実践＝「活動（action）」←科学的ではない！
- ・ ソーシャルワークの「5分法」と「6分法」
 - （social casework, social group work, community organization, social welfare administration, social welfare research + social action）
- ・ ジェネラリスト・ソーシャルワークへと統合される

◆日本

- ・ 「6分法」の採用（渡邊 2012）
- ・ 代表的な教科書では「その他の方法」として「管理法」「調査法」「ソーシャルアクション」が扱われている。
- ・ 「社会福祉の政策や制度の改善を目指して行われる組織的・集団的な運動としてのソーシャルアクション」（仲村 1977：101）
- ・ 社会福祉士及び介護福祉士法成立時に「6分法」からソーシャルアクションが除かれた→2008年のカリキュラム改正でも除かれたまま

4. コミュニティワークにおけるソーシャルアクション

◆ レイン報告以前

- ・ COS、セツルメント、YMCA、福祉協議会→まだ呼称も確立されていない

◆レイン報告

コミュニティ・オーガニゼーションの定義と呼称には様々なものがあるが、それらに共通することは「ニーズに適応するように社会資源を動員する」ことであり、いずれの定義

も「社会的サービスを創造し、福祉機関の努力を連絡調整し、福祉事業計画を策定するという概念を表明し、あるいは内包している」(Lane1939:498;牧 1966:227)。

◆ハーパーとダンハム

過去 35 年間(1921 年～1955 年)に発表された社会学および社会福祉の文献にみられる 50 から 100 ほどのコミュニティ・オーガニゼーションの定義を整理し、主要な 13 の定義を「共同、協働、統合」「ニード・資源調整」「プログラム間調整」「民主的過程と専門性」という 4 つのカテゴリーに分類し、レインによる定義を「ニード・資源調整」というカテゴリーに該当するものとして整理した(Harper ら 1959:54)。

ハーパーらは、取り上げた 13 の主要な定義の中で唯一ロス(Ross, M.G.)の定義だけが「ニード・資源調整」と「共同、協働、統合」のどちらにも含まれるものと考えた。

◆ロスの定義

共同社会がみずから、その必要性と目標を発見し、それらに順位を付けて分類する。そしてそれを達成する確信と意志を開発し、必要な資源を内部外部に求めて、実際行動を起こす。このようにして共同社会が団結協力して、実行する態度を養い育てる過程

(Ross=1968:51)

◆ロスマンの 3 つの実践モデル

「コミュニティ・ディベロップメント（小地域開発）」

地域における問題を自ら定義し、それを解決する過程において、多様な地域住民が積極的に参加すること（プロセス・ゴール）が目標である。ワーカーはそうした住民自身が主体的に行動をとることを側面から支援するイネーブラー(enabler)や触媒(catalyst)、コーディネーター、教育者としての役割を担う。セツルメントによる実践や成人教育、ピース・コープ(Peace Corps、アメリカの海外青年協力隊にあたるもの)による実践などがこのモデルに相当する。

「ソーシャル・プランニング（社会計画）」

コミュニティに関するデータを収集し、コミュニティにおける具体的な課題を解決するための制度や政策に反映させること（タスク・ゴール）が目標である。ここでいうコミュニティとは特定の範囲に居住するすべての住民を対象とする場合と、特定の関心や条件を共有するグループ（例として精神障害者など）を含む。ワーカーの役割は、コミ

コミュニティに関するデータを収集、分析し、コミュニティが必要とするプログラムを導入し、促進（facilitate）する役割である。協議会や計画策定委員会、政府の官僚などによる実践がこのモデルに相当する。

「ソーシャルアクション」

社会正義の理念に基づき、搾取された人々のための諸資源の増大や待遇の改善を求めて、コミュニティにおける力関係を転換すること（タスク・ゴールとプロセス・ゴール）が目標である。ワーカーはコミュニティが抱えている課題を表出し、メンバーを組織、代弁する活動家もしくは弁護者（advocate）としての役割を担う。アリンスキーに代表される活動組織や公民権運動を牽引したグループ、労働組合や福祉権要求者組合などによる実践がこのモデルに相当する。

◆ウェイルの 8 つの実践モデル

図 2 実践モデルの変遷			
～1960 年代 (M.ロスなど)	1960 年代～90 年代 (J.ロスマン)	1990 年代～ (M.ウェイル)	
コミュニティ・ オーガニゼーション	コミュニティ・ ディベロップメント	住民組織化	
		機能的コミュニティ組織化	
		社会的・経済的開発	
	ソーシャル・ プランニング	ソーシャル・プランニング	
		プログラム開発／ コミュニティ連携	
	ソーシャルアクション	ソーシャルアクション	
		連合組織化	
		社会運動	

出典：室田 2015：326

5. 「推進実践」と「要求実践」

◆民間非営利の 4 つの役割

- 先駆者（vanguard）
- 価値管理者（value guardian/volunteer）
- サービス供給者（service provider）
- アドボカシー（improver/advocacy）

◆CO の分析枠組み

表 2 コミュニティ・オーガナイズィングをめぐる政府と民間の力動

		政府	
		規制	給付
民間	推進 (補充)	民間による法律や条例の順守を促進 (例：差別の撤廃，住宅規準の順守)	サービスの開発および提供 (例：保育サービスの提供，セルフ・ヘルプ・グループの組織化)
	要求 (劣化の予防)	差別を是正する立法の要求，不平等な法制度の撤廃要求 (例：公民権運動，障害をもつアメリカ人法)	必要なサービスの予算化要求および既存サービスの存続要求 (例：福祉権運動，アドボカシーの日)

出典：室田 2010

◆アドボカシー実践の国際比較

表 3 アドボカシーの対象と戦略、方法

	アメリカ	イギリス，オランダ，イスラエル
対象	地方，州，連邦レベルの立法府	中央政府の官僚
戦略	連合組織	個々の団体
方法	ロビー活動とメディアの利用	公式・非公式なコミュニケーション

出典：Kramer 1981：227

6. パワー・オーバーとパワー・ウィズ

◆パワー・オーバー

- ・ ロスマンの整理によるところのソーシャルアクション
- ・ ガンジーの実践：納税拒否、不買運動、奨励拒否など
- ・ 当事者およびその関係者、協力者が保持する資源や力では達成することができない目標を達成するために、変化を起こすことができる権力者に働きかける

◆パワー・ウィズ

- ロスマンの整理によるところのコミュニティ・ディベロップメント
- 権力への対抗ではなく、自分たちの力を蓄える「協同」の取り組み
- 当事者およびその関係者、協力者が自ら保持する資源や力を蓄え、開発し、それを活用することで目標を達成する

The diagram illustrates the relationship between government and business in policy-making and implementation. It shows two parallel paths: one for policy-making and one for implementation.

- Policy-Making Path (Left):**
 - Policy-Making (政策化):** The starting point, leading to the **Program (プログラム)**.
 - Programming (プログラミング):** The process of developing the program, leading to **Worker Practice (ワーカー実践 <自発的>)**.
 - Worker Practice (ワーカー実践 <自発的>):** The initial stage of worker practice, which is **Outside Institutional Needs (制度外ニーズ)**.
- Implementation Path (Right):**
 - Implementation (実施):** The starting point, leading to the **Program (プログラム)**.
 - Execution (遂行):** The process of executing the program, leading to **Worker Practice (ワーカー実践 <制度的>)**.
 - Worker Practice (ワーカー実践 <制度的>):** The stage of worker practice that is **Institutional Response Needs (制度的対応ニーズ)**.
- Central Elements:**
 - Policy (政策):** A central box that receives input from the **Government-Business (政府・企業)** and influences both the **Policy-Making** and **Implementation** paths.
 - Government-Business (政府・企業):** The entity that initiates the process, influencing both paths.
 - Social Action (ソーシャルアクション):** A vertical arrow on the left side, pointing upwards, indicating the overall social context or action driving the process.

7. パワー・オーバーの実践事例

資料1「杉並発、保活革命を率いた“ジャンヌ・ダルク”」を参照

8. これからの実践と研究

- 「ソーシャルアクション」の定義の変化に意識的になる
 - パワー・ウィズ全盛の時代
- パワー・オーバーの実践が成立しにくい状況を理解する
 - 福祉事業の民間委託
- パワー・オーバーが必要な状況から目を背けない
 - アメリカのソーシャルワーカーが経験した 1960 年代の失敗を教訓に
- ソーシャルワークの新グローバル定義との関係で理解する

-84-

(参考文献)

- Harper, E.B. & Dunham, A. (1959). *Community Organization in Action: Basic Literature and Critical Comments*, Association Press.
- 平野隆之 (2008) 「福祉社会開発の理論」 二木立編『福祉社会開発学』ミネルヴァ書房.
- 岩間伸之 (2008) 「地域を基盤としたソーシャルワークの機能—地域包括支援センターにおけるローカルガバナンスへの視角」『地域福祉研究』第 36 号, 37-49.
- 岩間伸之 (2014) 「生活困窮者支援制度とソーシャルアクションの接点—地域を基盤としたソーシャルアクションのプロセス」『ソーシャルワーク研究』40 (2), 113-123.
- 小林雅彦 (2014) 「福祉でまちづくりとソーシャルアクション」社会福祉士養成講座編集委員会編『地域福祉の理論と方法』中央法規.
- Kramer, R.M. (1981). *Voluntary Agencies in the Welfare State*, University of California Press.
- Lane, R.P. (1939). The Field of Community Organization: Report of Discussion, *The Proceedings of the National Conference of Social Work; Selected Papers from Sixty-sixth Annual Conference, Buffalo, New York June 18-24*, 66, Columbia University Press, 495-511.
- 牧賢一 (1966) 『コミュニティ・オーガニゼーション概論』全国社会福祉協議会.
- 室田信一 (2010) 「アメリカにおける福祉国家の政策とコミュニティ・オーガナイズングの力動—コミュニティ・オーガナイザーの役割分析を通して」『コミュニティソーシャルワーク』vol. 5, 62-68.
- 室田信一 (2015) 「アメリカ」社会福祉士養成講座編集委員会編『地域福祉の理論と方法 (第 3 版)』中央法規出版, 323-329.
- 仲村優一 (1977) 「社会福祉の方法の体系」仲村優一・三浦文夫・阿部志郎編『社会福祉教室—健康で文化的な生活の原点を探る』有斐閣, 100—103.
- Ross, M. G. (1967), *Community Organization: Theory, Principles, and Practice (2nd Ed.)*, Harper & Row Publishers. (=1968, 岡村重夫訳『コミュニティ・オーガニゼーション：理論・原則と実際』全国社会福祉協議会.)
- Rothman, J. (1995). Approaches to Community Intervention. In Jack Rothman, John L. Erlich, & John E. Tropman (Eds.), *Strategies of Community Intervention (5th Ed.)*, Peacock, 27-63.

杉並発・保活革命を率いた“ジャンヌ・ダルク”

杉並区で保育園増設を求めて声を上げた曾山恵理子さん、インタビュー前編

治部 保育園が足りないこと自体は、働く女性ならほとんどの人が知っていて、不安や不満を抱いています。でも、実際に解決するために動く人は珍しいです。そういう中で、曾山さんが「杉並区の待機児童問題」を解決するために行動を起こした理由を教えてください。

曾山さん（以下、敬称略） 2006年に上の子の保育園で父母会役員を担当しました。この時、他園の情報を知りたくなって、SNSの「mixi」で「杉並の保育園」というコミュニティを作りました。情報をやり取りする中で、待機児童問題に悩む保護者が実に多いことを知り、何とかならないかと、ボランティアで入園相談を始めました。これがきっかけで、杉並区の待機児童問題に関わるようになりました。

2009年には「保育園を考える親の会」の情報交換イベント「はじめての保育園 in 杉並」に誘ってもらって新しい仲間を得たこと、そして下の子の「保活」を当事者として進めるうちに、認可保育園設置のための署名活動を知り、そこでも同じように保活に悩む仲間を得たことで、さらに活発に活動するようになりました。

—— 実名を出して活動することに、不安はありませんでしたか？ また、実名を出すことで、どんなメリットやデメリットがありましたか？

曾山 自分自身が当事者として待機児童問題に取り組んでいけるチャンスだと前向きに捉えました。また、もともとの始まりがインターネットのコミュニティだったので、変な団体だと思われたら良くない、とも考えました。自分が名前を出すことで「信頼性を高められる」と思ったのです。また、「他のメンバーを批判から守る」ことで頭がいっぱいだったということもあります。

今、振り返ってみると、実名を出したことにより、当初考えていたよりも信頼性を高めることができましたと感じます。「みんなが保育園に入園できるように応援している人がここにいるよ」という強いメッセージ性も持たせることができました。私の周りで困っている保護者が集まり、お互いに情報共有をしやすくなったこともあったでしょう。

実名を出すと、メディアの取材も受けやすいため、待機児童問題を広く知ってもらうためのプロモーション活動もしやすくなりました。また、良くも悪くも批判は私一人に集まるので、何かあった時に自分が頭を下げればなんとでもなる、という覚悟ができたこともメリットと呼べるかもしれません。

もちろん、デメリットもあります。先ほどの話と通じますが、批判を直接受けることが増えましたし、私の人柄を誤解されることもありました。よくあるのは「怖い人」とか、先ほど言っていたいたような「ジャンヌ・ダルク」とか……。家族への批判にも気を遣うようになりました。

—— いわば、リスクを取って待機児童問題の解決・改善を優先させたことになると思います。活動の最大の成果をどんな風に捉えていらっしゃいますか。

曾山 2013年1月に「保育園ふやし隊@杉並」を結成して活動していました。ここでの最大の成果は「自治体（杉並区）を本気にさせたこと」だと思います。メディアで報道されたインパクトも大きかったと思いますが、何より困っている保護者が自ら行動し、「当事者が声を上げた」ことが一番大切だったと思います。

その声に応じて、杉並区は認可保育園を核とした保育行政に力を入れるようになり、平成25年度は38%前後だった認可保育園の入園率が翌26年度は44%まで改善されたようです。それでもまだ需要に答え切れていないのが実情ではあるので、何に困っているのかを具体的な要望として行政に語りかけ、一緒に考える仕組みを作ることが大切だと思っています。

—— 曾山さんの活動は当初「保育園一揆」などと呼ばれました。実情は少し違っていて、行政と対立するのではなく、あくまで行政側と協力しながら、子育て政策を一緒に作っていくというアプローチを取っていますよね。

曾山 はい、その通りです。行政の方々も精いっぱい頑張っています。2013年、私達は、やむにやまれず立ち上がった。その結果、行政も認可保育園増設のために動き出した。それは、これまでの杉並区の保育行政を見ていると最大限に評価すべきことだと感じています。

でも、まだまだ保育園は不足しています。行政が苦労しているのなら、保護者の方でもできることがある。それが何なのか、アイデア出しから一緒にやっていきたいと思いました。待機児童問題は親にとっては一過性のものですが、子どもは保育園、小学校、中学校と成長していきます。そのため、杉並区内の子育てについて、保育園児の親、小学生の親など、様々な立場の保護者が一同に集まって考える場を設けたいと考えて「杉並こどもプロジェクト」という子育て支援グループを作りました。

このプロジェクトの中で、行政に要望書や陳情書を提出したり、行政と一緒に仕組みづくりができないか模索している最中です。「こうして欲しい」という思いがあるのなら、行政任せにせず、私達保護者も動くべきだと思います。保護者の思いを行政に反映するために、困っていることがある人達こそ、力を合わせる意味があるのです。

「保育園一揆の仕掛け人」の素顔はフツウのママ

杉並区で保育園増設の声を上げた曾山恵理子さんインタビュー・後編

治部 杉並区の待機児童問題や子育て政策に関わる前から、社会問題に関心をお持ちでしたか。それとも、あくまで普通の生活を送っていらっしゃいましたか。

曾山さん（以下、敬称略） まさに後者です。待機児童問題が社会問題であることも意識しておらず、むしろ「周りの人達が困っているから相談に乗っているだけ」くらいの意識でした。

ただ、待機児童問題に悩む人は多く、自分の保活も不安だったので、「これは何とかできないものか？」と。ニュースで私達の活動が報道される半年ほど前から個人でママ友を集めて勉強会を開いたり、先輩ママとの交流のための「保育園情報交流ランチ会」を開いたりしていました。

認可保育園設置のための署名活動をやっていた代表の方から「現役世代に待機児童問題をもっと広めてほしい」と言われたこと。そして、2013年1月の入園申し込み状況を見て「これはもう放っておけない」と感じ、一人勝手に使命感を抱き、行政に対して声を上げることにしました。

—— 日本では、特に会社勤めの方は、実名でネット上でモノを言うことには、抵抗感が強いことが多いです。そうした中、曾山さんは、Twitter など含め、実名で主張をしているのはなぜでしょうか。例えば、ご自身が小さいころから学校の先生や保護者・親戚の方から「自分の意見を言うのはいいこと」というアドバイスを受けてこられたということはあるですか？

曾山 実名を公表して活動することへの不安は特にありませんでした。ママ中心のグループを立ち上げる際、勢いで代表になり、周囲の協力を得て行動してきた中で、実名を出すことのメリットしか考えていなかったのかもしれません。

あのときは「個人の力はとても小さくて弱い。けれど、それが集団となってマスコミを動かすくらいの影響力が生まれれば、きっと行政の側も放っておかないはず」と周囲にも呼びかけていました。

私一人では何もできなかったけれど、同じく保活で苦しんだ仲間がいたから頑張れた。同じように「保活で苦しむママ」に対して「一人じゃないよ、私達がいるよ」というメッセージを送るつもりでもありました。

ただ、「言いたいことを言うには、相応の責任が伴うこと」も強く意識していました。匿名では何を言っても信頼に値しないし、責任を覚悟して行動すべきだ、と思っていました。そして、そのとき、一緒に活動する仲間がいたからこそ、実名を出してでも活動したいと感じたのだと思います。

保活の結果、自分の子どもをどこにも入園させることができないという事態に直面して驚いて相談してきた人、保活中に妊娠して入園を諦めて引っ越しを決意した人など、いろんな出会いがありました。みんな、今は良い友人になっています。

—— 今現在、保育園に入れないかもしれない、実際に入らなかった……と悩んでいる、働くママ＆パパにアドバイスをいただけないでしょうか。

曾山 保育園が足りないのは、あなたのせいじゃありません。でも、きっと都市部の保護者の誰もが、保育園を確保するために奔走し、地域によっては「2年待ち」などという保活状況に辟易する場合があります。

妊娠が分かった瞬間から、将来の仕事と家庭の両立のことを考えて思い悩むかもしれません。子どもの預け先を確保できず、仕事を諦めてしまうケースもあると思います。

でも、大事なのは諦めないことなんです。「保育園が足りない」のは本当にその通り。足りないなら具体的に提案して増やしてもらうしかないんです。

曾山 それでも増えない、間に合わない。私にできることはないか。そう考えた結果、私は2013年11月、子連れで働けるスペース「こどもコワーキング babyCo」(東京都杉並区)を立ち上げました。仕事のあり方に多様性があれば、もっと多くの人がキャリアを諦めずに済むはずだ、と考えたからです。

都市部では育休明けの正社員でも、フルタイム勤務者でも保育園への入園がかなわない場合があります。この実情を鑑みると、フリーランスや求職中の保護者が置かれた状況はさらに厳しいでしょう。ではその人達は保育を必要としないのか、ということそんなことはありません。

認可保育園という行政サービスを使うことができない人達に、個人として何ができるか考えた結果の一つが、「子連れで仕事ができる環境を用意する」ことだったんです。キャッチフレーズは「子どもも仕事も楽しもう!」。子どもと一緒にいながら仕事にも集中できるって、素晴らしいと思いませんか？

—— 昨年お会いしたとき、曾山さんは会社員でしたよね。当時「やりたい」とおっしゃっていた子連れワーキングスペース事業を、本当に実現したんですね……。

曾山 そうなんです。私が勤務していた会社は、マタハラなどを含む就労環境の悪さからやはり長く続けられないという思いが否めませんでした。そして、「やっぱり子育て支援をしたい!」という思いで退職を決意しました。

現在は独立し、コワーキングスペースの運営、キャリアカウンセラー、IT活用支援を仕事にしています。その傍らで子育て支援団体「杉並こどもプロジェクト」を運営しており、時間の使い方が目下の課題です。

—— 私の友人・知人にも自営業やフリーランスで保活に苦労したという人がたくさんいます。私自身は育休中も自宅で仕事をすることが多く、ベビーシッターを頼むこともありました。同じような立場の人が集まって子連れで仕事ができるスペースがあったら、本当に助かると思います。具体的にどんなサービスをしていますか。

曾山 「こどもコワーキング babyCo」は、主に4つのサービスを用意しています。

1) キッズスペース付きコワーキングスペース（子連れで仕事ができるオフィススペース）の提供

自宅で仕事をしていると、結局は子どもの相手をしなくてはならず、なかなか仕事はかどらない。そこで、1人で遊ぶ子どもの姿を見守りながら仕事ができるようにキッズスペースを用意。

2) 保育士有資格者によるシッティングサービス

より作業に集中できるよう、保育士有資格者によるシッティングサービスも提供。保育士は認可保育所への勤務経験はもちろん、子育て経験も豊富な現役ママ。

3) 保育園入園相談、キャリアカウンセリング、子育て相談

自らキャリアカウンセラーとして携わってきた経験を基に、保育園や幼稚園の入園相談、働き方のアドバイス、前述の保育士による子育て相談に対応。

4) 子育て世代の交流イベント・レンタルスペース

保活のことだけでなく、ママ友との交流を大切にしたい方向けに交流イベントやランチ会を開催。平日夜間や土日に子育て世帯がケータリングパーティーができるレンタルスペースとしての利用も可能。
—— 私もさっそくその場所で仕事をしたくなりました（笑）。働く親のニーズをよく理解してくれていることが分かるサービスですね。

ところで、経営のほうはいかがでしょう。子ども関連の事業を補助金なしで運営しようとする、難しいことが多いですね。良心的な価格設定にすると経営が厳しくなり、経営を安定させようとする、普通の人に手が届かない価格になりがちです。

曾山 まさにそうなんです。経営課題は非常に感じており、実は国の「創業補助金」を受けることになっています。設備費や家賃の3分の2を助成してもらうことを前提に、自営に踏み切ったところもあります。

今年の8月にはその補助もなくなってしまうので、事業を軌道に乗せるために「杉並こどもプロジェクト」としてのイベント交流などでも活発にしていこうと思います。

そして実は、当初は予想もしなかったのですが、非常にありがたいことに、TwitterやFacebookを通してbabyCoを知った方から、「面白そうだから、一緒にやらせてほしい!」とお声掛けいただき、今は2人の保育士さんの他に3人のボランティアスタッフにお手伝いいただいています。全員が子どものいる女性で、求職中や専業主婦など様々です。仕事が多過ぎて混乱している私の頭の中を“交通整理”までしてくれるほどの優秀な人材。心から信頼しています。

曾山 また、子育て支援や女性支援に強い事業者と連携して「ほんとうは楽しい仕事&子育て両立サロン」プロジェクトのパートナーをやらせていただいています。働く母親として職場復帰する方の両立支援の一助になればいいな、という思いもあります。

「フツのママ」同士が社会とつながり、輝いていける社会にしたい。babyCo運営を通して、多様な働き方を実現させていくという夢を信じて頑張っていきたいです。私自身も本当に「フツのママ」です。独立も自営も初めてなので、様々な方からお叱り・ご指導をいただきながら何とかやっています。

—— 最後に、働きながら子どもも持ちたいと考える若い人へのメッセージをお願いします。

曾山 私はちょうど 10 年前、27 歳で 1 人目の子どもを産みました。それまでは仕事がとても面白く、課長昇進も間近で、自分の時間はすべて仕事や趣味に充てられる状況でした。それが、妊娠が分かった途端、一転してしまった……。会社の中の様々な制約に初めて気付いたわけです。やはり子育てしながら仕事にまい進するのは難しい環境なのだ、と。

でも今、長男の出産から 10 年経ってみて、正直「それでも何とかなる。だから大丈夫なんだ」って言いたい気持ちでいっぱいです。10 歳になったばかりの息子が、思いやりあふれる自慢の子であるが故、自分のやってきたことはすべて報われている気持ちになっているからかもしれません。

やんちゃざかりの 10 歳男児ですから、日々とんでもないことも起こります。でも、こうして無事成長させてこられたことだけで、私は親として 100 点なんじゃないの？（笑）とも思います。

だいたいのは「何とかなる」と思えるようになること。そして本当に困ったときに「誰か助けて」と声を上げられるようになること。それができれば、子育てはずっとずっと楽になると思います。

今もたびたび夫婦ゲンカもしますし、子どもの気持ちに寄り添えず凹んだりもします。修行中で偉そうなことは言えませんが、自分の周囲から少しずつ少しずつ社会を変えて、過ごしやすい環境にしていけたらいいな、という気持ちでいます。

■シンポジウム■

場所 1号館 5階 1507教室
15:00~17:00

テーマ

「社会福祉学研究と実践の新たな枠組み

ーソーシャルアクションを志向する研究・実践に求められるものー」

シンポジスト	室田信一氏（首都大学東京）
シンポジスト	高良麻子氏（東京学芸大学）
シンポジスト	佐久間裕章氏（NPO 法人ふるさとの会理事長）
コメンテーター	森田明美氏（東洋大学）
コーディネーター	高山直樹氏（東洋大学）

2014年度関東地域ブロック研究大会
大会シンポジウム

社会福祉学研究と実践の新たな枠組み
-ソーシャルアクションを志向する研究・実践に求められるもの-

東京学芸大学
高良 麻子

ソーシャル・アクション研究に至った経緯

研究テーマ:社会的に排除されている人々への支援

独立型社会福祉士の実践や意見の分析による
福祉政策にもとづく制度から排除された人々への支援に関する研究

- ・偶発性、限定性、非継続性等への対応の必要性
- ・問題の可視化、合意形成、非制度的・制度的サービスの創設等の必要性

社会正義とソーシャルワーク実践

地域ケア会議の検討

ソーシャル・アクションに関する研究の必要性

社会福祉士によるソーシャル・アクションの認識と実践に関する研究

社会福祉士によるソーシャル・アクションの体系的把握

研究目的

現代日本におけるソーシャル・アクションの実践を体系的に明らかにすることを目的とする。

ソーシャル・アクションの定義

本研究におけるソーシャル・アクションとは、問題を体験している当事者へのエンパワメント理念にもとづいたアドボカシー機能を果たすための政策・制度を含む構造的変化を想定した、市民、組織、立法・行政・司法機関等への組織的働きかけとし、ジェネラリスト・ソーシャルワークの展開において、必要に応じて活用するひとつの方法だと捉えている。

研究対象

日本においてソーシャルワークを実践する専門職の国家資格は社会福祉士であるため、社会福祉士によるソーシャル・アクションを研究対象とする。

* 本研究はJSPS科研費 23530719 の助成を受けたものです。

2

社会福祉士によるソーシャル・アクションの体系的把握

仮説

- ①社会福祉士によるソーシャル・アクションは、共通するプロセスがある。
- ②社会福祉士によるソーシャル・アクションは、対象レベルが狭く、かつ当事者の参加度が低い。
- ③組織所属の社会福祉士は、組織要因によってソーシャル・アクションを実践することが困難であるため、勤務時間外でソーシャル・アクションを実践している。
- ④サービスの創設を伴うソーシャル・アクションは、専門職としての自律性の高い独立型社会福祉士が行っている。
- ⑤社会福祉士によるソーシャル・アクションのほとんどが、協調的な働きかけである。
- ⑥日頃の活動によるネットワークがある社会福祉士が、成果の確認できるソーシャル・アクションを実践している。
- ⑦ソーシャル・アクションで重要な力量は、パワーアセスメントである。

* 本研究はJSPS科研費 23530719 の助成を受けたものです。

3

社会福祉士によるソーシャル・アクションの体系的把握

研究方法: 成果が確認された社会福祉士によるソーシャル・アクションの実践事例を分析する。

ソーシャル・アクションの成果

成果とは、市民による問題の認識、制度やサービスの改善、サービスの創設のいずれか1つ以上と当事者のニーズの充足を確認できることとする。

データ収集方法: 提示したソーシャル・アクションの定義に合致する実践の中で、最も成果を確認した実践をひとつ選び、調査シートに記入していただくとともに、補足的にインタビュー調査を実施

調査期間: 2012年～2013年(収集したデータは1996年以降)

* 本研究はJSPS科研費 23530719 の助成を受けたものです。

4

社会福祉士によるソーシャル・アクションの体系的把握

調査対象: ・社団法人日本社会福祉士会会員に対して2011年に実施したソーシャル・アクションに関するアンケート調査によって、本調査への参加を承諾し、かつ実際にソーシャル・アクションの実践経験のある社会福祉士11人
・日頃の活動からソーシャル・アクション実践が確認されている社会福祉士34人 (合計45人)

- ・当事者1人(精神障害者)
- ・関係者2人(市長、国会議員秘書)

分析対象事例: 42事例(45事例収集後、定義に該当しない、または成果が確認できない3事例を除外)

* 本研究はJSPS科研費 23530719 の助成を受けたものです。

5

社会福祉士によるソーシャル・アクションの体系的把握

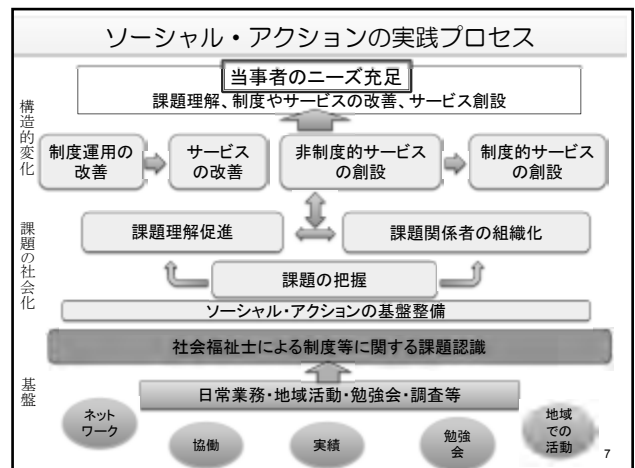
調査内容: 最も成果を確認したソーシャル・アクション実践に関する、認識課題、課題認識状況、目的・手段・結果・成功要因・

分析方法: 阻害要因、立場と役割、所用時間、成果、日頃の活動等
佐藤郁哉「質的データ分析法」を参考に、事例を横軸、コードを縦軸にして文書セグメントを位置づける事例・コード・マトリックスにより行った。なお、データによっては、MAQDA11を利用している。
・ソーシャル・アクションに関する有識者4人のレビュー

倫理的配慮: 本研究は日本社会福祉学会の研究倫理指針を踏まえ、東京学芸大学研究倫理委員会にて承認されている。また、調査対象者の権利等を説明したうえで、承諾書を2部作成し、1部を調査対象者、1部を研究者が保有している。

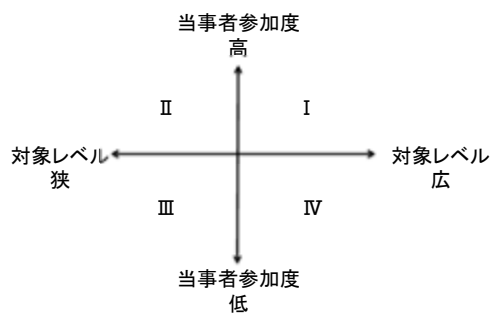
* 本研究はJSPS科研費 23530719 の助成を受けたものです。

6



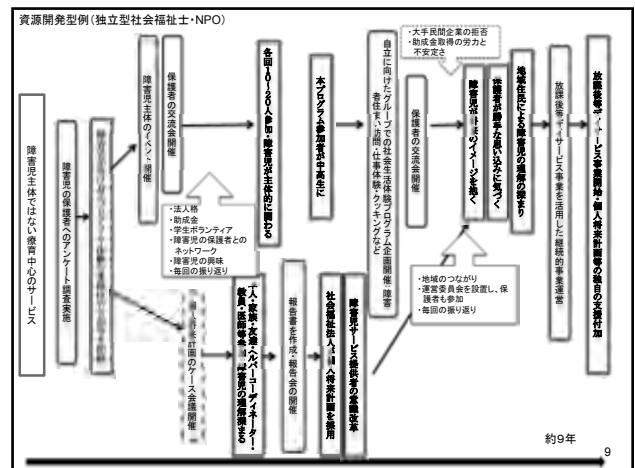
7

当事者参加度と構造的変化の対象レベルを軸とした類型



当事者: 社会福祉士が認識した課題から直接影響を受けている個人

8



約9年

9

ソーシャル・アクションを志向する研究に求められるもの

- ・ソーシャル・アクションの定義
- ・ソーシャルワークにおけるソーシャル・アクションの位置づけ
- ・日本の実践からソーシャル・アクションを明らかにすること
- ・実践者と研究者の協働
- ・実践の可視化
- ・単なるハウツーに終始しないこと

10

ソーシャル・アクションを志向する実践への示唆

- ・地域に根ざしたソーシャル・アクション
- ・制度等に関する課題への解決策を提示し、共に作り上げていくこと
- ・当事者のエンパワメントプロセスとなるソーシャル・アクション
- ・組織要因を活用したソーシャル・アクション
- ・ソーシャルワーカーとしてのアイデンティティの確立と協働

11

日本社会福祉学会 関東地域部会研究大会

ふるさとの会の取り組み

2015年3月15日
NPO法人自立支援センターふるさとの会
代表理事 佐久間 裕章

法人概要

活動エリア
東京都台東区、墨田区
荒川区、豊島区、新宿区

事業所数:33か所

従業員数:271名
(常勤77名、非常勤194名)

年間事業規模
平成24年度 10億6百万円

〔事業目的〕
認知症になっても
がんになっても
障害があっても
家族やお金がなくても
地域で孤立せず
最期まで暮らせるように



ふるさとの会 関連法人

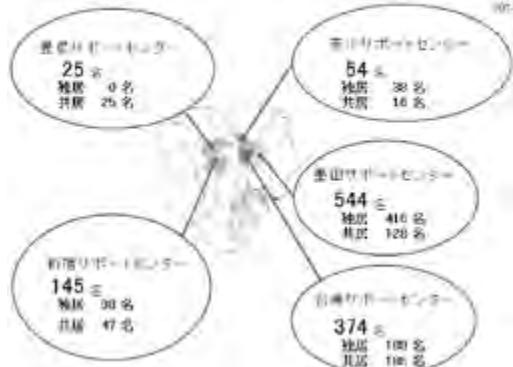
NPO法人 自立支援センター ふるさとの会
(1999年認証)
ボランティアサークルふるさとの会
(1990年設立 夏祭り・越年事業等)
有限会社ひまわり
(2002年設立 介護事業)
株式会社ふるさと
(2007年設立 建物清掃・ケア付き保証人事業)
有限責任事業組合 新宿・山谷ネットワーク
(2008年設立 就労支援・相談事業)
NPO法人 すまい・まちづくり支援機構
(2009年認証 企画起業支援事業)
更生保護法人 同歩会
(2009年認可 更生保護相談事業)
合同会社ふるさと
(2010年設立 資金調達・経営支援事業)

事業目的

認知症になっても
がんになっても
障害があっても
家族やお金がなくても
地域で孤立せず
最期まで暮らせるように

5つの事業エリア（東京都23区）

支援対象者数
1142名
90:40男女比



現在の支援対象者

四重苦を抱える人

106人
2014年8月現在

1142		740		402	
20歳以下	81	20歳以下	24	20歳以下	28
21歳以上	181	21歳以上	89	21歳以上	22
22歳以上	88	22歳以上	128	22歳以上	12
23歳以上	88	23歳以上	108	23歳以上	11
24歳以上	88	24歳以上	111	24歳以上	182
性別別					
男性	58.9%	男性	58.9%	男性	52.7%
年齢別					
20歳以下	104	20歳以下	38	20歳以下	61
21歳以上	58	21歳以上	18	21歳以上	40
22歳以上	72	22歳以上	140	22歳以上	114
23歳以上	44	23歳以上	86	23歳以上	60
24歳以上	18	24歳以上	1	24歳以上	13
25歳以上	258	25歳以上	57	25歳以上	182
性別別					
男性	58.9%	男性	58.9%	男性	52.7%

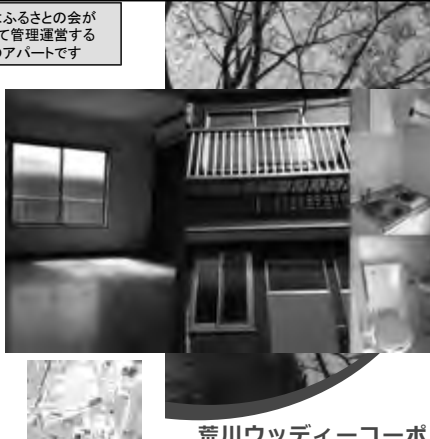
**荒川ウッディーコーポはふるさとのが
居住支援の一環として管理運営する
連帯保証人不要のアパートです**

住所：荒川区南千住3-24-15
 家賃：53,700円
 共益費：月々1,000円
 敷・引：家賃2ヶ月分・1ヵ月
 契約形態：賃貸借契約
 （借地借家法に基づき）
 手続費：102円



木造2階建て
 1階2部屋、2階2部屋の計4部屋
 13.3㎡～15.8㎡
 洋風6畳、エアコン
 インターフォン
 コーヒー・レンジ
 洗面・トイレ・キッチン
 レンズ・ドット・キッチン
 洗面・トイレ・キッチン

株式会社ふるさと
 〒東京都台東区千束4-39-6
 TEL: 03-5621-1111
 開業：約10年
 運営



荒川ウッディーコーポ

**宿泊所・自立援助ホーム
 24時間365日
 既存住宅ストックを活用した
 共同居住**



民間資本を活用した「支援付き住宅」



建替前

- NPO法人
- 住宅メーカー
- 不動産業者
- 地主・家主

家主、地域の不安

1. 賃料収入の低下
2. 高齢入居者の単身生活
3. 担保価値の減損
4. 耐震・耐火への不安
5. 地域医療・購買の空洞化

建替需要喚起

家主、地域の安定

1. 安定借上賃料収入
2. 高齢者への生活支援
3. 担保価値の上昇
4. 防災・防犯対策
5. 地域医療・購買の活性化

事例(墨田区)

古家をリノベーションして
 要介護・認知症高齢者の
 グループホームへ
 12名定員
 当グループ 介護事業所が
 運営

工場をコンバージョンして
 生活支援付き共同住宅へ
 38名定員
 当グループ NPO法人が運営



16

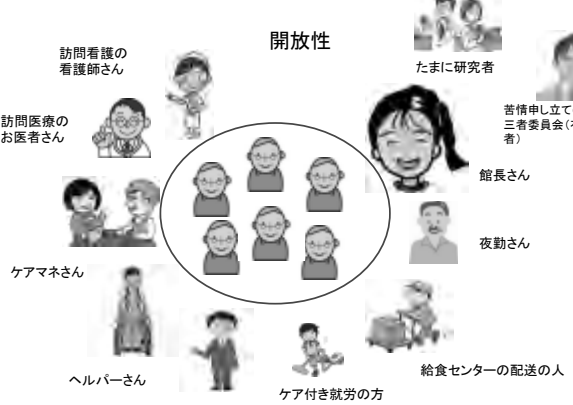
**定員12名
 ほぼ全員認知症**

	年齢	介護度	主診断	認知機能
1	90代	2	不明	12
2	70代	2	VD	
3	70代	2	AD	3
4	70代	5	VD	7
5	60代	1	VD	
6	70代	2	VD	1(参考)
7	60代	2	不明	
8	70代	1	VD	
9	60代	(要支援)	VD	21
10	70代	1	S	
11	70代	1	VD	
12	60代	1	VD	

平均年齢73.8±8.00歳、主診断はフェイスシート等から明らかなものを岡村が推定した、介護保険等のための「保険上診断」とは異なる場合がある。
 AD:アルツハイマー型認知症、VD:血管性認知症、S:統合失調症

東京都健康長寿医療センター研究所・岡村毅研究員作成

開放性



訪問看護の
看護師さん

訪問医療の
お医者さん

ケアマネさん

ヘルパーさん

行政の方

ケア付き就労の方

給食センターの配達の人

たまに研究者

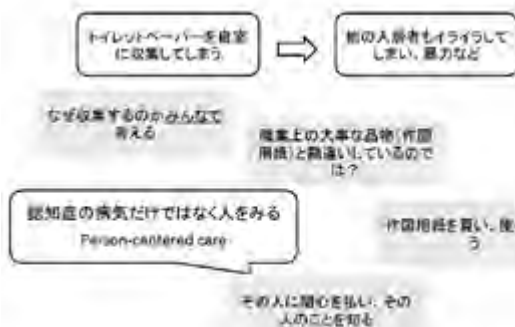
苦情申し立ての第
三者委員会(有識
者)

館長さん

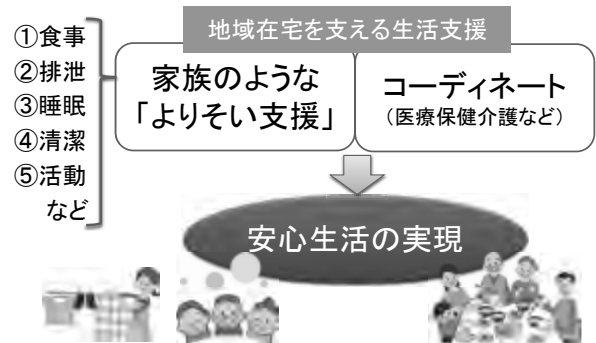
夜勤さん

東京都健康長寿医療センター研究所・岡村毅研究員作成

トラブル対応



機能障害を生活障害にしない



頻度の高い日常生活支援 (30%以上の人に求められている支援)

支援内容
困った時、寂しい時の相談
病気になったとき相談、受診予約、通院同伴
制度利用についての相談、手続きの支援
食事の準備
居住環境の保持(掃除、ゴミ出し、室温・換気)
日常的な金銭管理
服薬管理

情緒的、情動的、手段的ソーシャル・サポートを、
統合的・連続的に提供すること＝家族的支援

平成23年度厚労省「高齢者の生活支援に関する調査」(高齢者の生活支援に関する調査)
「生活支援に関する調査」(高齢者の生活支援に関する調査)

支援を受ける人が支援をする側に回り、
支援をする人が支援を受ける人から支援される…

《生活支援労働》で雇用創出 (ソーシャルファームとして地域展開)

就労支援ホーム(ケア付き就労支援)

2丁目ハウス
(台東区 男性11名)



なすな
(豊田区 男性5名)



上池ハウス
(豊田区 男性26名)

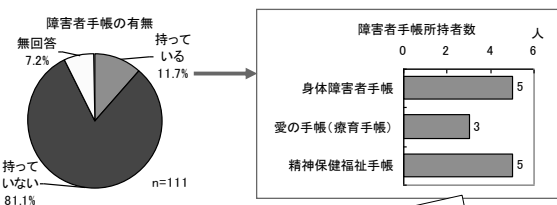


はるかぜ
(豊田区 女性・母子6世帯)



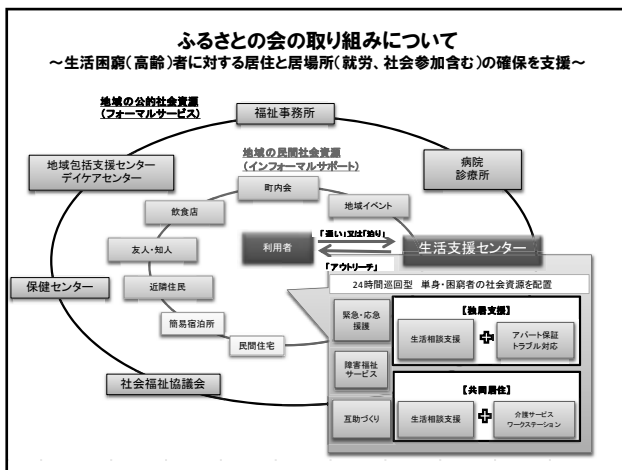
向島5丁目ハウス
(豊田区 男性12名)

ケア付き就労 ①障害の有無



手帳の有無だけでは「働きづらさ」はわからない。就労支援ホームでは、軽度の知的障害なども含めると、直近の利用者55名のうち三分の一以上(20名)になんらかの障害や精神疾患がある。

(出典: 平成23年度厚生労働省社会福祉推進事業内「ケア付き就労利用者調査」より)



地域ケア連携をすすめる会 (山谷地域を中心に23団体・個人が会員)

運営委員長 浅草病院医師 本田徹
副委員長 三井記念病院相談員 尾方欣也／ふるさとの会理事 滝脇憲(事務局併任)
事務局 訪問看護ステーションコスモス 鶴沢 喜恵子
 浅草あおばケアサービス 加藤宏樹／ほうらい地域包括支援センター 木下明
 友愛会理事長 辻師秀典／山友荘責任者 油井和徳

規約第二条(目的) 本会は、台東区・墨田区・荒川区を中心に、路上生活者・生活保護受給者など生活が困難な状況にある人々に対し、居住支援と社会サービスの事業者が連携し、安定した住居と生活、及びより善い医療・保健・福祉サービスを提供するネットワークの形成を目的とする。

認知症サポーター養成講座参加者計20名
日時：H25年5月1日 30名参加

認知症サポーターが終わった後、みんなでオレンジリングを付け、記念写真を撮りました。(「新宿サポートセンターだより」第6号より)



「低所得高齢者等住まい・生活支援モデル事業」の概要

平成26年度予算(案)
1.2億円

- 事業概要**
 - 自立した生活を送ることが困難な低所得・低資産高齢者を対象に、社会福祉法人やNPO法人等が、地域支援の拠点となることを通じ、
 - ①既存の空家等を活用した低廉な家賃の住まいの確保を支援するとともに、
 - ②日常的な相談等(生活支援)や見守りにより、高齢者が住み慣れた地域において継続的に安心して暮らせるような体制を整備することについて、国としても支援する。
 - また、③これらの事業を実施するための基金の立ち上げ支援とともに、広域プラットフォーム(地域連携・協働の仕組み)の構築に対する支援も併せて行う。
- 実施主体**
 - ①市区町村(社会福祉法人等へ委託) ③都道府県(社会福祉法人等へ委託)
- 補助率等**
 - ①及び② 1事業当たり 5,106千円(16か所:定額) ※最長3か年 ③7,779千円(5か所:1/2相当) ※最長3年

①住まいの確保支援 (1事業のイメージ)

空家を活用
高齢者の住まい

住居情報の提供・相談・入居支援を実施

②生活支援

訪問や相談援助等の生活支援サービスを提供しつつ、見守りを実施

③広域プラットフォーム構築支援等 (イメージ)

地域連携・協働の仕組み構築

社会福祉法人(NPO法人等)の連携

地域包括支援センター・保健センター・社会福祉協議会・民間住宅・民間企業等



「生きつらさ」を
支える本

対人援助の実践的索引

佐藤幹夫監修 NP0 法人自立支援センターふさとの会 的場由木編・著
A5判・並製・ブックレット 定価800円＋税

- ★職業としてケアを実践している人、必携！
 ★問題行動を抑制しない等、ユニークなケアを実践する現場から生まれた知恵。
 ★「こんなときどうする」に、対応できる考え方を育む。
 ★専門家だけでなく、高齢や障害等、さまざまな理由で「生きづらさ」を抱える人の家族、友人にも有益。
 ……福祉関係だけでなく、心理の棚でも

【目次】 ▼第1章 なぜ対人援助論が必要になったのか ▼第2章 生活支援とは何か ▼第3章 基本的な信頼関係を構築するために (対人援助論Ⅰ) ▼第4章 各人が自律した互助の関係を築く (対人援助論Ⅱ) (ほか)

★佐藤幹夫: 批評誌『飢餓陣営』主宰。『自閉症裁判』ほか、福祉関連分野の著作多数。

☆ふるさと会：1990年、東京山谷地域の日雇い労働者を支援するボランティア団体として発足。以来ケアする対象を高齢者や子どもたちまで広げている。近年は若者層の利用も増え、就労支援も行なっている。会の活動の記録はTVでも紹介された。

★**決めの場**由木「ボランティア・アジアネットワークの会」にて生活困窮者支援に関わりはじめる。2001年「特定非営利活動法人自立支援センターふるとの会」入社。保健師として、ふるとの会の生活支援員を対象としたケア研修及び対人援助研修を実施して

〒102-0071 千代田区富士見2-2-2 電話03-3234-5997 <http://www.s-pn.jp> kikaku@s-pn.jp

申込書	書店印	発行	冊	著・編・監 著・監・編	定価 800 円 + 税	※本品はいつでも入船します (フリ入船) 言智舎・代表取締役 杉山尚次了解
				対人援助の実験的引き方 「対人援助の実験的引き方」 著 田中 幸子		

言視舎 FAX03-3234-5957



誰もが安心して暮らせる地域づくりを

ふるさとの会はボランティアの参加と 寄付を求めています。

ふるさとの会では、誰もが安心して暮らされる地域を作ってゆくにために各種の地域支援事業を行っています。新宿区大久保では地域交流拠点「まちカフェふるさと」を運営し、ふるさと共済会ではひとり暮らし高齢者などが地域のなかで相互に支え合い、互助を作ってゆくための温泉旅行、バーベキュー大会、ガレージセールなどの地域イベントを開催しています。また、がん療養中の利用者の日常生活をサポートする「がん基金」を設置しています。これらの活動は皆様からのご支援、ご協力により支えられています。

ボランティアサークルとの共催事業

山谷夏祭り



暑い中、毎年多くの方にご参加いただいています。

越年冬祭り



隅田川での路上生活者支援（炊き出し）の様子

地域相談拠点としてのカフェ運営

まちカフェふるさと



まちカフェフォーラムを毎月開催。地域の皆さんと認知症サポーター養成講座を受講しました。

共済会温泉旅行



栃木県の那珂川苑にて年に4回行っているイベントです。付き添いや資金面でのご支援を！

ふるさと共済会の取り組み

ガレージセール



安く提供できる日用品や雑貨を求めています。販売のお手伝いも大募集！
＜第3水曜日12：30-14：00＞

＜詳細日程は、HPの方にて更新されますのでご確認ください。＞

現在、ふるさとの会では以下のご支援・ご協力を求めています

「社会貢献したい」「日中活動の場がほしい」「生活困窮者支援を行う事業を支えたい」とお思いの方、学生の方はぜひこちらのボランティアを！

「社会貢献したいけど、忙しくて時間がない」「ボランティア活動をしたいけど、難しい」「団体を資金面で支えたい」とお思いの方は、ご寄付による支援をお願いいたします！

活動ボランティア

現在ふるさとの会では、多くの学生や地域の方がボランティアとして活動しています。

路上生活者支援としての炊き出しから、地域生活に移行されたのちの継続支援、互助づくりを行う「ふるさと共済会」の各種イベントへのご協力をお願いいたします。まちカフェでの運営ボランティアも大募集

■「ふるさと共済会」

地域で暮らす単身高齢者・障害者などが、相互に支え合い、互助を作ってゆくことを目的にしています。

■「まちカフェふるさと」

地域との交流の拠点として、新宿区大久保で運営しているコミュニティカフェです。気軽に立ち寄り誰もが相談することが出来ます。

■「ガレージセール」

毎月第3水曜日に、ふるさとの会・地域生活支援センターで行っている、ふるさと共済会のフリママーケットです。売上は互助づくりのイベント等に活用しています。

ご寄付による活動支援

頂きましたご寄付は以下の用途にて使用させていただきます。

- ① 互助イベントの費用
- ② がん基金（がん療養中の方が日常生活で要する物品購入・外出イベントの開催）
- ③ まちカフェふるさとの運営費
- ④ 山谷夏祭りの開催費用
- ⑤ 越年冬まつり（炊き出し・鍋会の費用）

寄付の方法

＜資金寄付＞

■郵便振替

口座番号：00110-9-513732

名義：NPO法人自立支援センターふるさとの会
（ご寄付の用途を指定される場合は、通信欄にその旨をご記入ください）

■オンライン寄付サイト

「Give One（ギブワン）」

<http://www.giveone.net/op/pg/CmPage.aspx?ctrn=10009>

（上記、④⑤のプロジェクトのみオンラインで寄付可能。その他の用途に関しては、郵便振替をご利用ください）

＜物品寄付＞

ガレージセールに出品できる、日用品や雑貨、保存のきく食料品や季節の衣類などを求めています。
※下記の場所までお持ちいただくか、郵送をお願いします。

ご不明な点は、下記の連絡先までお問い合わせください。



＜お問い合わせ＞ NPO法人 自立支援センターふるさとの会 事務局
〒111-0031 東京都台東区千束4-39-6-4F
TEL：03-3876-8150 FAX：03-3876-7950
E-mail: volunteer@hurusatonokai.jp
<http://www.hurusatonokai.jp/>

■ 総会・関東部会研究大会奨励賞授与式 ■

場所 1号館 5階 1507教室
17:00～17:30

日本社会福祉学会関東地域ブロック総会

日時：2015 年 3 月 15 日（日） 17：00～17：30

場所：東洋大学白山キャンパス 1 号館 1507 教室

1. 2014 年度事業報告（2014 年 4 月～2015 年 3 月）

1）運営委員会

- 第 1 回（2014. 5. 16）、第 2 回（2014. 8. 27）、第 3 回（2014. 11. 12）、第 4 回（2015. 3. 15）の計 4 回開催（於：東洋大学白山キャンパス）
- 執行体制：2014 年度より新体制にて運営。担当理事：高山直樹（東洋大学）、
経理担当：大島巖（日本社会事業大学）、監事：森田明美（東洋大学）
- 2014 年度の運営委員体制
- 各部会活動の実施・運営（広報委員会、社会福祉学評論編集委員会、大会部会、その他）

2）関東部会研究大会

- 2014 年度研究大会を 2015 年 3 月 15 日に開催（於：東洋大学白山キャンパス）
- ・大会テーマ「社会福祉学研究と実践の新たな枠組み—ソーシャルアクションを志向する研究・実践に求められるもの—」
- ・記念講演：記念講演（学会賞奨励賞受賞者：単著書部門と論文部門の 2 名）
- ・基調報告：「再考 社会福祉学研究におけるソーシャルアクション」
- ・シンポジウム：「社会福祉学研究と実践の新たな枠組み—ソーシャルアクションを志向する研究・実践に求められるもの—」
- ・自由研究報告：22 演題（研究報告部門 16 題、萌芽的研究報告部門 4 題、実践報告部門 2 題）

3）社会福祉学評論

- 電子ジャーナルで、社会福祉学評論 13 号を発行
- 編集規定・執筆要項を改訂し、担当編集委員の役割分担等、査読体制を構築
- 2014 年中（4 月～12 月）に 13 件の投稿あり

4）ホームページ

- 2009 年 12 月より運用開始
- ・ホームページコンテンツの充実や関東大会抄録集、ニューズレター等を PDF で掲載
- ・毎日平均 100～250 件のアクセス
- コンテンツとして、電子ジャーナル化された機関誌「社会福祉学評論」の一般公開をメインに、研究大会、ニューズレター、運営委員会、新着のお知らせなど。その他、関東地区で開催の公開講座・講演会、博士論文公開審査、最終講義の情報等を紹介するページを設置
- 会員情報管理システム（SOLTI）によるメール配信サービスと連携し、情報発信を実施
- ・社会福祉学評論 13 号発行のお知らせを 2014. 11. 14 に一斉配信
- ・メールマガジンを 2015. 1. 19 に一斉配信

5) ニュースレター

- 関東部会ニュースレターNo. 18 (8 ページ) を 2014. 12. 24 に発行し、関東部会研究大会チラシを同封し、関東部会会員に郵送

2. 2015 年度事業計画 (2015 年 4 月～2016 年 3 月)

1) 運営委員会

- 年 4 回の開催
- 各部会活動の実施・運営 (広報委員会、社会福祉学評論編集委員会、大会部会、その他)
- 研究大会 (2016 年 3 月開催予定) の企画、運営準備
- 研究奨励賞の継続実施

2) 関東部会研究大会

- 2016 年 3 月に開催予定

3) 社会福祉学評論

- 電子ジャーナルで、社会福祉学評論 14 号を発行予定
- 若手研究者等の積極的な投稿の活性化を促進する
- 査読体制の整備を推進する

4) ホームページ

- メール配信との連携、RSS による更新情報の提供、メールマガジン等の情報提供、Twitter、Facebook などのソーシャルメディアの活用により、より多くの関係者のホームページへのアクセスを促進する
- メール一斉配信システムと連携した情報発信を体系的に実施する

5) ニュースレター

- 関東部会ニュースレターNo.19 を発行予定

6) 他関係機関との連携

- 社会福祉学専攻協議会院生協議会との関係強化についての議論を継続する

7) その他

3. 2015 年度・関東地域部会運営委員の選出

4. その他

2014年度/2015年度社会福祉学会関東地域部会委員会運営委員名簿

連番	2014年度 運営委員	所属機関・団体	2014年度担当	2015年度 運営委員候補
1	大島巖	日本社会事業大学	経理担当/編集委員	継続
2	森田明美	東洋大学	監事	継続
3	荒井浩道	駒澤大学	広報委員	継続
4	岡田哲郎	立教大学	広報委員	継続
5	岡部卓	首都大学東京	編集委員	継続
6	小野孝嘉	東京都社会福祉協議会	広報委員	継続
7	北本佳子	昭和女子大学	編集委員	継続
8	黒岩亮子	日本女子大学	大会担当	継続
9	小林理	東海大学	編集委員	継続
10	齊藤順子	淑徳大学	編集委員	継続
11	榊原美樹	明治学院大学	編集委員	継続
12	佐藤信人	認知症介護研究・研修センター	大会担当	継続
13	高橋克典	聖徳大学	大会担当	継続
14	田嶋英行	文京学院大学	大会担当	継続
15	月田みづえ	昭和女子大学	広報委員	継続
16	賛川信幸	日本社会事業大学	大会担当	継続
17	原田欣宏	日本社会福祉士会・高崎健康福祉大	大会担当	継続
18	菱沼幹男	日本社会事業大学	編集委員	継続
19	山口麻衣	ルーテル学院大学	編集委員	継続
20	山田知子	放送大学	大会担当	継続
21	李恩心	法政大学	編集委員	継続
22	六波羅詩朗	目白大学	大会担当	継続
23	渡邊浩文	武蔵野大学	広報委員	継続
24		上智大学		後任検討中
25	高山直樹	東洋大学	関東部会担当理事	継続
26	丸山晃	東洋大学	事務局/大会担当	継続
27				

※順不同、敬称略

一般社団法人日本社会福祉学会
2014 年度関東部会研究集会抄録集

発行日 2015 年 3 月 15 日

編集者 一般社団法人日本社会福祉学会
関東地域部会運営委員会

発行者 一般社団法人日本社会福祉学会関東地域部会

連絡先 東洋大学社会学部社会福祉学科 高山直樹
〒112-8606 東京都文京区白山 5-28-20

Email : kantobukaijimukyoku@gmail.com
